日本年金機構
Japan Pension Service

Press Release

平成26年1月10日
（照会先）
品質管理部長　　竹村　英機
（電話直通　03－6892－0752）

経営企画部広報室
（電話直通　03－5344－1110）

報道関係者　各位

事務処理誤り等（平成25年11月分）について

平成 25 年 11 月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

なお、日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

別添

事務処理誤り等（平成２５年１１月分）について

Ⅰ　概　要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り及び業務上発生した事件・事故（社会保険庁時代のものを含む。以下「事務処理誤り等」という。）について、１１月に、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤り等の詳細な報告が完了したもの及びシステム事故等の詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

・これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則として、その事案の概要等を公表します。今回取りまとめた557件のうち、公表可能な545件について、その概要を日本年金機構ＨＰに掲載しています。

Ⅱ　状　況

〔以下の分析については、システム事故等を除く事務処理誤り等の５５７件を対象としています。〕

１　事務処理誤り等区分別件数

（１）受付時の書類管理誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　0件　(0.0%)
〔郵送や窓口で受領した書類の担当部署への回付漏れ等、受付時の誤り〕

（２）確認・決定誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・377件　(67.7%)
〔届書内容の確認誤り、金融機関等のコード記入誤り等、事実関係の誤認や法令の適用誤り〕

（３）未処理・処理遅延・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29件　(5.2%)
〔審査決定すべき届書の未処理、社会保険オンラインシステムへの入力漏れ、日本年金機構本部への進達漏れ、関係部署からの返戻書類の未処理等〕

（４）入力誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33件　(5.9%)
〔数字や氏名等の入力誤り、一部項目の入れ違え等、入力時の誤り〕

（５）通知書等の作成誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17件　(3.0%)
〔様式誤り、記載事項誤り等、出力・作成時等の誤り〕

（６）誤送付・誤送信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7件　(1.3%)
〔別の送付先への書類混入等の誤送付、誤送信、誤交付等、配付時の誤り〕

（７）説明誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50件　(9.0%)
〔窓口、電話等での制度説明誤り、申請書等の指示誤り等、相談時の誤り〕

（８）受理後の書類管理誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　0件　(0.0%)
〔受理した申請書、添付書類の紛失等〕

（９）記録訂正誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　0件　(0.0%)
〔別人の記録を訂正、別人の記録を統合〕

(10) 事故等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44件　(7.9%)
〔身分証明書等の紛失、不適正な事務処理等、お客様への不審電話等、通常の業務処理の流れの中での誤りには該当しないもの〕

合計　557件（100.0%）

2　制度等別件数

（1）厚生年金適用関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　26件　(4.7%)
（2）厚生年金徴収関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7件　(1.3%)
（3）国民年金適用関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21件　(3.8%)
（4）国民年金徴収関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　63件　(11.3%)
（5）年金給付関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　403件　(72.3%)
（6）船員保険関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　0件　(0.0%)
（7）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37件　(6.6%)

合計　557件（100.0%）

3　制度等別･事務処理誤り等区分別内訳

表１　制度等別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時の書類管理誤り	確認･決定誤り	未処理･処理遅延	入力誤り	通知書等の作成誤り	誤送付･誤送信	説明誤り	受理後の書類管理誤り	記録訂正誤り	事故等	計
厚生年金適用関係	0 (0)	15 (1)	3 (0)	7 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (2)
厚生年金徴収関係	0 (0)	3 (2)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (4)
国民年金適用関係	0 (0)	11 (0)	1 (0)	6 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	21 (0)
国民年金徴収関係	0 (0)	26 (4)	5 (0)	11 (0)	6 (0)	5 (0)	6 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (0)	63 (5)
年金給付関係	0 (0)	322 (1)	20 (0)	8 (0)	8 (0)	0 (0)	43 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	403 (1)
船員保険関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	37 (0)	37 (0)
計	0 (0)	377 (8)	29 (0)	33 (2)	17 (0)	7 (1)	50 (1)	0 (0)	0 (0)	44 (0)	557 (12)

（注）（　）内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

4　事務処理誤り等の原因

（1）原因別件数

① 確認不足・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・393 件　(70.6%)

〔窓口装置操作の際にキータッチ等を誤ったもの・入力を漏らしていたもの、通知書等の封入封緘時における内容物や宛先の確認を漏らしていたもの等〕

② 適用・認識誤り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101 件　(18.1%)

〔法令や通知等に係る解釈を誤っていたもの、理解が不足していたもの等〕

③ 届書等の放置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15 件　(2.7%)

〔本来行うべき処理を多忙や失念により適切な時期までに処理を行わなかったもの〕

④ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48 件　(8.6%)

〔不正行為、不適正な事務処理、事故等〕

合計　　557 件（100.0%）

（2）原因別･事務処理誤り等区分別内訳

表 2　原因別・事務処理誤り等区分別内訳一覧表

	受付時の書類管理誤り	確認・決定誤り	未処理・処理遅延	入力誤り	通知書等の作成誤り	誤送付・誤送信	説明誤り	受理後の書類管理誤り	記録訂正誤り	事故等	計
確認不足	0 (0)	292 (8)	14 (0)	33 (2)	17 (0)	7 (1)	30 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	393 (12)
適用･認識誤り	0 (0)	81 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	18 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	101 (0)
届書等の放置	0 (0)	0 (0)	15 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (0)
その他	0 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	42 (0)	48 (0)
計	0 (0)	377 (8)	29 (0)	33 (2)	17 (0)	7 (1)	50 (1)	0 (0)	0 (0)	44 (0)	557 (12)

（注）（ ）内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

（3）原因別･制度等別内訳

表 3　原因別･制度等別内訳一覧表

	厚生年金適用関係	厚生年金徴収関係	国民年金適用関係	国民年金徴収関係	年金給付関係	船員保険関係	その他	計
確認不足	20 (2)	7 (4)	17 (0)	48 (5)	301 (1)	0 (0)	0 (0)	393 (12)
適用・認識誤り	5 (0)	0 (0)	2 (0)	9 (0)	85 (0)	0 (0)	0 (0)	101 (0)
届書等の放置	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	13 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (0)
その他	0 (0)	0 (0)	2 (0)	5 (0)	4 (0)	0 (0)	37 (0)	48 (0)
計	26 (2)	7 (4)	21 (0)	63 (5)	403 (1)	0 (0)	37 (0)	557 (12)

（注）（ ）内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

5　事務処理誤り等による影響

（1）事務処理誤り等による影響額別内訳

表 4　事務処理誤り等による影響額別一覧表

影響額	厚生年金適用関係	厚生年金徴収関係	国民年金適用関係	国民年金徴収関係	年金給付関係	船員保険関係	その他	計
影響額なし	14 (1)	5 (2)	16 (0)	46 (5)	103 (0)	0 (0)	37 (0)	221 (8)
１万円未満	2 (1)	0 (0)	0 (0)	12 (0)	12 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (1)
１万円以上５万円未満	1 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	45 (0)	0 (0)	0 (0)	49 (0)
５万円以上１０万円未満	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	32 (0)	0 (0)	0 (0)	34 (0)
１０万円以上５０万円未満	5 (0)	1 (1)	2 (0)	4 (0)	107 (1)	0 (0)	0 (0)	119 (2)
５０万円以上１００万円未満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	42 (0)	0 (0)	0 (0)	43 (0)
１００万円以上５００万円未満	2 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	56 (0)	0 (0)	0 (0)	59 (1)
５００万円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
計	26 (2)	7 (4)	21 (0)	63 (5)	403 (1)	0 (0)	37 (0)	557 (12)

（注１）（　）内は、非公表とした事案の件数を再掲したものである。

（注２）影響額の区分は、事務処理誤り等によって年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のあった額を表示した。

（注３）影響額の区分欄の「影響額なし」とは、①誤送付などで年金や健康保険等の給付額、保険料徴収額等に影響のないもの、②賞与支払届の金額を誤って入力したが、保険料納付までに保険料納付額を訂正できたものなどで年金や健康保険等の給付、保険料徴収額等に影響のないものをいう。また、影響額の未確定のものも「影響額なし」とする。

（２）事務処理誤り等による事象別内訳

表 ５　事務処理誤り等による事象別一覧表

事　　象	件　数	総額（円）	平均金額（円）
過払い（年金等の額を多く払いすぎた件）	77	47,462,757	616,399
未払い（年金等の額を少なく支払った件）	212	205,564,673	969,644
過徴収（保険料金額を多く徴収した件）	21	5,138,850	244,707
未徴収（保険料金額を少なく徴収した件）	13	6,008,603	462,200
誤還付（保険料金額を誤ってお返しした件）	2	73,758	36,879
その他	11	12,093,504	1,099,409
計	336	276,342,145	822,446

（注１）「表５事務処理誤り等による事象別一覧表」は、「表４事務処理誤り等による影響額別一覧表」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

（注２）「総額（円）」は、事務処理誤り等によって年金や保険料徴収額等に影響のあった額の合計金額を表示した。

（注３）「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと未払いがある件	9 件	11,798,317 円
未払いと未徴収がある件	1 件	238,051 円
過払いと過徴収がある件	1 件	57,136 円

６　事務処理誤り等の判明契機

（１）日本年金機構内部で判明・・・・・・・・・・・・・・・・　316 件　(56.7%)

（２）日本年金機構外部からの通報等により判明・・・・・・・　204 件　(36.6%)

（３）その他（事件・事故等）・・・・・・・・・・・・・・・・　37 件　(6.7%)

合計　557 件（100.0%）

Ⅲ　システム誤りに伴う事故

・該当する事故等はありませんでした。

○日本年金機構の平成25年11月分の事務処理誤り等一覧（1～82ページ）

1. 厚生年金適用関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1P 整理番号 1～24

2. 厚生年金徴収関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6P 整理番号 25～27

3. 国民年金適用関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7P 整理番号 28～48

4. 国民年金徴収関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・12P 整理番号 49～106

5. 年金給付関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23P 整理番号 107～508

6. その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82P 整理番号 509～545

（注）各事項について、1.受付時の書類管理誤り、2.確認・決定誤り、3.未処理・処理遅延、4.入力誤り、5.通知書等の作成誤り、6.誤送付・誤送信、7.説明誤り、8.受理後の書類管理誤り、9.記録訂正誤り、10.事故等の順に編綴

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
1	新規適用届に係る事業所整理記号の払出し誤りについて	確認・決定誤り	茨城	水戸南	2013年4月22日	2013年5月16日	○担当者より、新規適用事業所の事業所整理記号の払出し誤りがあると報告があり、確認したところ、新規適用届に係る事業所整理記号の払出し誤りが判明しました。	○事業所の新規適用届を処理する際、誤った事業所整理記号を払出し入力処理を行ったことによります。 ○担当者の確認不足が原因です。	2事業所8名	—	0	○担当者が2事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○新規適用届の再処理を行い、健康保険被保険者証の差替を確認しました。	○担当部署において、事業所整理記号を払出す際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
2	資格取得届に係る被保険者整理番号の誤りについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2013年5月1日	2013年5月2日	○担当者が、適用関係届書更新エラーリストを確認したところ、資格取得届に係る被保険者整理番号の誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、備考欄に厚生年金基金及び健康保険組合における被保険者整理番号が記載されていたにもかかわらず、異なる整理番号で入力を行ったものです。	1事業所28名	—	0	○担当者が厚生年金基金及び健康保険組合の担当者にお詫びの上、被保険者整理番号の変更ができない旨説明し、了承を得ました。事業所に対して説明していただけるとのお申出があったためお願いしました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
3	資格取得届に係る被保険者種別の誤りについて	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2013年5月10日	2013年5月20日	○事業所より、健康保険適用除外申請書及び資格取得届を提出したが、健康保険被保険者証が送付されてきたとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る被保険者種別の誤りが判明しました。	○健康保険適用除外申請書及び資格取得届を入力する際、被保険者種別を「厚生年金のみ加入」で入力すべきところ、誤って「健康保険と厚生年金に加入」で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料について、納入告知書で納付いただくことで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書及び納入告知書を送付しました。 ○健康保険被保険者証及び決定通知書を回収しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	外部
4	資格取得届に係る基礎年金番号の入力誤りについて	確認・決定誤り	東京	港	2012年10月12日	2012年11月29日	○A様より、国民年金保険料の控除証明書の記載内容について問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る基礎年金番号の入力誤りが判明しました。	○B様の資格取得届を入力する際、誤って氏名・生年月日が同一であるA様の基礎年金番号で入力したため、A様の国民年金記録が資格喪失となり口座振替が停止したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所2名	—	0	○担当者が事業所及びB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付したA様の年金手帳等を回収しました。 ○担当者がA様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、早割保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○A様及びB様の記録を訂正しました。 ○A様に正しい国民年金保険料控除証明書、B様の事業所に決定通知書を送付しました。	○担当部署において、お客様の年金番号を氏名索引する際には、氏名・生年月日のみならず、住所や年金加入状況等の確認についても徹底するよう周知を行いました。	外部
5	資格喪失届に係る喪失原因の誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2013年4月18日	2013年5月17日	○社会保険労務士より、資格喪失届の喪失原因が誤っているとの連絡があり、確認したところ、資格喪失届に係る喪失原因の誤りが判明しました。	○委託業者が資格喪失届を入力する際、喪失原因を「死亡」で入力すべきところ、誤って「その他（一般喪失）」で入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、社会保険労務士あてに決定通知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
6	算定基礎届に係る標準報酬月額の誤りについて	確認・決定誤り	群馬	前橋	2005年7月8日	2012年9月21日	○事務センターより、お客様の厚生年金記録と厚生年金基金記録の標準報酬月額が相違しているとの照会があり、確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の誤りが判明しました。	○算定基礎届を入力処理する際、平成18年6月以前については、支払基礎日数が20日以上の月で算定すべきところ、認識不足により、19日の月も含め計算したことによります。 ○決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
7	新規適用届に係る適用種別の入力漏れについて	確認・決定誤り	香川	事務センター	2013年1月30日	2013年3月29日	○農林漁業団体の担当者より、新規適用事業所の情報提供がされていないとの問合せがあり、確認したところ、新規適用届に係る適用種別の入力漏れが判明しました。	○新規適用届の処理を行う際、適用種別を「農林漁業団体職員共済組合から厚生年金保険へ統合された事業所」と入力すべきところ、「一般事業所」と入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所3名	―	0	○担当者が事業所にお詫びの上、健康保険被保険者証の差替について説明し、了承を得ました。 ○新規適用届の再処理を行い、健康保険被保険者証の差替を確認しました。	○担当部署において、届書等を処理する際のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
8	資格取得届に係る事業所整理記号の誤りについて	確認・決定誤り	千葉	市川	2013年5月13日	2013年5月23日	○A事業所より、B事業所の健康保険被保険者証が届いたとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届に係る事業所整理記号の誤りが判明しました。	○B事業所より、事業所整理記号の記載がない資格取得届を受付た際、誤ってA事業所の整理記号を記載し処理したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	2事業所1名	―	0	○担当者がA事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。B事業所の健康保険被保険者証を回収しました。 ○担当者がB事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、B事業所に決定通知書及び健康保険被保険者証を送付しました。	○担当部署において、事業所整理記号及び整理番号が未記入の届書を審査する際、事業所に確認を行った上で処理を行うよう周知・徹底しました。	外部
9	算定基礎届に係る標準報酬月額の誤りについて	確認・決定誤り	千葉	幕張	2012年7月17日	2013年6月6日	○70歳以上被用者算定基礎届を事業所に送付する際、記録を確認したところ、算定基礎届に係る標準報酬月額の誤りが判明しました。	○社会保険労務士より、誤った標準報酬月額が記載された算定基礎届を受付し処理する際、誤りに気付かずそのまま処理したものです。 ○決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	未徴収	126,905	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。事業所に対して説明していただけるとのお申出であったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、決定通知書を送付しました。	○担当部署において、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
10	育児休業等取得者申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	東京	世田谷	2009年10月頃	2011年4月7日	○担当者が月額変更届の審査時に記録を確認したところ、育児休業等取得者申出書の受理誤りが判明しました。	○事業主は育児休業等の対象となる労働者から除外されることを説明の上、育児休業等取得者申出書を返戻すべきところ、認識不足により、誤って受理したことによります。	1事業所1名	未徴収	2,524,197	○担当者が事業所にお詫びの上、申出書の取消について説明し、了承を得ました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○育児休業等取得者申出書の取消処理を行いました。	○担当部署において、書類の受付及び審査時の確認の徹底について周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
11	届書の処理時における作成原因欄の入力漏れについて	確認・決定誤り	愛知	中村	2013年6月4日	2013年6月19日	○事業所より、納入告知書が届いたが保険料額が多いとの問合せがあり、確認したところ、会計検査院の実地検査を受けて提出された届書の処理時における作成原因欄の入力漏れが判明しました。	○会計検査院実地検査にて指摘を受けた事業所の月額変更届を入力するため、算定基礎記録を取消する際、作成原因欄に「1」を入力した上で保険料の差額を計算すべきところ、認識不足により、入力を失念したものです。	1事業所1名	過徴収	86,035	○担当者が事業所にお詫びの上、保険料については、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、保険料が調整されていることを確認しました。	○担当部署において、会計検査院の実地検査により提出された届書の処理の取扱い及び入力後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
12	賞与支払届の未処理について	確認・決定誤り	山形	山形	2008年7月8日	2013年6月11日	○事業所より、賞与支払届の控と決定通知書の内容を確認したところ、1名分の決定通知書が届いていないとの問合せがあり、確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○磁気媒体による賞与支払届を処理する際、お客様が資格喪失済であったため、一旦資格喪失記録を取消た上で、処理すべきところ、失念したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	未徴収	18,788	○担当者が事業所にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○お客様にお詫びの文書及び訂正後の記録を送付しました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、入力処理後のエラーリストの確認及びダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
13	年金事務所段階の記録回復に係る標準賞与額の訂正誤りについて	確認・決定誤り	大阪	淀川	2011年12月22日	2013年3月27日	○事務センターより、賞与額の処理状況について確認依頼があり、確認したところ、年金事務所段階の記録回復に係る標準賞与額の訂正誤りが判明しました。	○年金事務所段階の記録回復に係る標準賞与額の訂正処理を行う際、認識不足により、標準賞与額を誤って処理したものです。	1事業所1名	過徴収	2,451	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、保険料について、次回納付時に調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あて還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査事務の要点及び入力処理後のダブルチェック等を徹底するよう周知しました。	内部
14	第四種被保険者期間の加入誤りについて	確認・決定誤り	福井	敦賀	1975年12月11日	2013年3月4日	○未支給請求書を受理した際に、確認したところ、死亡したお客様の第四種被保険者期間の加入誤りが判明しました。	○死亡したお客様の第四種被保険者資格取得時に、合算対象期間とならない脱退手当金支給済み期間を含め、厚生年金加入期間が10年未満にもかかわらず、第四種被保険者の資格取得を行ったことによります。	1名	過徴収	312,408	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の訂正処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
15	賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	宮城	事務センター	2010年7月28日	2012年9月3日	○年金事務所より賞与支払届について確認依頼があり、確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○処理方法が不明であったため一旦保留扱いとした賞与支払届について、処理方法を確認の上速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠ったことにより、失念したものです。	1事業所4名	未徴収	414,577	○担当者が事業所にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。	○担当部署において、未処理分の書類の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
16	賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	神奈川	鶴見	2006年8月21日	2012年10月19日	○厚生年金記録と厚生年金基金記録の賞与記録が相違していたため、確認したところ、賞与支払届の未処理が判明しました。	○事業所より資格喪失後に賞与支払届を受付た際、資格喪失記録を取消た後に賞与支払届を入力処理すべきところ、処理を失念したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったことによります。	1事業所6名	その他	238,051	○担当者が事業所にお詫びの上説明しました。また、保険料については時効により徴収できないこと及び年金給付には反映することを説明し、了承を得ました。 ○年金受給者である1名のお客様にお詫びの上、年金額仮計算書を受理し、了承を得ました。 ○担当者が処理を行い、事業所あてに決定通知書を送付しました。 ○年金額仮計算書を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
17	70歳以上被用者賞与支払届の未処理について	未処理・処理遅延	和歌山	事務センター	2010年6月22日	2012年5月21日	○年金事務所より、資格喪失届の審査の際に70歳以上被用者賞与支払届が未提出であったため事業所に照会したところ、既に事業所から提出している旨の申し出があった旨の連絡があり、確認したところ、70歳以上被用者賞与支払届の未処理が判明しました。	○事業所から70歳以上被用者賞与支払届が提出され処理を行った際にエラーとなり、その後の補正処理を行わなかったため年金の支給停止が行われず過払いが発生したものです。 ○担当者による確認が不十分であったことによります。	1事業所2名	過払い	235,474	○担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、過払いについては返納していただくことで了承を得ました。 返納方法申出書を受理しました。 ○担当者が処理を行い、機構本部に返納方法申出書を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、エラー分の補正については複数名に確認を徹底するよう周知しました。	内部
18	被扶養者異動届の入力誤りについて	入力誤り	鹿児島	事務センター	2013年4月15日	2013年4月19日	○担当者が処理済の被扶養者異動届を確認したところ、被扶養者異動届の入力誤りが判明しました。	○被扶養者異動届を入力する際、氏名を誤って処理したものです。 ○担当者が入力処理後のチェックリストとの確認前に体調を崩し退社し、チェックリストとの確認作業の引継がされず、誤った氏名の健康保険被保険者証が作成されたことが原因です。	7事業所7名	—	0	○担当者が7事業所を受託している社会保険労務士にお詫びの上、健康保険被保険者証の差替について説明し、了承を得ました。事業所に対して説明していただけるとのお申出であったためお願いしました。 ○担当者が訂正処理を行い、健康保険被保険者証の差替を確認しました。	○担当部署において、入力後のダブルチェックの徹底及び未処理分等届書の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部
19	被扶養者異動届の入力誤りについて	入力誤り	静岡	事務センター	2013年1月15日	2013年4月24日	○社会保険労務士より、被扶養者異動届(削除)を提出したが、別の被扶養者が削除されているとの問合せがあり、確認したところ、被扶養者異動届の入力誤りが判明しました。	○委託業者が被扶養者異動届(削除)を入力する際、被扶養者番号を誤って入力したため、削除すべきでない被扶養者を削除したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○扶養者異動届の訂正処理を行いました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
20	被扶養者異動届の入力誤りについて	入力誤り	群馬	渋川	2005年6月6日	2013年6月6日	○社会保険労務士より、国民年金第3号被保険者期間の不整合に伴うお知らせ文書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、被扶養者異動届の入力誤りが判明しました。	○被扶養者異動届を入力する際扶養でなくなった日を平成17年6月で入力すべきところ、誤って平成7年6月で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が社会保険労務士及びお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、誤って送付したお知らせ文書を回収しました。	○担当部署において、入力処理後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
21	資格取得届の作成原因欄の入力誤りについて	入力誤り	東京	渋谷	2008年5月1日	2013年6月11日	○担当者が二以上事業所勤務被保険者一覧表を確認したところ、資格取得届の作成原因欄の入力誤りが判明しました。	○資格取得届を入力する際、作成原因欄を空白で入力すべきところ、「二以上勤務被保険者」として入力したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	未徴収	2,275,620	○担当者が事業所にお詫びの上、保険料について、一括調整することで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行いました。	○担当部署において、入力処理後のダブルチェックの徹底及び二以上事業所勤務被保険者一覧表と届書の突合せの徹底について周知を行いました。	内部
22	資格取得届の標準報酬月額の入力誤りについて	入力誤り	東京	事務センター	2013年4月25日	2013年5月28日	○事業所より、保険料額が合わないとの問合せがあり、確認したところ、資格取得届の標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○委託業者が資格取得届を入力する際、報酬月額75千円で入力すべきところ、誤って750千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所1名	—	0	○担当者が事業所にお詫びの上、保険料について、納入告知書で納付いただくことで了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書及び納入告知書を送付しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
23	月額変更届の標準報酬月額の入力誤り	入力誤り	大阪	事務センター	2012年4月11日	2012年5月23日	○事業所より、保険料額が合わないとの問合せがあり、確認したところ、月額変更届の標準報酬月額の入力誤りが判明しました。	○委託業者が月額変更届を入力処理する際、報酬月額80千円で入力すべきところ、誤って800千円で入力したことによります。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1事業所2名	未払い	90,483	○担当者が事業所にお詫びの上説明し、保険料については、納入告知書で納付いただくことで了承を得ました。 ○年金受給者であるお客様にお詫びの上、年金の支払が遅延する旨説明し、了承を得ました。 ○担当者が訂正処理を行い、事業所あてに決定通知書及び納入告知書を送付しました。 ○お客様に年金が支払されていることを確認しました。	○委託業者に対し、誤入力の防止及びチェック体制の強化を要請したところ、入力担当者に事象を説明し、入力時の確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
24	資格取得・資格喪失等確認通知書の喪失年月日の記載誤りについて	通知書等の作成誤り	大阪	淀川	2013年5月9日	2013年5月9日	○区役所より、国民年金第2号被保険者の喪失年月日と資格取得・喪失等確認通知書の喪失年月日が相違しているとの問合せがあり、確認したところ、資格取得・資格喪失等確認通知書の喪失年月日の記載誤りが判明しました。	○お客様より、資格取得・資格喪失等確認請求書の提出があり、資格取得・喪失等確認通知書を作成する際、資格喪失日を平成25年2月12日とすべきところ、平成25年2月14日と誤って記載し交付したものです。 ○担当者の確認不足及び決裁時にも誤りに気付かなかったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、区役所から交付された国民健康保険証の差替が必要である旨説明し、了承を得ました。 ○正しい資格取得・喪失等確認通知書を交付しました。	○担当部署において、通知書等作成時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
25	債務承認書の誤交付について	確認・決定誤り	岩手	盛岡	2013年6月25日	2013年6月25日	○A事業所より、B事業所の債務承認書が交付されたとの問合せがあり、確認したところ、債務承認書の誤交付が判明しました。	○担当者がA事業所に債務承認書を交付した際、事業所名等の確認不足により、誤ってB事業所の債務承認書を交付したものです。	2事業所	―	0	○担当者がA事業所及びB事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○A事業所より誤って交付したB事業所の債務承認書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等を交付する際の個人情報等の取扱いの徹底について周知しました。	外部
26	保険料納入告知額・領収済額通知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	福井	事務センター	2013年2月14日	2013年2月21日	○委託業者より、納入告知書の作成を誤ったとの連絡があり、確認したところ、保険料納入告知額・領収済額通知書の作成誤りが判明しました。	○委託業者が保険料納入告知額・領収済額通知書を作成する際、年金事務所名の記載が異なる用紙を使用し作成したものです。	6事業所	―	0	○担当者が6事業所にお詫びの上、通知書の差替について説明し、了承を得ました。 ○保険料納入告知額・領収済額通知書を再作成し、差替を行いました。	○委託業者に対し、通知書等作成時の用紙の確認の徹底について要請したところ、担当者に確認を徹底するよう指導した旨の報告がありました。	外部
27	督促状の誤送付について	誤送付・誤送信	大阪	天王寺	2013年5月17日	2013年5月20日	○事業所より保険料を納入したにもかかわらず督促状が届いたとの問合せがあり、確認したところ、督促状の誤送付が判明しました。	○督促状の送付対象及び引抜き対象事業所を抽出し、督促状を作成した際、送付分と引抜き分を同一の箱で管理していたため、誤って引抜き分の督促状を送付したものです。	117事業所	―	0	○担当者がすべての事業所にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って送付した督促状の廃棄を依頼しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、督促状を送付する際、送付分と引抜き分の管理を別の箱で行うことを周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
28	国民年金任意加入申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	東京	八王子	2010年8月23日	2013年6月27日	○担当者が資格喪失者一覧表を確認したところ、国民年金任意加入申出書の受理誤りが判明しました。	○任意加入時に、お客様が老齢基礎年金の繰上げ受給者であることの確認を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	過徴収	484,440	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時において、老齢基礎年金繰上げ受給の有無を確認するよう周知・徹底しました。	内部
29	市役所における基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	青森	八戸	2013年4月22日	2013年5月27日	○A様より、B様の納付書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、市役所における基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○市役所においてB様の住所変更届を受付した際、B様の基礎年金番号が不明であったため、氏名索引を行ったところ、誤って同姓同名・同一生年月日のA様の基礎年金番号を記載し、事務センターへ進達したことによります。	2名	―	0	○担当者がA様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付したB様の納付書を回収しました。 ○担当者がB様にお詫びの文書を送付しました。 ○資格記録の補正処理を行いました。 ○その後、B様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、お客様の基礎年金番号を氏名索引する際には、氏名・住所のみならず、前住所地や年金加入状況等の確認についても徹底するよう報告を受けました。	外部
30	国民年金被保険者種別変更記録の確認漏れについて	確認・決定誤り	長野	松本	1986年4月1日	2013年4月19日	○お客様より、今年7月に60歳になるが、口座振替額通知書には12月前納の金額が記載されているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金被保険者種別変更記録の確認漏れが判明しました。	○昭和59年11月より任意加入したお客様の被保険者記録を、昭和61年4月より第1号被保険者として種別変更処理すべきところ、処理を失念したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による前納保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、被保険者種別の確認の徹底について周知を行いました。	外部
31	任意加入時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	豊中	2002年10月29日	2013年6月10日	○お客様より、受給資格要件について問合せがあり、確認したところ、任意加入時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○任意加入時に、海外留学中の一時帰国期間を誤って合算対象期間に算入したため、受給資格要件を満たさなくなったことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、資格喪失申出年月日の訂正及び時効消滅した保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格喪失申出年月日及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	外部
32	国民年金第3号被保険者3号該当届（年金確保支援法）の処理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	小倉北	2013年2月21日	2013年3月5日	○担当者が処理済の届書を確認したところ、国民年金第3号被保険者3号該当届の処理誤りが判明しました。	○担当者が第3号被保険者3号該当届を処理する際、被扶養者期間の確認不足により、誤って処理したものです。 ○ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1名	―	0	○担当者がお客様のご家族にお詫びの上説明し、お詫びの文書を送付しました。 ○担当者が第3号記録の補正処理を行いました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等の事前審査及び決裁時のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
33	国民年金任意加入申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堺東	2008年9月29日	2013年6月11日	○お客様が老齢基礎年金の請求のため来所した際、記録を確認したところ、国民年金任意加入申出書の受理誤りが判明しました。	○任意加入時に、お客様が老齢基礎年金の繰上げ受給者であることの確認を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	過徴収	840,030	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時において、老齢基礎年金繰上げ受給の有無を確認するよう周知・徹底しました。	内部
34	疑重複者調査・確認票の処理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2010年8月6日	2013年3月28日	○他年金事務所より、A様の基礎年金番号をB様が使用しているとの連絡があり、確認したところ、疑重複者調査・確認票の処理誤りが判明しました。	○B様の疑重複者調査・確認票を審査する際、A様と疑重複対象者の氏名の漢字が相違していたため、別人と判断した上で国民年金の適用勧奨等を行うべきところ、同一人と判断したため、A様の氏名訂正後、B様に年金手帳を送付したものです。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	2名	—	0	○担当者がA様にお詫びの上説明し、被保険者記録回答票及び納付書等を送付することで了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、疑重複者調査・確認票を審査する際、お客様の氏名、生年月日、性別、住所の確認を慎重に行うよう周知しました。	内部
35	国民年金任意加入時における資格喪失予定年月日誤りについて	確認・決定誤り	大阪	今里	2008年7月2日	2012年8月3日	○お客様から年金請求書について問合せがあり、確認したところ、国民年金高齢任意加入申出時における資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○高齢任意加入申出時に、誤って20歳前の婚姻期間を合算対象期間として計算したことにより、納付要件満了日を誤ったことが原因です。	1名	未徴収	225,540	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正を行い平成23年1月から平成24年3月までの納付書及び経過書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件について複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
36	国民年金高齢任意加入申出時の確認誤りについて	確認・決定誤り	千葉	市川	2009年8月19日	2013年6月13年	○事務センターより、老齢年金裁定請求書が返戻され、確認したところ、国民年金高齢任意加入申出時の加入期間の確認誤りが判明しました。	○高齢任意加入の申出があった際、加入期間の対象とならない専門学校生であった期間を誤って合算対象期間に算入したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上、受給権を満たすためには後納制度等による納入が必要である旨説明し、了承を得ました。 ○お客様に後納納付書を送付し、保険料の納付を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、高齢任意加入時加入期間等の確認を確実に行うよう周知しました。	内部
37	国民年金高齢任意加入に係る合算対象期間の確認誤りについて	確認・決定誤り	北海道	新さっぽろ	2013年4月25日	2013年5月21日	○事務センターより、老齢年金裁定請求書が返戻され、確認したところ、国民年金任意加入申出時の加入期間の確認誤りが判明しました。	○高齢任意加入の申出があった際、昭和61年3月以前の任意加入未納期間を合算対象期間に算入し、受給権発生済と判断したことにより任意加入申出書を返戻したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○任意加入申出書を受理し納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、特例高齢任意加入時の加入期間の確認を徹底して行うよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
38	国民年金任意加入に係る資格取得予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	群馬	高崎	2007年4月25日	2013年4月15日	○お客様が年金請求のため来所し、記録を確認したところ、国民年金任意加入に係る資格取得予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入時に、配偶者が厚生年金に加入しているお客様の20歳前の期間について、誤って合算対象期間として計算したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	未徴収	44,940	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○任意加入期間について3ヵ月不足分の納付書を交付し納付いただく旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認の徹底について改めて周知を行いました。	外部
39	国民年金被保険者資格関係届の未処理について	未処理・処理遅延	宮城	事務センター	2012年2月27日	2012年6月12日	○担当者が資格記録の確認を行ったところ、国民年金被保険者資格関係届の未処理が判明しました。	○国民年金資格関係届のリストを入力処理する際、届書が折り込まれた状態で未処理となったものです。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	未徴収	15,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、時効消滅により遡って保険料を領収することはできないとの回答があり、改めてお詫びの上、後納制度について説明し、了承を得ました。 ○後納申込書を受理し、納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等の事前審査及び入力後のダブルチェックの徹底について周知しました。	内部
40	国民年金第3号被保険者に係る配偶者記録の入力誤りについて	入力誤り	山口	山口	1997年3月21日	2013年7月18日	○お客様より、国民年金第3号被保険者期間の不整合に係るお知らせが届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金第3号被保険者に係る配偶者記録の入力誤りが判明しました。	○国民年金第3号被保険者届を入力処理する際、配偶者ではなく別人の基礎年金番号で入力処理を行ったことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○配偶者記録の補正処理を行い、誤って送付した通知を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、第3号被保険者届の審査時において、本人記録のみならず配偶者記録についても確認の徹底を行うよう周知しました。	外部
41	国民年金被保険者資格取得申出書の入力誤りについて	入力誤り	静岡	事務センター	2013年5月30日	2013年7月2日	○海外在住により任意加入しているお客様より、国内協力者の氏名が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、国民年金被保険者資格取得申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が国民年金被保険者資格取得申出書の入力する際、国内協力者の氏名を誤って入力したことによります。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	―	0	○担当者がお客様の配偶者にお詫びの上説明し了承を得ました。 ○氏名変更記録の補正処理を行い、通知書及び納付書の差替えを行いました。	○委託業者より、再発防止に係る報告書が提出され、入力後のダブルチェックの徹底について報告がありました。	外部
42	委託業者による国民年金被保険者住所変更届の入力誤りについて	入力誤り	静岡	事務センター	2013年4月8日	2013年6月3日	○A様より、B様の郵送物が届いた問合せがあり、確認したところ、委託業者による国民年金被保険者住所変更届の入力誤りが判明しました。	○委託業者がA様の国民年金第3号被保険者住所変更届の入力を行う際、確認不足により、誤ってB様の基礎年金番号を入力したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたものです。	2名	―	0	○担当者がA様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者がB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○A様住所記録の補正処理を行いました。 ○B様の住所変更処理を行い、お詫びの文書を送付しました。	○委託業者より、再発防止に係る報告書が提出され、入力時及び入力後のチェックを徹底するよう周知した旨の報告がありました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
43	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	入力誤り	大阪	枚方	2008年10月22日	2013年2月27日	○担当者が65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認を行ったところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○資格取得申出書を入力処理する際、資格喪失予定年月日を平成25年7月と入力すべきところ、誤って平成25年1月と入力したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納保険料額と既に納付いただいた平成24年4月分から平成24年12月分までの前納保険料額との差額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○資格記録及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認を複数名で徹底して行うよう周知しました。	内部
44	国民年金第1号被保険者種別変更年月日の入力誤りについて	入力誤り	埼玉	事務センター	2013年4月30日	2013年5月16日	○お客様より、種別変更の手続きを行ったが、第3号被保険者であった期間について納付書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金第1号被保険者種別変更年月日の入力誤りが判明しました。	○委託業者が種別変更届を入力する際、種別変更年月日を平成25年3月と入力すべきところ、誤って平成23年5月と入力したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、お詫びの文書及び前納保険料納付書を送付しました。 ○前納による納付を確認し、被保険者記録照会回答票を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、配偶者情報の確認の徹底について周知しました。 ○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、改めて注意喚起を行う旨、報告を受けました。	外部
45	国民年金資格取得届の入力誤りについて	入力誤り	大阪	堺東	2013年1月14日	2013年2月25日	○お客様より、ねんきん定期便に重複した年金記録の記載があるとの問合せがあり、確認したところ、国民年金資格取得届の入力誤りが判明しました。	○国民年金被保険者関係届の入力を行う際、基礎年金番号の入力を誤って入力処理したことによります。 ○入力処理後もダブルチェックを漏らしたことが原因です。	1名	―	0	○担当者がA様にお詫びの上、今回の事象について説明し、了承を得ました。 ○A様の資格記録の補正処理を行い、被保険者記録回答票を送付しました。 ○B様の記録が正常に処理されている旨、確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力後の処理結果リストを複数名で徹底して確認するよう周知しました。	外部
46	国民年金の加入期間終了と国民年金の加入月数のお知らせに係る通知書の様式誤りについて	通知書等の作成誤り	長野	事務センター	2013年3月13日	2013年3月15日	○お客様より、他県の事務センターから通知書が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金の加入期間終了と国民年金の加入月数のお知らせに係る通知書の作成誤りが判明しました。	○国民年金の加入期間に係る通知書の作成を行う際、通知書が不足したことから、他県の事務センターの通知書を使用して作成した際、通知書の差出人欄の訂正を漏らしたことによります。	251名	―	0	○担当者がお客様へお詫びの文書及び正しい通知書を作成し送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書を送付する際は、内容に誤りがないか確認を徹底するよう周知を行いました。 ○委託業者において、今回の事象を説明し、印刷及び発送に誤りがないよう確認の徹底・周知を図ったとの報告を受けました。	外部
47	国民年金任意加入時における説明誤りについて	説明誤り	福岡	南福岡	2012年8月8日	2012年8月22日	○お客様より、年金請求について問合せがあり、確認したところ、国民年金任意加入時における説明誤りが判明しました。	○任意加入中のお客様より、受給権発生月について相談があった際、平成24年11月より受給可能な旨説明すべきところ、認識不足により、平成24年10月分までの保険料を8月に納付いただければ、8月より受給可能と誤って説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上、説明しました。 ○後納制度により保険料を納付することで受給権が1ヵ月早まる旨説明し、了承を得ました。 ○後納申込書及び任意加入資格喪失申出書を受理し、還付処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入申出者の受給権発生日の確認を徹底して行うよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
48	郵便事業株式会社の配達員による郵便物の隠匿について	事故等	鹿児島	鹿児島北	2013年6月1日	2013年6月24日	○郵便事業株式会社より連絡があり、郵便事業株式会社の配達員による郵便物の隠匿が判明しました。	○郵便事業株式会社の配達員が郵便物を隠匿していたものです。	3名	―	0	○郵便事業株式会社の担当者がお客様にお詫びの上説明し，了承を得ました。 ○2名のお客様に国民年金還付請求書及び1名のお客様に免除承認通知書を交付しました。	○郵便事業株式会社に再発防止策を要請したところ、配達員に対する指導を強化した旨の顛末書が提出されました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
49	国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	貝塚	2012年8月27日	2013年1月27日	○事務センターより、特別支給の老齢厚生年金請求書が返戻されたため、記録を確認したところ、国民年金保険料後納申込書の受付時における受給要件の確認誤りが判明しました。	○後納申込書の受付時に、誤って国民年金保険料が納付済である月の厚生年金同月得喪期間を重複して受給資格期間に算入したため、受給権を満たしていないお客様から任意加入資格喪失申出書を受理したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、資格喪失申出日を訂正可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○資格喪失申出日の訂正処理を行い、納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、後納申込時の受給要件の確認の徹底について改めて周知しました。	内部
50	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	2012年12月26日	2013年2月20日	○お客様より、付加保険料について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○付加保険料納付申出書を入力する際、手作業で付加保険料納付書を作成すべきところ、作成を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を含む前納保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理に係る内容確認の徹底及びダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
51	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査誤りについて	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2013年4月30日	2013年5月24日	○お客様より、免除承認期間について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査誤りが判明しました。	○国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付た際、お客様は平成25年3月20日に離職していることから、平成25年3月分から承認決定すべきところ、確認不足により、平成25年4月から承認決定したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。 ○承認通知書を交付し、誤った通知書を回収しました。 ○免除記録の補正処理を行い、通知書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、免除申請の審査の際は、審査項目の再確認及び複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
52	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2013年3月14日	2013年4月15日	○担当者が書類審査をしたところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○口座振替を行っているお客様より、1年前納から1ヵ月早割する届出書を受付る際、誤って金融機関に口座振替納付申出書を送付したことにより口座振替期限が経過したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による平成25年4月分及び5月分の保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○口座振替納付申出書の訂正処理及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書の事前審査の確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
53	国民年金保険料免除申請書の審査誤りについて	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2013年5月13日	2013年5月27日	○事務センターより、免除却下期間に誤りがあるとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除申請書の審査誤りが判明しました。	○免除・納付猶予申請書の審査の際、確認不足により、却下すべきではない学生納付特例承認期間についても却下決定したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○免除記録の補正処理を行い通知書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査及び決裁における内容確認の徹底について周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
54	国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査決定誤りについて	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2013年4月30日	2013年5月24日	○市役所より、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の審査区分に誤りがあるとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予の審査誤りが判明しました。	○免除・納付猶予申請書の審査を行う際、世帯主変更の前後期間を分けて免除区分を審査すべきところ、誤ってすべての期間を4分の3免除期間として承認したものです。 ○審査後のチェックにおいても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○免除記録の補正処理を行い、正しい免除承認通知書を送付しました。誤って送付した通知書の破棄を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、国民年金保険料・免除・猶予申請書の審査を行う際、審査項目の再確認及び複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
55	国民年金保険料追納期間の確認誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2013年2月12日	2013年3月22日	○担当者より、追納期間について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料追納期間の確認誤りが判明しました。	○国民年金保険料追納申込書の入力処理を行う際、一番古い学生納付特例期間の納付書を作成すべきところ、全額免除期間の納付書を作成したことによります。 ○決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	―	0	○担当者がお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成15年2月分の追納保険料を領収可能との回答があり、現金領収し了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、追納可能期間の確認を複数名で行うよう周知・徹底しました。	内部
56	市役所における国民年金保険料口座振替納付申出書の送付漏れについて	確認・決定誤り	徳島	徳島北	2013年1月15日	2013年4月2日	○お客様より、納付書が送付されたが口座振替申出の用紙が届いていないとの問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金保険料口座振替納付申出書の送付漏れが判明しました。	○市役所において、資格取得届を受付た際、速やかに口座振替納付申出書を送付すべきところ、失念したことによります。	1名	過徴収	580	○市役所及び年金事務所の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替1年前納額で領収不可との回答があり、お客様に改めてお詫びの上、説明し、了承を得ました。	○市役所において、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行った旨の報告を受けました。	外部
57	国民年金保険料口座振替納付申出書の金融機関控の送付漏れについて	確認・決定誤り	東京	北	2012年4月9日	2013年5月2日	○お客様より、平成25年4月分の前納保険料が口座から引落しされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の金融機関控の送付漏れが判明しました。	○口座振替納付申出書を受理した際、金融機関控えを送付し、申出書に確認印を受けたものを入力処理すべきところ、確認不足により失念し口座振替が不能となったものです。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納額で領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、口座振替納付申出書の入力前に金融機関の確認印のチェックを徹底して行うよう周知しました。	外部
58	国民年金保険料学生納付特例申請書の審査誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2011年11月1日	2013年1月8日	○担当者が学生納付特例申請書を確認したところ、国民年金保険料学生納付特例申請書の審査誤りが判明しました。	○学生納付特例申請書を受付た際、誤って学生納付特例の対象とならない科目等履修生についても承認可能と判断し申請書を処理したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、学生納付特例申請書を取消、学生納付特例申請書に免除申請があったものとみなし決定を行うとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○免除申請書の入力処理を行い、承認通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、学生納付特例申請書の審査を行う際は、学生証等、添付書類を確認の上、承認の可否を判断することを周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
59	国民年金付加保険料納付申出書の受理漏れについて	確認・決定誤り	大阪	淀川	2012年7月5日	2012年10月26日	○お客様より、納付書が届かないとの問合せがり、確認したところ、国民年金付加保険料納付申出書の受理漏れが判明した。	○区役所において、付加保険料の申出を受けた際、関係書類の余白に付加申出ありと記載し、申出書の受理を失念したことによります。 ○その後の点検においても、確認を怠ったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○付加保険料納付申出書の入力処理及び納付記録の補正処理を行いました。	○区役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書の点検・進達の際の注意事項の再確認について周知・徹底が図られました。	外部
60	国民年金保険料追納期間の確認誤りについて	確認・決定誤り	岩手	宮古	2013年3月29日	2013年4月1日	○担当者が入力済の書類を確認していたところ、国民年金保険料追納期間の確認誤りが判明しました。	○窓口担当者が追納申込書を受付る際、平成16年2月分より追納が可能と説明すべきところ、確認不足により、誤って平成16年3月より追納が可能と説明し申込書を受理したものです。	1名	過徴収	3,400	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付された追納保険料については還付し、平成25年度加算額で追納するよう回答があり、お詫びの上説明し、了承を得ました。 ○平成25年度加算額の追納納付書を交付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、追納納付書を作成する際は、複数名で追納可能期間を確認するよう周知・徹底しました。	内部
61	口座振替情報の確認不足による付加保険料納付書の作成誤りについて	確認・決定誤り	山形	事務センター	2013年4月1日	2013年4月4日	○担当者が過誤納記録の確認を行ったところ、口座振替情報の確認不足による付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○口座振替納付申出書及び付加保険料納付申出書を受付た際、誤って付加保険料納付書を作成し送付したことによります。 ○お客様より、付加保険料が納付され口座振替依頼データが作成されず、定額保険料が未納となったものです。	1名	過徴収	400	○担当者がお客様にお詫びの上、付加保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し入力処理を行いました。	○担当部署において、口座振替者の付加保険料納付書を作成する際、口座振替情報を確認の上、作成及び送付し、入力後の確認を複数名で行うよう周知・徹底しました。	内部
62	国民年金保険料口座振替の説明誤りについて	確認・決定誤り	愛知	中村	2013年4月30日	2013年5月16日	○お客様より、前納保険料が口座振替されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の説明誤りが判明しました。	○任意加入中のお客様が前納額で納付を希望されている際、65歳以降に特例任意加入が予定されており、今年度中に65歳を到達される方については、口座振替不可のため現金領収が必要となる旨説明すべきところ、失念したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、後納制度により納付書で納付いただくことで了承を得ました。 ○納付書を作成し交付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、研修を行うとともに同様の説明誤りが再発しないよう周知・徹底しました。	外部
63	国民年金保険料口座振替納付申出書の金融機関控の送付誤りについて	確認・決定誤り	千葉	市川	2013年2月27日	2013年5月17日	○受付進捗管理システムで届書の進捗確認を行った際、国民年金保険料口座振替納付申出書の金融機関控の送付誤りが判明しました。	○日本年金機構のホームページよりダウンロードした口座振替納付申出書を金融機関へ送付する際、写しを添付の上、送付すべきところそのまま送付したため、誤って金融機関控として認識され、事務所に提出されなかったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、既に納付していただいた金額と口座振替による1年前納額との差額を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、還付請求書を受理したところ、了承を得ました。 ○還付請求書の入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、機構ホームページよりダウンロードした口座振替納付申出書を受付た際、金融機関控としてコピーを添付し、ダブルチェックを行うよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
64	国民年金保険料口座振替緊急停止の処理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2013年4月24日	2013年5月10日	○担当者が口座振替停止者の解除処理を行っていたところ、国民年金保険料口座振替緊急停止の処理誤りが判明しました。	○学生納付特例の対象者であるお客様より、口座振替申出書を受付た際、学生納付特例の申請がされているものと誤認し、口座振替緊急停止処理をしたことによります。	1名	過徴収	1,110	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、平成25年4月分の納付書及び平成25年5月から平成26年3月分の前納納付書を送付しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、すでに納付書にて納付いただいた差額を還付可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、緊急停止処理を行う際は、お客様の意思確認を行い、処理に誤りがないようダブルチェックの徹底するよう周知しました。	内部
65	国民年金保険料口座振替緊急停止の処理誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2013年4月25日	2013年5月1日	○お客様より、国民年金保険料が口座引落しされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替緊急停止の処理誤りが判明しました。	○お客様よりクレジットカード納付の依頼があり、口座振替緊急停止処理を行った際、誤ってお客様の口座で引き落としを行っている配偶者の口座振替についても停止したことによります。 ○その後、お客様より口座振替へ変更したいとの申出を受けた際、確認を失念し、口座振替再開処理を漏らしたものです。	2名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納保険料額と同額の保険料及び付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理及び口座振替の再開処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、緊急停止の処理をする際は複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
66	国民年金保険料口座振替緊急停止の処理誤りについて	確認・決定誤り	長野	小諸	2013年4月25日	2013年5月14日	○お客様より、国民年金保険料が口座引落しされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替緊急停止の処理誤りが判明しました。	○お客様より、振替額通知書について照会があった際、回答した事跡を、誤って緊急停止依頼書の管理ケースに保管し、停止処理を行ったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理及び口座振替の再開処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、金融機関へ緊急停止の依頼をする際は、停止依頼書に確認の押印をし、停止理由を記載の上、複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
67	国民年金保険料口座振替の再開処理漏れについて	確認・決定誤り	栃木	宇都宮西	2013年4月30日	2013年5月29日	○お客様の配偶者より、口座振替で半年前納を行っているが引落しされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替の再開処理漏れが判明しました。	○お客様より、口座振替の緊急停止依頼を受け処理をした後、停止の登録が反映される前に任意加入申出書及び口座振替納付申出書を入力したため、新規の口座振替についても停止となり、その後の再開処理を失念したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による半年前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の訂正処理及び口座振替の再開処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、口座振替緊急停止後に、再開処理の要否を確認すること及び緊急停止依頼の翌月に再点検を行うことを周知・徹底しました。	外部
68	国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りについて	確認・決定誤り	岐阜	多治見	2009年4月1日	2013年5月23日	○担当者が資格喪失者一覧表を確認したところ、国民年金任意加入に係る資格喪失予定年月日の誤りが判明しました。	○任意加入の書類審査において、昭和61年3月以前の厚生年金の同月得喪期間を1ヵ月として計算していなかったため、喪失予定年月日を平成24年3月1日と入力すべきところ、誤って平成25年4月1日と入力したことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたものです。	1名	過徴収	14,930	○担当者がお客様にお詫びの上、1ヵ月分の保険料の還付について説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、任意加入時の受給要件の確認及び入力内容の確認の徹底について改めて周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
69	国民年金保険料口座振替納付申出書に係る処理誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2012年2月15日	2013年5月9日	○お客様より、国民年金保険料が口座振替されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の処理誤りが判明しました。	○口座振替納付申出書を受付た際、誤った金融機関コードを記載し、入力処理したことによります。 ○入力後のチェック及び決裁時においても誤りに気付かなかったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録及び口座記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、金融機関コードの確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知を行いました。	外部
70	国民年金保険料口座振替の受理状況の確認誤りについて	確認・決定誤り	東京	青梅	2013年4月3日	2013年4月5日	○お客様より、口座振替の1年前納申出期限が経過していたため、納付書にて納付するよう説明を受け前納したが、口座振替開始の通知が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書に係る受付状況の確認漏れが判明しました。	○口座振替1年前納申出書の申請期限が経過したお客様より、口座振替納付申出書を受付た際、既に期限内に口座振替納付申出書が提出されていたにもかかわらず、確認を漏らし、誤って納付書により納付するよう説明したことによります。	1名	過徴収	580	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付書による前納額と口座振替による前納額との差額分は還付できないとの回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書等の受付及び処理状況の確認作業の徹底について周知を行いました。	外部
71	国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書の送付遅延について	未処理・処理遅延	長野	事務センター	2012年8月28日	2012年10月19日	○お客様より、免除却下通知書が遅れて届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料免除・納付猶予申請却下通知書の送付遅延が判明しました。	○免除却下通知書を作成後、速やかに却下通知書を送付すべきところ、送付が遅延したため、前納納付できなかったものです。	1名	過徴収	290	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前納保険料額を領収不可との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、スケジュール管理の徹底について周知を行いました。	外部
72	国民年金保険料納付書の送付漏れについて	未処理・処理遅延	熊本	熊本西	2012年6月25日	2012年11月5日	○お客様のお母様より、国民年金保険料納付書が届かないとのお問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の送付漏れが判明した。	○未送達一覧表の進達確認を失念したことによる住所調査依頼が遅延していたものです。	1名	未徴収	147,620	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、前納保険料を領収不可との回答があり、6カ月分の定額保険料納付書と4カ月分の前納納付書を送付し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未送達一覧表の進捗確認を速やかに行うよう周知・徹底しました。	外部
73	国民年金付加保険料に係る納付書の作成漏れについて	未処理・処理遅延	東京	練馬	2012年6月15日	2012年12月5日	○お客様の配偶者様より、国民年金付加保険料納付書が届かないとのお問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○担当者が国民年金付加保険料納付申出書を入力処理した際、お客様が口座振替を行っていたため納付書が自動作成されないため、、付加保険料納付書を作成すべきところ、確認不足により作成を漏らしていたことによるものです。	1名	未徴収	3,940	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前納による付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し了承を得ました。 ○納付記録の補正を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書を入力する際は、口座振替の有無を確認するよう周知しました。	外部
74	国民年金保険料継続免除申請書の起票漏れについて	未処理・処理遅延	千葉	松戸	2009年11月18日	2012年1月11日	○お客様より、納付状況について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料継続免除申請書の起票漏れが判明しました。	○継続免除申請書の抽出日以降に前年度の免除承認がされたお客様については、継続免除申請書を手作業で起票すべきところ、失念したため、処理が行われなかったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○継続免除申請書を起票し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、継続免除申請書の起票を行う際は、複数名で確認することを周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
75	国民年金保険料後納申込書の未処理について	未処理・処理遅延	神奈川	横浜西	2012年10月1日	2012年12月12日	○お客様より、後納納付書が届かないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料後納申込書の未処理が判明しました。	○後納申込書を受付後、速やかに処理すべきところ、書類管理を怠ったことにより、処理済の保管箱に紛れたまま、未処理となったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、納付期限を経過した後納保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理及び後納申込書の入力処理を行い、納付書を交付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の管理の徹底について周知を行いました。	外部
76	国民年金保険料クレジットカード納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	神奈川	事務センター	2013年3月14日	2013年4月5日	○お客様より、クレジットカードの有効期間の確認通知書及び平成25年度額の通知が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料クレジットカード納付申出書の入力誤りが判明しました。	○クレジットカード納付申出書を入力する際、有効期限を2014年7月と入力すべきところ、誤って2014年1月と入力したことによります。 ○決裁においても誤りに気付きませんでした。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、申出いただいたカードとは異なるカードにて平成25年4月から平成26年3月分までの保険料を立替することで了承を得ました。 ○クレジットカード納付申出書の入力処理及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、処理結果リストのチェック及び決裁時の確認を周知・徹底しました。	外部
77	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	静岡	事務センター	2013年3月6日	2013年5月22日	○お客様より、口座振替の勧奨通知が届いたとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が口座振替納付申出書を入力する際、口座番号の入力を誤ったことによります。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことによります。	1名	過徴収	1,110	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、平成25年4月分の定額保険料及び平成25年5月分から平成26年3月分の前納保険料を納付書にて納付いただく旨、了承を得ました。 ○納付記録及び口座記録の補正処理を行いました。	○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、入力後のダブルチェックの徹底について報告がありました。	外部
78	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	埼玉	事務センター	2013年3月18日	2013年5月21日	○担当者が口座振替不能調査一覧表を確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が国民年金保険料口座振替納付申出書を入力する際、確認不足により、口座番号を誤って入力したことによります。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による6ヵ月前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○口座振替納付申出書の入力処理及び納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力及び処理結果リスト突合せ点検を確実に行うようで周知・徹底しました。 ○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、入力後のダブルチェックの徹底について報告がありました。	内部
79	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	神奈川	事務センター	2013年3月7日	2013年5月9日	○お客様より、口座振替されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が口座振替納付申出書を入力する際、口座名義人の入力を誤ったことによります。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったことが原因です。	1名	過徴収	50	○担当者がお客様にお詫びの上、4月分の保険料は口座振替の早割が適用されない旨説明し、了承を得ました。 ○口座振替記録の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力時の確認を徹底して行うよう周知しました。 ○委託業者に対し、今回の事象を説明し、入力時及び入力後のチェックを徹底し、誤入力時には書類に付箋を張りホチキス止めを行うよう指導した旨の報告がありました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
80	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	千葉	事務センター	2012年10月2日	2013年5月2日	○お客様より、口座振替されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○口座振替納付申出書を入力する際、金融機関コードの入力を誤ったことによります。 ○入力後のチェック及び決裁においても誤りに気付かなかったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録及び口座記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
81	口座振替情報の確認不足による付加保険料納付書の作成誤りについて	入力誤り	東京	千代田	2013年4月3日	2013年5月1日	○お客様より、1年前納の口座振替がされていないとの問合せがあり、確認したところ、口座振替情報の確認不足による付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○口座振替による1年前納納付の申出をされているお客様より、付加保険料申出書を受付た際、誤って付加保険料のみの納付書を交付したことによります。 ○お客様より付加保険料が納付され、口座振替データが作成されず、定額保険料の口座振替が行われなかったものです。	2名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成25年4月分から平成26年3月分の口座振替による1年前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書を受付た際、必ず口座振替の申出状況を確認するよう周知・徹底しました。	外部
82	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	島根	事務センター	2013年4月30日	2013年6月6日	○年金事務所より、口座振替不能者の口座振替納付申出書の確認依頼があり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○口座振替納付申出書を入力する際、確認不足により、金融コードを誤って入力したことによります。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1名	過徴収	1,590	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○振替不能となった平成25年4月から5月分及び平成25年6月分から平成26年3月分の前納保険料については納付書にて納めていただく旨説明し、了承を得ました。 ○納付書を送付し、保険料が納付されている旨確認しました。 ○口座振替納付申出書の入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理誤りの内容を周知するとともに、処理結果の点検を複数名で徹底して行うよう周知しました。	内部
83	国民年金保険料口座振替納付変更申出書の入力誤りについて	入力誤り	石川	事務センター	2013年5月31日	2013年7月5日	○お客様より、口座振替されていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料口座振替納付変更申出書の入力誤りが判明しました。	○口座振替の振替方法の変更申出書を受付た際、家族名義の口座であったため、口座名義人の変更入力をすべきところ、入力を失念したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様の配偶者にお詫びの上、口座振替できなかった保険料については納付書により納付いただく旨説明し、了承を得ました。 ○お客様に納付書を送付しました。 ○口座振替納付変更申出書の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、口座振替納付変更申出書の処理を行う際、入力事項の確認を複数名で徹底して行うよう周知しました。	外部
84	国民年金任意加入資格喪失予定年月日の入力漏れについて	入力誤り	岐阜	多治見	2008年4月11日	2013年5月22日	○65歳未満喪失予定年月日到達者リストの確認したところ、国民年金任意加入資格喪失予定年月日の入力漏れが判明しました。	○任意加入時に、資格喪失予定年月日の入力を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です	1名	過徴収	196,700	○担当者がお客様にお詫びの上、保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○資格記録の補正処理を行い、還付請求書を送付しました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力内容の確認を複数名で行うよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
85	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	千葉	千葉	2013年1月28日	2013年5月21日	○担当者が口座振替不能調査一覧表の調査を行ったところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○国民年金保険料口座振替納付申出書を入力する際、金融機関コードの記載を誤り、そのまま入力したことによります。 ○入力後のチェックにおいても誤りに気付かなかったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、口座振替による1年前納額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理及び口座振替の再開処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、口座振替納付申出書の金融機関コードを記載及び入力する際は、内容に誤りがないか複数名で確認を徹底するよう周知を行いました。	内部
86	国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りについて	入力誤り	神奈川	事務センター	2013年2月27日	2013年5月22日	○担当者が口座振替不能調査一覧表の調査を行ったところ、国民年金保険料口座振替納付申出書の入力誤りが判明しました。	○委託業者が口座振替納付申出書を入力する際、口座名義人の入力を誤ったことによります。 ○入力後のチェック及び決裁時においても誤りに気付かなかったものです。	1名	過徴収	100	○担当者がお客様にお詫びの上、早割による口座振替納付の開始月が1月遅れる旨説明し、了承を得ました。 ○口座記録の補正処理を行いました。	○委託業者より、再発防止に係る顛末書が提出され、入力後のダブルチェックの徹底について報告がありました。 ○担当部署において、今回の事象を説明し、入力時の確認を徹底するよう周知を行いました。	内部
87	国民年金付加保険料納付書の作成漏れについて	通知書等の作成誤り	福島	会津若松	2012年9月27日	2013年3月26日	○担当者が書類の確認をしていたところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○クレジット納付申出者であるお客様より付加保険料納付申出書を受付た際、手作業で付加保険料納付書を作成すべきところ、作成を漏らしたことによります。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	2名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、届書備考欄に納付書の作成の要・不要を記載し、ダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
88	国民年金付加保険料納付申出書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	青森	青森	2012年5月14日	2012年6月18日	○お客様の母親より、付加保険料納付書が届いていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○付加保険料納付申出書を入力する際、付加を含む前納納付書を作成すべきところ、誤って定額保険料の前納納付書を作成したことによるものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、付加保険料納付申出書を入力する際は、前納付加保険料納付書の処理漏れがないよう入念に確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
89	国民年金保険料学生納付特例ターンアラウンドハガキの作成誤りについて	通知書等の作成誤り	宮城	仙台東	2012年12月20日	2012年12月25日	○担当者がお客様より提出された国民年金保険料学生納付特例ターンアラウンドハガキを確認したところ、作成誤りが判明しました。	○国民年金保険料学生納付特例のターンアラウンドハガキを作成する際、平成24年度用のハガキを使用すべきところ、確認不足により平成23年度用を使用したことによります。	125名	―	0	○担当者が、対象となるお客様全員に対し、誤って送付した学生納付特例ターンアラウンドハガキを破棄していただく旨を記載したお詫びの文書及び平成24年度用のハガキを送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年度経過のため使用不可となった国民年金保険料学生納付特例ターンアラウンドハガキを破棄し、書類等を作成する際は複数名での確認を周知・徹底しました。	外部
90	国民年金保険料納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	神奈川	藤沢	2013年3月28日	2013年4月8日	○お客様より、納付記録について問合せがあり、確認したところ、国民年金保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○お客様より、平成23年2月分の納付書の再発行を受付た際、誤って平成24年3月分の納付書を作成したことによります。	1名	未徴収	15,100	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成23年2月分の保険料は領収不可との回答があり、お詫びの上説明し、お詫びの文書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書作成の際は複数名で確認の行うよう周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
91	国民年金付加保険料納付書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	東京	立川	2011年 4月1日	2013年 4月30日	○お客様の配偶者より、付加年金加入の申出をしたが,納付記録が反映していないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成誤りが判明しました。	○お客様の依頼により、1年前納納付書を作成する際、付加を含む前納納付書を作成すべきところ、誤って定額保険料の納付書を作成したことによります。 ○入力時及び決裁時においても誤りに気付かなかったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、前納による付加保険料額を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書を窓口で交付する際は、複数名で確認を行うよう周知・徹底しました。	外部
92	付加保険料込の納付書作成漏れについて	通知書等の作成誤り	東京	大田	2013年 4月17日	2013年 5月27日	○お客様より、付加保険料について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付書の作成漏れが判明しました。	○特例高齢任意加入及び付加保険料申出書を処理した際、平成25年3月から26年3月までの付加保険料を含む納付書を作成すべきところ、誤って平成25年3月分の納付書の作成を漏らしたものです。 ○ダブルチェックの際にも見落としたことが原因です。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、平成25年3月分の付加保険料を領収可能との回答があり、現金領収し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理に係る内容確認の徹底及びダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
93 ～ 97	国民年金徴収関係通知書等の誤送付について	誤送付・誤送信	宮城 宮城 愛知 大阪 鹿児島	仙台北 仙台北 事務センター 城東 鹿児島北	2012年 11月30日 ～ 2013年 5月10日	2012年 12月3日 ～ 2013年 5月11日	○お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、国民年金徴収関係通知書等の誤送付が判明しました。	○ご連絡をいただいたお客様あてに国民年金徴収関係通知書等を送付する際に、担当者が誤って別のお客様に送付する国民年金徴収関係通知書等を封入し送付したものです。 ○封入・封緘時における担当者の確認が不十分であったことによります。	10名	―	0	○担当者がご連絡をいただいたお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した国民年金徴収関係通知書等を回収しました。 ○担当者が本来、送付するお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あてに国民年金徴収関係通知書等を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様あてに文書を送付する際は封入封緘時に複数名でダブルチェックを行うことを徹底するよう周知しました。	外部
98	区役所における学生納付特例免除・納付猶予申請書に係る説明誤りについて	説明誤り	東京	千代田	2012年 6月6日	2013年 2月19日	○お客様より、若年者納付猶予の申請ができないかとの問合せがあり、確認したところ、区役所における若年者納付猶予申請書に係る説明誤りがありました。	○区役所において若年者納付猶予の申請を受付た際、7月中に行うよう説明すべきところ、誤って7月以降に申請するよう説明したものです。 ○平成23年度分及び24年度分の申請書を交付すべきところ、誤って平成24年度分のみを交付したものです。	1名	―	0	○区役所より、担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、免除申請期間を経過した期間は承認できないとの回答があり、区役所より、改めてお詫びの上説明し了承を得ました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○区役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、届書受付時には十分注意して説明を行うよう周知・徹底した旨の報告を受けました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
99	国民年金追納保険料の納付書に係る説明誤りについて	説明誤り	埼玉	熊谷	2011年12月1日	2013年4月25日	○お客様より、還付請求書が届いたとの連絡があり、確認したところ、国民年金追納保険料の納付書に係る説明誤りが判明しました。	○お客様より、追納納付書の使用について問合せがあった際、既に交付されている使用期限内の一般納付書についても使用可能と誤って説明したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、過誤納記録を取消しの上、納付記録を追加可能との回答があり、改めてお客様に説明し、了承を得ました。 ○納付記録の補正処理を行い、被保険者記録照会回答票を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書の保険料種別や発行事跡及び年度末前後の追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	外部
100	国民年金保険料免除申請に係る説明誤りについて	説明誤り	和歌山	田辺	2011年11月頃	2012年8月13日	○お客様より、免除申請についての問合せがあり、確認したところ、市役所における国民年金保険料免除申請に係る説明誤りが判明しました。	○市役所より、世帯変更手続きを行った際、確認不足により、免除申請を案内すべきところ、誤って説明を漏らしたことによります。	1名	―	0	○市役所より、お客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、免除申請は却下処分となる旨の回答があり、お詫びの上説明し、了承を得ました。	○市役所より、再発防止に係る顛末書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認が図られました。	外部
101	国民年金付加保険料納付申出書の説明漏れについて	説明誤り	神奈川	平塚	2012年11月6日	2013年1月18日	○お客様より、付加保険料納付申出書と口座振替納付申出書を提出したが、保険料が引き落とされていないとの問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料納付申出書の説明漏れが判明しました。	○付加保険料納付申出書及び口座振替納付申出書を受付た際、口座振替が間に合わない場合、納付書により納付いただく旨説明すべきところ失念したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、付加保険料については納付の取扱可能との回答があり、改めてお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○還付請求書の返戻を受け、納付記録の補正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、申出書の確認及び説明漏れのないよう周知・徹底しました。	外部
102	国民年金付加保険料に係る説明誤りについて	説明誤り	北海道	苫小牧	2012年10月11日	2013年4月25日	○お客様より、納付書の送付時期について問合せがあり、確認したところ、国民年金付加保険料に係る説明誤りが判明しました。	○お客様より、旧住所の付加保険料納付書にて納付可能かとの問合せがあった際、納付可能と説明すべきところ、住所変更された納付書が送付されると誤った説明したことによります。	1名	未徴収	1,200	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取り扱いを協議し、付加保険料を領収不可との回答があり、お詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、納付書についての問合せがあった際は、納付書発行事蹟の確認作業を徹底するよう周知しました。	外部
103	郵便事業株式会社の配達員による郵便物の廃棄について	事故等	東京	立川	2013年5月11日	2013年7月8日	○郵便事業株式会社より、配達員が郵便物等を不正に廃棄していたとの連絡があり、判明しました。	○郵便事業株式会社の配達員が郵便物を廃棄していたものです。	12名	―	0	○郵便事業株式会社の担当者がお客様にお詫びの文書及び郵便物を送付しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○郵便事業株式会社に再発防止策を要請したところ、配達員に対する指導を強化する旨の顛末書が提出されました。	外部
104	金融機関における国民年金保険料口座振替に係る緊急停止の処理漏れについて	事故等	長野	岡谷	2013年4月30日	2013年5月1日	○金融機関より口座振替の緊急停止を失念したとの報告があり、確認したところ、金融機関における国民年金保険料口座振替に係る緊急停止の処理漏れが判明しました。	○金融機関において、口座振替緊急停止の依頼を受けた際、速やかに国民年金保険料緊急停止の処理を行うべきところ、失念したことによります。	1名	過徴収	181,400	○金融機関より、お客様にお詫びの上、厚生年金加入確認時点で保険料を還付する旨説明し、了承を得ました。 ○還付請求書を受理し、入力処理を行いました。	○金融機関より、再発防止に係る報告書が提出され、事務処理の再確認について徹底が図られました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
105	金融機関における国民年金保険料口座振替の停止誤りについて	事故等	大分	日田	2013年5月31日	2013年6月20日	○担当者が口座振替不能者一覧表を確認したところ、金融機関における国民年金保険料口座振替の停止誤りが判明しました。	○金融機関において、口座振替を行っているお客様の口座振替が不能となった際、振替不能理由を「資金不足」とすべきところ、誤って「その他」と入力したことにより、振替停止したものます。	1名	―	0	○金融機関の担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○お客様にお詫びの文書及び納付書を送付し、口座振替の再開処理を行いました。 ○その後、お客様より問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○金融機関より、再発防止に係る顛末書が提出され、同様の事務処理誤りが発生しないよう再確認を行った旨の報告を受けました。	内部
106	国民年金徴収関係通知書等の誤配達について	事故等	高知	高知東	2013年4月3日	2013年4月4日	○お客様より、別のお客様の書類が送付されたとの連絡があり、確認したところ、郵便局の配達員による国民年金徴収関係通知書等の誤配達が判明しました。	○郵便局の配達員が郵便物を配達する際に、誤配達したものです。	2名	―	0	○郵便局の担当者がご連絡をいただいたお客様にお詫びの上説明し了承を得ました。誤って送付した国民年金徴収関係通知書等を回収しました。 ○郵便局の担当者が本来、送付するお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が本来送付するお客様あてに国民年金徴収関係通知書等を送付しました。	○郵便局に対し今回の事象を説明し、お客様あてに文書を配達する際は確認を十分に行った上で配達するよう要請したところ、担当者に指導した旨の報告がありました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
107	年金記録調査時の記録訂正誤りについて	確認・決定誤り	北関東・信越	ブロック本部	2012年2月20日	2012年3月15日	○お客様より年金記録に関する紙台帳等の調査結果についての回答書の提出があり、年金記録を確認したところ、年金記録調査時の記録訂正誤りが判明しました。	○紙台帳とコンピューター記録との突合せ結果の判断誤りにより、年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせを作成する際に、記録訂正の必要のない案件であったにもかかわらず、訂正処理を行ったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付した通知書を回収しました。 ○記録の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象について説明し、審査時等の確認を徹底するよう周知しました。	内部
108	高年齢雇用継続給付金受給に係る受給権者支給停止事由該当届の受理漏れについて	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2011年3月7日	2012年2月8日	○お客様より、年金が支給されていないとの問合せがあり、確認したところ、高年齢雇用継続給付金受給に係る受給権者支給停止事由該当届の受理漏れが判明しました。	○お客様より、年金受給権者支給停止事由該当届を受理する際、求職申込による支給停止事由該当届のみ受理し、高年齢雇用継続給付を受給したことによる支給停止事由該当届の受理を漏らしたものです。	1名	未払い	867,198	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○高年齢雇用継続給付受給に係る支給停止事由該当届を受理し、機構本部に進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、求職の申込による支給停止該当届を受理する際、高年齢雇用継続給付の受給の有無を必ず確認するよう周知・徹底しました。	外部
109	老齢年金の受給権発生年月日の裁定誤り及び国民年金第3号被保険者期間の算入漏れについて	確認・決定誤り	静岡	沼津	1992年3月9日	2011年11月25日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金の受給権発生年月日の裁定誤り及び国民年金第3号被保険者期間の老齢基礎年金への算入漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、振替加算のみの老齢基礎年金の受給権発生年月日を誤って裁定したものです。 ○また、65歳以降に第3号被保険者特例届の提出があった際、当時は老齢基礎年金裁定後に第3号被保険者特例届による年金額改定を旧社会保険業務センターに訂正依頼すべきところ、この訂正依頼が行われていなかったことによります。	1名	未払い	482,966	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議の上、訂正処理依頼書等関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金記録の確認を慎重に行うように周知しました。	内部
110	障害基礎年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	事務センター	2010年12月16日	2012年3月9日	○お客様より、障害給付・額改定請求書の提出があり、新規裁定時の認定調書及び診断書を確認したところ、障害基礎年金の裁定誤りが判明しました。	○障害基礎年金を裁定する際、2傷病により併合認定すべきところ、確認不足により、1傷病により認定し誤った裁定を行ったものです。	1名	未払い	263,335	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
111	障害基礎年金の定時認定時における審査誤りについて	確認・決定誤り	山口	事務センター	2011年10月31日	2012年2月28日	○年金相談センターより、お客様から障害基礎年金の支給停止理由について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、障害基礎年金の定時認定時における審査誤りが判明しました。	○複数の傷病による障害基礎年金を受給しているお客様の定時認定を行う際、障害認定の対象となっている全ての傷病を確認すべきところ、永久認定されている傷病の確認を失念し、提出のあった有期固定の診断書のみで非該当と判断し、年金の支給停止処理を行ったものです。	1名	未払い	197,225	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に関係書類を進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、障害年金受給者の定時認定を行う際は、複数の傷病による認定が行われていないか、前回分の認定調書等を確認するよう周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
112	障害基礎年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	山形	鶴岡	2005年12月7日	2012年2月9日	○機構本部より、進達した障害厚生年金請求書について確認依頼があり、確認したところ、障害基礎年金の裁定誤りが判明しました。	○障害基礎年金請求書を審査する際、未登録の厚生年金手帳記号番号が判明したため、本人確認を行った上で請求書の返戻及び障害厚生年金の請求を依頼すべきところ、不支給決定を行ったものです。	1名	未払い	3,711,685	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○障害基礎年金の不支給処分取消処理及び障害厚生年金の裁定処理を行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、障害年金における初診日及び初診日における加入年金制度の確認の徹底について周知しました。	内部
113	新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りについて	確認・決定誤り	群馬	前橋	2011年9月20日	2012年2月16日	○お客様より、年金の振込時期について問合せがあり、確認したところ、新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りが判明しました。	○高年齢雇用継続給付を受給しているお客様の老齢厚生年金裁定請求書及び受給権者支給停止事由該当届を処理する際、お客様の雇用保険被保険者番号を誤って登録したため、支払保留が解除されなかったものです。	1名	未払い	2,066,771	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○雇用保険被保険者番号の訂正処理が行いました。 ○支払保留の解除及び年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における雇用保険被保険者番号の確認の徹底について周知を行いました。	外部
114	新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りについて	確認・決定誤り	長野	事務センター	2009年8月22日	2012年4月24日	○年金事務所より、お客様から年金の振込時期について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りが判明しました。	○老齢年金の裁定時において、お客様の雇用保険被保険者番号を誤って登録したものです。	1名	未払い	46,117	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○雇用保険被保険者番号の訂正処理が行い、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における雇用保険被保険者番号の確認の徹底について周知を行いました。	外部
115	未支給年金請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	東京	渋谷	2011年7月1日	2012年1月24日	○お客様より、請求した未支給年金について問合せがあり、確認したところ、未支給年金請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様が未支給年金の相談で来所した際、未支給年金の時効について誤認し、提出期限を誤って受理したことによります。	1名	未払い	213,716	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理依頼書等関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、未支給年金の時効について資料を配布し再度周知・徹底しました。	外部
116	障害基礎年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	茨城	水戸南	2001年10月24日	2012年3月8日	○お客様より提出された障害状態確認届を確認したところ、障害基礎年金の裁定誤りが判明しました。	○障害基礎年金を裁定する際に、初診日が20歳前の障害年金として裁定すべきところ、確認不足により、誤って初診日が20歳以降の障害年金として裁定したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○障害基礎年金の裁定替処理を行い、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
117	障害基礎年金に係る受給権発生年月日の誤りについて	確認・決定誤り	和歌山	事務センター	2012年4月10日	2012年5月16日	○担当者が法定免除の処理を行う際、記録を確認したところ、障害基礎年金に係る受給権発生年月日の誤りが判明しました。	○お客様の障害基礎年金を裁定する際、受給権発生年月日を20歳到達時である平成24年2月12日と登録すべきところ、誤って平成24年1月12日と登録したものです。	1名	未払い	246,025	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って送付した年金証書を回収し、正い受給権発生年月日で裁定を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
118	障害厚生年金請求時における認定日請求の確認漏れについて	確認・決定誤り	大阪	貝塚	2005年12月26日	2011年11月24日	○コールセンターより、お客様から障害厚生年金の認定日請求についての説明がなかったとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、障害厚生年金請求時における認定日請求の確認漏れが判明しました。	○お客様より、障害厚生年金請求書を受付た際、認定日請求として受付すべきところ、認識不足により、事後重症請求として受付たものです。	1名	未払い	2,999,791	○担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、障害年金相談受付事蹟の事後確認の徹底について周知を行いました。	外部
119	障害基礎年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2012年3月22日	2012年6月5日	○年金事務所より、障害基礎年金の初診日が国民年金加入期間ではなく厚生年金加入期間であるとの連絡があり、確認したところ、障害基礎年金の裁定誤りが判明しました。	○障害基礎年金請求書を審査する際、未登録の厚生年金手帳記号番号が判明したため、本人確認を行った上で請求書の返戻及び障害厚生年金の請求を依頼すべきところ、そのまま裁定を行ったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○障害基礎年金の取消処理を行い、年金証書を回収しました。 ○障害厚生年金請求書を受理し、裁定を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、氏名索引により初診日に影響する年金記録が判明した場合は、必ず本人確認を行うことを周知・徹底しました。	内部
120	高年齢雇用継続給付金受給に係る受給権者支給停止事由該当届の受理漏れについて	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	2011年6月24日	2011年10月24日	○お客様より、年金の振込時期について問合せがあり、確認したところ、高年齢雇用継続給付金受給に係る受給権者支給停止事由該当届の受理漏れが判明しました。	○お客様より、年金受給権者支給停止事由該当届を受理する際、求職申込による支給停止事由該当届のみ受理し、高年齢雇用継続給付を受給したことによる支給停止事由該当届の受理を漏らしたものです。	1名	未払い	333,396	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○高年齢雇用継続給付受給に係る支給停止事由該当届を受理し、機構本部に進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、求職の申込による支給停止該当届を受理する際、窓口装置により高年齢雇用継続給付の受給の有無を必ず確認するよう周知・徹底しました。	外部
121	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	愛知	瀬戸	2011年12月1日	2012年4月23日	○お客様より、障害年金と傷病手当金の調整について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金と障害年金の選択についての相談があった際、健康保険組合から支給される傷病手当金との調整について考慮を漏らし、障害年金を選択するとした年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	その他	1,048,427	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金選択時の手当金等に対する取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
122	遺族厚生年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2011年6月13日	2012年1月20日	○年金事務所より、お客様から配偶者の遺族年金について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金の受給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○子死亡により両親が遺族年金の裁定請求を行った際、お客様の配偶者は55歳に到達していたにもかかわらず、戸籍謄本等の確認不足により、55歳に達していないと誤って判断して遺族年金裁定請求書を返戻し、お客様のみの遺族年金を裁定していたものです。	2名	過払い	179,300	○担当者がお客様及び配偶者にお詫びの上説明し、過払分の返納についても了承を得ました。一度返戻した遺族年金裁定請求書を受理しました。 ○機構本部に再裁定関係書類一式を進達し、それぞれの処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付書類の確認漏れがないよう慎重な確認を指示しました。	外部
123	障害基礎年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2012年1月5日	2012年6月6日	○ブロック本部の指示に基づき、過去の裁定結果について、確認したところ、障害基礎年金の裁定誤りが判明しました。	○お客様の障害年金に係る審査を行った際に、認定基準の確認不足より、本来、障害等級が2級に該当するにもかかわらず、3級として裁定したことによります。	1名	未払い	115,401	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金請求時の請求事由の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
124	母の遺族年金の失権に伴う子の届書誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	川越	2011年5月2日	2011年7月8日	○機構本部より、受理した遺族年金失権届について連絡があり、確認したところ、母の遺族年金の失権に伴う子の届書の受理誤りが判明しました。	○母の遺族年金失権届を受理した際、子については遺族年金受給権者支給停止事由消滅届及び遺族基礎年金受給権者支給停止事由該当届を受理すべきところ、確認不足により誤って遺族年金失権届を受理し処理を行ったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て不足書類を提出いただきました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付書類の確認を徹底するよう周知しました。	内部
125	老齢厚生年金に係る沖縄特別措置特別加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2000年12月頃	2012年5月28日	○年金事務所において、厚生年金沖縄特別措置納付者リストの確認をしたところ、老齢厚生年金に係る沖縄特別措置特別加算の加算漏れが判明しました。	○老齢年金の裁定時に、厚生年金沖縄特別措置特別加算額を加算するための沖縄特別加算該当届の受理を漏らしたことによります。	21名	未払い	20,410,429	○担当者が全てのお客様にお詫びの上説明し、了承を得て沖縄特別加算該当届を提出いただきました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、全ての処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時に、沖縄特例・特別納付記録照会票等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
126	老齢厚生年金に係る沖縄特別措置特別加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	沖縄	浦添	2005年8月3日	2012年4月5日	○お客様の年金記録の調査中に、老齢厚生年金に係る沖縄特別措置特別加算の加算漏れが判明しました。	○老齢年金の裁定時に、厚生年金沖縄特別措置特別加算額を加算するための沖縄特別加算該当届の受理を漏らしたことによります。	1名	未払い	2,225,054	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て沖縄特別加算該当届を提出いただきました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、裁定請求書受付時に、沖縄特例・特別納付記録照会票等の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
127	遺族年金裁定時における年金受給選択申出書誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年5月17日	2012年6月22日	○機構本部より、裁定した遺族年金について連絡があり、確認したところ、遺族年金裁定時における年金受給選択申出書の処理誤りが判明しました。	○遺族年金裁定時において、お客様より金額の少ない老齢年金を選択するという年金受給選択申出書を受理していましたので、本来、手作業による年金の選択処理をすると登録すべきところ、年金額の多い方をコンピュータにより自動選択すると登録したことによります。	1名	その他	69,866	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、過払分については老齢年金で調整していただくことで了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金受給選択申出書の確認の徹底を周知しました。 ○また、年金事務所に今回の事象を情報提供し、注意喚起を行いました。	内部
128	障害年金請求時の障害給付の請求事由に係る確認誤りについて	確認・決定誤り	東京	府中	2011年4月12日	2011年8月10日	○お客様より、障害年金の裁定結果について、問合せがあり、確認したところ、障害年金請求時の障害給付の請求事由に係る確認誤りが判明しました。	○お客様から障害年金の請求について相談を受けた際に、障害給付の請求事由について、本来、認定日請求が可能であるにもかかわらず、事後重症請求による請求書を受理し裁定したことによります。	1名	未払い	455,800	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金請求時の請求事由の確認を徹底するよう周知しました。	外部
129	障害基礎年金に係る年金種別の決定誤りについて	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2008年8月21日	2012年3月14日	○事務センターより、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ障害基礎年金に係る年金種別の決定誤りが判明しました。	○お客様の障害基礎年金を裁定した際に、本来、無拠出年金に該当するところを、通常の障害基礎年金として裁定したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て、過去の所得証明書等関係書類を受理しました。 ○関係書類一式を事務センターに進達し訂正処理を確認しました。なお、支給額に変更はありません。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の要件について取扱いの確認を周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
130	未支給年金請求書に係る基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	枚方	2011年9月22日	2011年11月24日	○機構本部より、進達した未支給年金請求書について連絡があり、確認したところ、未支給年金請求書に係る基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターにお客様が未支給年金の請求手続きに来所した際、確認不足により誤って別人の基礎年金番号を記載させ請求書を受理したものです。	2名	未払い	128,349	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○機構本部に未支給年金の補正依頼等関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、基礎年金番号の調査方法について改めて周知しました。	内部
131	未支給年金請求書の進達誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	事務センター	2012年6月15日	2012年7月24日	○事務センターの担当者が受理した請求書の年金記録を確認したところ、処理保留としていた未支給年金請求書が機構本部へ進達され支払が完了していることが判明しました。	○老齢基礎年金を受給前に死亡した者に係る死亡一時金及び未支給年金請求書等の審査の際、審査中であったにもかかわらず、進捗管理が不十分であったことにより審査済みとして誤って未支給年金請求書を機構本部に進達してしまったことによります。	1名	過払い	92,883	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、未支給年金の取消依頼関係書類等を機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、進達事務及び進捗管理の確認を徹底するよう周知しました。	内部
132	老齢年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	新潟	上越	1989年12月2日	2012年6月1日	○お客様の年金加入記録を確認していたところ、老齢年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○老齢厚生年金裁定時に、戦時加算の月数の確認不足によりその登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	4,513,635	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、船員保険期間を有するお客様からの裁定請求書受付時等における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
133	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	愛知	熱田	2003年9月25日	2012年7月27日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	293,266	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時等における年金記録の確認を慎重に行い、戦時加算の確認漏れのないよう周知・徹底しました。	内部
134	寡婦年金の裁定誤り及び死亡一時金請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	明石	2011年1月7日	2011年6月7日	○お客様より、請求した寡婦年金より死亡一時金の方が有利ではないかと申出があり、確認したところ、寡婦年金の裁定誤り及び死亡一時金請求書の受理漏れが判明しました。	○お客様の配偶者死亡による死亡一時金または寡婦年金の選択に係る説明の際、65歳までの受取総額の考慮を漏らしたことによります。	1名	その他	852,023	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。死亡一時金請求書及び寡婦年金に係る返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、寡婦年金の取消依頼書及び受理した請求書等を事務センターに回付し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、死亡による請求書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
135	障害年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	熊谷	2000年3月30日	2011年3月25日	○お客様より、障害年金の裁定結果について問合せがあり、確認したところ、障害年金の裁定誤りが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定した際に、初診日において厚生年金保険加入中であることから、障害厚生年金を裁定すべきところ、障害基礎年金を裁定したことによります。	1名	未払い	6,038,142	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○裁定の取消、新規裁定を行い、お客様への支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、加入記録の確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
136	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	島根	事務センター	2011年10月20日	2011年12月14日	○年金事務所より、お客様の代理人から遺族年金の年金額についての問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○遺族共済年金が長期要件で決定されていたお客様の遺族厚生年金裁定の際に、配偶者は厚生年金加入中の死亡であったため、長期要件・短期要件の両方に該当しますが、お客様より短期要件での裁定を確認していたにもかかわらず、誤って長期要件として裁定したことによります。	1名	未払い	935,783	○担当者がお客様及び代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、遺族厚生年金の支給要件について再度説明し、遺族厚生年金の支給要件が短期要件と長期要件の両方に該当する場合は、裁定請求書の記載内容を慎重に確認審査するよう周知・徹底しました。	外部
137	障害基礎年金の併給に係る決定誤りについて	確認・決定誤り	岡山	事務センター	2012年5月24日	2012年7月20日	○機構本部より、障害年金の選択届の返戻があり、確認したところ、障害基礎年金の併給に係る決定誤りが判明しました。	○お客様の障害基礎年金を裁定した際に、前発年金と併給し額改定とすべきところ、後発年金を決定し選択処理としたことによります。	1名	未払い	244,751	○担当者がお客様にお詫びの上、了承を得ました。 ○機構本部に訂正処理を依頼し、お客様への支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の併給に係る取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部
138	老齢年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	千葉	千葉	1992年10月20日	2012年5月28日	○事務センターより、遺族厚生年金裁定請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○老齢厚生年金裁定時に、船員保険期間については紙台帳により管理されているので、船員保険被保険者記録に表示がない場合、本来、旧社会保険業務センターに調査依頼の上記録整備するべきところ、調査依頼をしないまま老齢厚生年金を誤って裁定したことによるものです。	1名	未払い	1,240,808	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。年金額訂正申出書を受理しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、戦時加算の対象となる船員保険期間のある場合の取扱いを説明し、年金請求時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
139	高年齢雇用継続給付金受給に係る受給権者支給停止事由該当届の受理漏れについて	確認・決定誤り	東京	中野	2012年3月30日	2012年5月10日	○お客様より、受給権者支給停止事由該当届の用紙が自宅に届いたとの問合せがあり、確認したところ、高年齢雇用継続給付金受給に係る受給権者支給停止事由該当届の受理漏れが判明しました。	○お客様より、年金の差止についての相談を受け、現況届を受理した際、高年齢雇用継続給付金の受給者であることを確認の上、受給権者支給停止事由該当届を受理すべきところ、失念したものです。	1名	未払い	360,059	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○受給権者支給停止事由該当届を受理し、機構本部に進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、窓口相談時における記録確認の徹底について周知を行いました。	外部
140	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	静岡	三島	2001年7月26日	2012年7月26日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	108,309	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時等における年金記録の確認を慎重に行い、戦時加算の確認漏れのないよう周知・徹底しました。	内部
141	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	富山	富山	2000年12月1日	2012年8月22日	○年金事務所において、事務センターから回付された年金額再計算申出書の内容を確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	490,512	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時等における年金記録の確認を慎重に行い、戦時加算の確認漏れのないよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
142	新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りについて	確認・決定誤り	秋田	秋田	2010年10月26日	2012年8月15日	○お客様より、雇用保険の基本手当の受給が終了したが、年金の支払はいつになるかとの問合せがあり、確認したところ、新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りが判明しました。	○老齢厚生年金の裁定時において、お客様の雇用保険被保険者番号を誤って登録したものです。	1名	過払い	100,848	○担当者がお客様にお詫びの上、年金の返納について説明し、了承を得ました。 ○雇用保険被保険者番号の訂正処理を行い年金が調整されていることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における雇用保険被保険者番号の確認の徹底について周知を行いました。	外部
143	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	鹿児島	奄美大島	1993年2月4日	2012年7月23日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	189,437	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。遺族年金の再裁定に伴う年金受給選択申出書等を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時等における年金記録の確認を慎重に行い、戦時加算の確認漏れのないよう周知・徹底しました。 ○また、今回の事象を事務センターに情報提供し、裁定処理時における注意喚起を行いました。	内部
144	障害年金裁定時の納付要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	平塚	2011年12月5日	2012年9月27日	○お客様より、障害年金請求書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、障害年金裁定時の納付要件に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様の障害年金を裁定した際に、65歳以降の初診日であるにもかかわらず、年金加入期間のうち2/3以上に係る納付要件の確認を漏らしたことによります。	1名	その他	589,321	○担当者がお客様にお詫びの上了承を得ました。 ○障害年金の裁定を取消し、停止していた老齢年金の支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の要件について取扱いの確認を周知・徹底しました。	外部
145	年金受給選択申出書の受理誤りについて	確認・決定誤り	広島	広島東	2011年3月30日	2012年5月28日	○お客様より、障害年金と労災保険法の障害補償年金の調整について、問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金と障害年金の選択についての相談があった際、労災保険法の障害補償年金の受給中であることの確認を漏らし、障害年金を選択するとした年金受給選択申出書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
146	障害年金裁定時の口座の登録誤りについて	確認・決定誤り	福井	武生	2012年5月22日	2012年9月13日	○金融機関より振込不能の連絡があり、障害年金請求時の口座の登録誤りが判明しました。	○お客様の障害年金請求書を受付けた際に、口座の名義人と、通帳の写しに記載されている名義人の照合が不十分だったことによるものです。	1名	未払い	205,133	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金受給者住所・支払機関変更届を受理しました。 ○お客様への支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、口座名義人等の確認について徹底を周知しました。	外部
147	障害基礎年金定時届の等級決定誤りについて	確認・決定誤り	宮城	事務センター	2012年9月7日	2012年11月12日	○お客様より、障害年金の支給停止について問合せがあり、確認したところ、障害年金の現況確認時の裁定誤りが判明しました。	○お客様の複数の傷病について、併合した際の認定を誤ったことによります。	1名	未払い	65,541	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、等級認定の変更および支給の再開について可能との回答がありました。 ○停止した月の分も含め支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、併合認定について確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
148	遺族基礎年金裁定請求書の受理漏れ及び死亡一時金の決定誤りについて	確認・決定誤り	新潟	六日町	2007年9月18日	2012年9月24日	○他年金事務所より、遺族基礎年金の受給権があるお客様に死亡一時金を支払っているのではないかとの連絡があり、確認したところ、遺族基礎年金に係る説明誤りによる裁定請求書の受理漏れ及び死亡一時金の決定誤りが判明しました。	○市役所において受理した死亡一時金請求書の審査の際、本来、添付書類より遺族基礎年金の請求ができる方がいることが確認できる場合には、納付要件等を確認して請求を案内しますが、納付済期間と保険料免除期間の月数を誤って計算したことにより納付要件がないと判断したことによります。 ○その後の決裁でも確認不足により誤りに気付かなかったため、死亡一時金を支給決定したものです。	1名	その他	6,318,074	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、死亡一時金取消による過払分は後日返納金納付書を送付することで了承を得ました。また、遺族基礎年金裁定請求書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、死亡一時金の取消依頼書及び裁定請求書を事務センターに回付し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金相談時には年金記録及び受給要件の確認を慎重に行うよう周知しました。	内部
149	障害年金請求書の受付年月日に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	松山東	2012年7月2日	2012年10月18日	○お客様から障害年金の受給権発生日について問合せがあり、確認したところ、障害年金請求書の受付年月日に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様より、障害年金の事後重症に係る請求があった際に、本来、窓口での受付日を請求書の受付年月日としてすべきところ、審査日を受付年月日としたことによります。	1名	未払い	81,925	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受付年月日の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
150	老齢年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	徳島	徳島南	1989年3月14日	2012年5月15日	○機構本部より、進達した再裁定書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○老齢厚生年金裁定時に、戦時加算の月数の確認不足によりその登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	1,517,220	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。年金額訂正申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、船員保険期間を有するお客様からの裁定請求書受付時等における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
151	新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2010年10月21日	2012年11月9日	○機構本部より、雇用保険被保険者番号の確認依頼があり、確認したところ、新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りが判明しました。	○老齢厚生年金の裁定時において、お客様の雇用保険被保険者番号を確認の上処理すべきところ、誤って配偶者の番号により登録を行ったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○雇用保険被保険者番号の訂正処理を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における雇用保険被保険者番号の確認の徹底について周知を行いました。	内部
152	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	熊本	本渡	1997年3月13日	2012年6月18日	○記録突合センターにおいて、受理した年金記録に関する紙台帳等の調査結果に対する回答書等について審査していたところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	1,709,697	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。年金額訂正申出書等を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時等における年金記録の確認を慎重に行い、戦時加算の確認漏れのないよう周知・徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
153	遺族年金の裁定誤り及び再裁定処理の遅延について	確認・決定誤り	神奈川	相模原	1992年8月6日	2012年5月7日	○お客様の家族より、提出した未支給年金の進捗状況について問合せがあり、確認したところ、遺族年金の裁定誤り及び再裁定の処理がされていないことが判明しました。	○お客様の遺族年金の裁定時に、配偶者の船員保険の老齢年金の戦時加算及び被保険者期間の確認を漏らし裁定したことによります。 ○また、未支給年金請求書を受理した際に、裁定誤りを確認したにもかかわらず、再裁定に係る起票を失念したことにより再裁定の処理が遅延しました。	1名	未払い	2,947,257	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部へ旧船員保険の失権原簿及び記録補正の整備を依頼しました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、戦時加算の確認の徹底及び再裁定が必要となる事案の進捗管理方法について周知しました。	外部
154	遺族年金裁定時における年金記録の確認漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	姫路	1998年1月23日	2012年7月12日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時における年金記録の確認漏れが判明しました。	○遺族年金裁定時に、年金記録の確認が不十分だったことにより、訂正処理前の被保険者記録で裁定したものです。	1名	未払い	7,594	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
155	遺族年金の裁定誤り及び訂正処理漏れについて	確認・決定誤り	東京	新宿	2007年4月12日	2012年6月7日	○お客様より、受給中の遺族年金について問合せがあり、確認したところ、遺族年金の裁定誤り及び訂正処理漏れが判明しました。	○区役所において、遺族厚生年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、合算対象期間等の確認を漏らしたことにより遺族基礎年金の請求書のみを受理したことによるものです。 ○また、訂正処理のための裁定請求書を受理していましたが、進捗確認が適切に行われなかったことにより、この処理が未処理のままとなっていたものです。	1名	未払い	1,157,484	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、事務センターへ遺族基礎年金の取消依頼及び遺族厚生年金裁定請求書の回付をし、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、年金相談時における合算対象期間の確認の徹底を指示するとともに、未処理書類については定期的な進捗状況の確認を徹底するよう指示しました。	外部
156	遺族厚生年金に係る併給調整誤りについて	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2011年2月10日	2012年9月10日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金の併給調整誤りが判明しました。	○遺族厚生年金裁定の際に、本来、お客様が受給する退職共済年金の年金コードを登録すべきところ、誤って登録を漏らしたことによります。	1名	過払い	176,766	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、遺族厚生年金の併給調整について再度説明し、お客様の共済年金の請求状況及び受給状況について慎重に確認を行うよう周知・徹底しました。	内部
157	老齢年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	静岡	掛川	1990年12月頃	2012年9月13日	○事務センターにおいて、お客様より受理した遺族厚生年金の審査の際配偶者の受給者原簿及び船員保険被保険者記録を確認したところ、老齢年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○老齢厚生年金裁定時に、船員保険期間については紙台帳により管理されているので、船員保険被保険者記録に表示がない場合、本来、旧社会保険業務センターに調査依頼の上記録整備するべきところ、調査依頼をしないまま老齢厚生年金を誤って裁定したことによるものです。	1名	未払い	2,470,607	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。年金額訂正申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、戦時加算の対象となる船員保険期間のある場合の取扱いを説明し、年金請求時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
158	遺族年金裁定時における続柄コードの登録誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	川越	1969年2月頃	2012年8月21日	○年金事務所において、配偶者がいるお客様より老齢年金の相談があり、遺族年金の支給額変更通知書を確認したところ、遺族年金裁定時における続柄コードの登録誤りが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の続柄を子で登録すべきところ、誤って妻の続柄コードで登録したことにより、18歳到達後も失権しないままとなったものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金相談や裁定時における確認の徹底を周知しました。	内部
159	遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算漏れについて	確認・決定誤り	沖縄	那覇	2003年3月12日	2012年9月27日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算漏れが判明しました。	○お客様の遺族年金の裁定時に、沖縄復帰に伴う特別措置に係る表示を誤って登録したことによります。	1名	未払い	3,413,053	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金請求時には、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
160	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	広島	広島東	2002年12月9日	2012年8月29日	○担当者が、年金記録に関する紙台帳等の調査結果に対する回答書等について審査していたところ、お客様の遺族厚生年金に戦時加算が漏れていることが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	164,020	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、戦時加算の取扱いについて再度説明し、年金請求時等に年金記録の確認漏れのないよう周知・徹底しました。	内部
161	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	大阪	吹田	1989年1月26日	2012年5月24日	○共済組合より、遺族年金の裁定内容について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金を誤って裁定していることが判明しました。	○お客様の遺族年金裁定の際に、本来、共済組合に遺族共済年金を短期要件で決定していることを確認し遺族基礎年金のみを裁定すべきところ、遺族共済年金の支給要件の確認を怠ったことにより、誤って遺族厚生年金を長期要件で裁定したことによります。	1名	過払い	302,004	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、遺族厚生年金の支給要件について再度説明し、遺族年金請求の受付時に、遺族共済年金の請求状況等について確認の徹底を周知しました。	外部
162	遺族年金裁定時における高齢任意加入期間の訂正漏れについて	確認・決定誤り	徳島	事務センター	2011年6月23日	2012年9月28日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時における厚生年金の高齢任意加入期間の訂正漏れが判明しました。	○配偶者の厚生年金記録が判明したことにより、高齢任意加入の資格喪失日の訂正をした後に遺族年金の裁定処理をすべきところ、高齢任意加入期間があることに気付かなかったことによります。	1名	過払い	7,057	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書を受理しました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書審査時における年金記録の確認の徹底を周知しました。 ○また、入力処理ができない場合は原因について確認することを指示しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
163	厚生年金保険老齢年金受給権者支給停止事由消滅届の受理漏れについて	確認・決定誤り	東京	江戸川	2010年6月3日	2012年2月14日	○年金事務所において、ねんきん特別便に係る記録の確認をしていたところ、厚生年金保険の老齢年金の65歳喪失改定が行われていないことが判明しました。	○厚生年金保険老齢年金受給権者支給停止事由消滅届が未提出であったお客様の配偶者死亡による遺族年金請求の際、年金記録の確認が不十分でその届出の受理を漏らしたことによります。	1名	未払い	372,468	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○機構本部に取扱いを協議し、遺族年金請求時に届出があったものとして処理可能との回答ありました。 ○厚生年金保険老齢年金受給権者支給停止事由消滅届及び訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、配偶者を含む年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
164	特別一時金決定誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	横浜西	1987年1月28日	2011年9月30日	○事務センターより、通算老齢年金を裁定する際、特別一時金の記録整備依頼があり、確認したところ、特別一時金決定誤りが判明しました。	○特別一時金を決定する際、お客様が大正15年4月1日以前生まれであり、特別一時金を請求できない方であったにもかかわらず、確認不足により、請求書を受理し決定したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、特別一時金の支給要件及び納付要件のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
165	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	2013年1月18日	2013年2月13日	○事務センターより、遺族年金の請求書を提出したお客様の受給者原簿に死亡保留表示があるとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○受給者死亡の電話連絡を受けた際に、死亡者の死亡保留処理票を作成すべきところ、内容確認が不十分であったために誤って配偶者であるお客様の死亡保留処理票を作成し処理を行ったことによります。	1名	未払い	6,116	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除依頼書を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、支払保留に係る事務処理手順を改めて説明し、受給者死亡の連絡を受けた際の支払保留処理票作成時には、対象となる方の確認等を慎重に行うように周知・徹底しました。	内部
166	遺族年金に係る受給権発生年月日の裁定誤りについて	確認・決定誤り	宮城	仙台北	2000年2月10日	2012年8月22日	○事務センターより、紙台帳とコンピューター記録の突合作業の際に遺族年金の受給権発生年月日の誤りについて照会があり、確認したところ、遺族年金に係る受給権発生年月日の裁定誤りが判明しました。	○老齢年金を受給しているお客様の遺族年金を裁定した際に、受給権発生日について、本来、平成11年2月とすべきところ、平成11年12月と誤り裁定を行ったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、添付書類の確認等について、再度徹底するよう周知しました。	内部
167	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	奈良	奈良	1987年5月9日	2012年6月4日	○機構本部より、年金受給選択申出書の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金を誤って裁定していることが判明しました。	○お客様の遺族年金裁定の際に、本来、お客様及び共済組合に遺族共済年金を短期要件で決定していることを確認し遺族基礎年金のみを裁定すべきところ、遺族共済年金の支給要件の確認を怠ったことにより、誤って長期要件の遺族厚生年金を裁定したものです。	1名	過払い	14,850	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に受理した返納方法申出書及び裁定取消依頼書一式を進達しました。	○担当部署において、遺族厚生年金の支給要件について再度説明し、遺族年金請求の受付時に、遺族共済年金の請求状況等について確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
168	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	2013年1月18日	2013年2月13日	○事務センターより、遺族年金の請求書を提出したお客様の受給者原簿に死亡保留表示があるとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○受給者死亡の電話連絡を受けた際に、死亡者の死亡保留処理票を作成すべきところ、内容確認が不十分であったために誤って配偶者であるお客様の死亡保留処理票を作成し処理を行ったことによります。	1名	未払い	98,566	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除依頼書を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、支払保留に係る事務処理手順を改めて説明し、受給者死亡の連絡を受けた際の支払保留処理票作成時には、対象となる方の確認等を慎重に行うように周知・徹底しました。	内部
169	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	2005年8月27日	2012年12月14日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、国家公務員共済期間の算入を誤り、本来、共済期間として裁定すべきところ、合算対象期間として裁定したことによります。	1名	未払い	333,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
170	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	秋田	本荘	1987年4月23日	2009年11月13日	○機構本部より、年金受給選択申出書の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○遺族厚生年金裁定請求書受付時及び裁定時に、お客様は短期要件による遺族共済年金を受給されているため、本来、長期要件による遺族厚生年金を受給できませんが、遺族共済年金についての確認が不十分であったことによります。	1名	過払い	21,049	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○機構本部に受理した返納方法申出書及び裁定取消依頼書一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族厚生年金の支給要件等について再確認し、遺族年金請求の受付時に遺族共済年金の請求状況等の確認の徹底を周知しました。 ○また、今回の事象を事務センターに情報提供し、注意喚起を行いました。	内部
171	第四種被保険者期間の訂正誤りについて	確認・決定誤り	福島	会津若松	2012年7月10日	2012年10月5日	○機構本部への進達結果について、確認したところ、第四種被保険者期間の訂正誤りが判明しました。	○機構本部より記録確認の依頼があった際に、本来、訂正すべきでない第四種被保険者期間を訂正したことによります。	1名	誤還付	70,408	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○還付取消処理を行い、返納が行われたことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
172	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	福島	相馬	1996年1月25日	2012年6月5日	○年金事務所において、配偶者の年金について調査したところ、お客様の老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、本来、共済期間として裁定すべきところ、共済期間を含めず裁定したことによります。	1名	未払い	903,025	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
173	年金裁定時における被保険者記録の確認漏れについて	確認・決定誤り	東北	ブロック本部	2011年7月25日	2012年5月14日	○年金事務所より、お客様から年金証書に記載された年金額について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、年金裁定時における被保険者記録の確認漏れが判明しました。	○お客様の遺族年金裁定の際に、配偶者の裁定原簿と被保険者記録との月数の確認を漏らしたことにより、船員保険被保険者に係る適用種別が相違していたことに気付かなかったことによります。	1名	未払い	402,169	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、記録整備等を依頼し、処理が完了したことを確認しました。	○ブロック本部担当部署において、今回の事象を説明し、年金相談の際の年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
174	年金受給選択申出書に係る受理時の確認漏れについて	確認・決定誤り	福島	郡山	2011年7月14日	2012年7月20日	○お客様の代理人より、共済組合から年金選択関係の連絡があったと問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書に係る受理時の確認漏れがあったことが判明しました。	○お客様より遺族年金裁定請求書及び年金受給選択申出書を受理した際に、配偶者は昭和31年6月以前の旧三共済期間を有していたので、特例遺族年金を考慮した選択を行うべきところ、確認を漏らしたことによります。	1名	その他	323,159	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、返納方法申出書及び訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、年金受給選択申出書の受理に関し確認を徹底するよう周知しました。	外部
175	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	広島	三次	1999年5月27日	2012年12月18日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、三共済期間の算入を誤り、本来、受給権発生年月日について、平成9年4月1日とすべきところ、65歳到達年月日により裁定したことによります。	1名	未払い	90,031	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
176	旧厚生年金法による遺族給付に係る裁定処理誤りについて	確認・決定誤り	広島	広島西	1976年10月23日	2012年12月3日	○複数ある基礎年金番号の重複取消処理を行った際に、確認したところ、旧厚生年金法による遺族給付に係る裁定処理誤りが判明しました。	○お客様より配偶者の在職中死亡による年金裁定の際、法改正の認識不足及び旧共済遺族年金を考慮しなかったことにより、通算遺族年金を裁定をせず遺族年金の裁定をしていたことによります。	1名	過払い	3,288,998	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。通算遺族年金の裁定請求書及び返納方法申出書等を受理しました。 ○機構本部に裁定請求書等関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通算遺族年金制度改正時の取扱いについて再確認し、遺族年金請求の受付時の確認の徹底を周知しました。	内部
177	老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	東大阪	2003年3月19日	2012年5月29日	○紙台帳とコンピューター記録の突合せ作業において、老齢年金の記録に不備あるとの連絡があり、確認したところ、老齢年金に係る国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○配偶者の記録補正に伴い厚生年金記録を遡り喪失させた際に、お客様の国民年金第3号被保険者期間について、第1号被保険者期間に修正処理を行うべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	15,057	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者を含む年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
178	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	山形	山形	2003年2月13日	2012年3月30日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、三共済期間の算入を誤り、本来、受給権発生年月日について、平成9年11月15日とすべきところ、平成14年11月15日で裁定したことによります。	1名	未払い	140,416	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
179	年金受給選択申出書の受理漏れについて	確認・決定誤り	愛知	名古屋西	2011年12月12日	2013年3月1日	○お客様より、機構本部から年金選択に係る勧奨状が届いたことについて問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の受理漏れが判明しました。	○特別支給の老齢厚生年金を受給しているお客様より65歳からの年金について相談があった際、65歳時の年金請求ハガキの提出のみを指示し、旧厚生年金法による遺族年金との選択に係る年金受給選択申出書の提出を求めていなかったことによります。	1名	未払い	317,200	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、年金受給選択申出書を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金受給選択申出書受理時における年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
180	遺族年金受給権者支給停止事由消滅届の受理誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	横須賀	2012年2月20日	2012年11月22日	○事務センターにおいて、老齢年金の審査をしていたところ、遺族年金受給権者支給停止事由消滅届の受理誤りが判明しました。	○60歳未満であるため支給停止となっていた遺族厚生年金の受給権のあるお客様が、60歳になり年金相談に来所された際、夫に対する遺族年金は、子に遺族年金の受給権がある間支給停止となるにもかかわらず、確認不足により誤って遺族年金受給権者支給停止事由消滅届を受理したことによります。	1名	過払い	109,982	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○機構本部に関係書類を進達し、処理が完了した後お客様あてに返納金告知書が発送されることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金の受給権の確認を徹底するよう周知しました。	内部
181	未支給年金請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	兵庫	加古川	2010年6月17日	2013年2月20日	○お客様より、亡くなった配偶者宛ての通知について問合せがあり、確認したところ、未支給年金請求書の受理漏れが判明しました。	○受給権者死亡による遺族年金の請求書を受理した際及び審査の際に、確認が不十分だったことにより、未支給年金請求書の受理を漏らし、死亡保留の処理はされているが死亡失権の処理がされていなかったものです。	1名	未払い	5,079	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、受理した未支給年金請求書を機構本部へ進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、遺族年金裁定請求書等受付時における未支給年金請求書の受理の徹底を周知しました。	外部
182	年金記録に関する紙台帳等に係る記録補正誤りについて	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2012年10月15日	2013年2月26日	○他事務センターより、記録補正の処理内容について確認依頼があり、確認したところ、年金記録に関する紙台帳等に係る記録補正誤りが判明しました。	○年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知を作成する際、厚生年金基金加入期間を基金に加入していない期間と誤認し、記録補正する必要のない記録を誤って補正したことによります。	1名	過払い	103,594	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
183	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	名護	2012年12月20日	2013年1月30日	○お客様より年金支給額について問合せがあった際に確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○遺族年金裁定請求書受付時において、お客様より長期要件により裁定希望と意思確認したにもかかわらず、請求書にその旨を記載させることを失念したことにより、短期要件による入力を行い裁定したものです。	1名	未払い	14,767	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金請求時の支給要件の確認の徹底を周知しました。	内部
184	厚生年金沖縄特別措置に係る特別加算漏れについて	確認・決定誤り	沖縄	コザ	1995年頃	2012年9月24日	○ブロック本部より、加給金の加算に係る点検指示があり、確認したところ、厚生年金沖縄特別措置に係る特別加算漏れが判明しました。	○お客様の年金裁定時に、老齢年金の沖縄特別措置特別加算該当届の確認漏れ及び遺族年金の長期要件による特別加算の確認を漏らしたことによります。	12名	未払い	21,417,301	○担当者が全てのお客様及び代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱を協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、沖縄特例に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
185	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	秋田	事務センター	2012年10月18日	2013年2月18日	○年金事務所より、市役所にお客様の家族から年金が振込まれていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○死亡保留の処理を行なう際に、市役所で受理した未支給年金請求書に記載された基礎年金番号が不備であったことが処理の過程で判明しましたが、請求書の受付簿の訂正を失念し、この受付簿より支払保留の処理を行ったことによります。	1名	未払い	369,332	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、再度支払保留に係る事務処理手順を周知・徹底しました。 ○また、今回の事象を年金事務所に情報提供し、市区町村からの基礎年金番号の照会対応について注意喚起をしました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
186	年金見込額照会回答票の誤交付について	確認・決定誤り	愛知	中村	2013年3月21日	2013年4月2日	○公共職業安定所より、お客様が持参した年金見込額照会回答票について問合せがあり、確認したところ、年金見込額照会回答票の誤交付が判明しました。	○A様の年金見込額照会回答票を作成する際、誤ってB様の基礎年金番号により作成し、そのまま交付したものです。	2名	―	0	○担当者がA様及びB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○A様に交付した年金見込額照会回答票の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、再交付の即日交付依頼を受けた際、個人情報の取扱いを徹底するよう周知しました。	外部
187	年金振込通知書の交付誤りについて	確認・決定誤り	北海道	札幌北	2013年4月12日	2013年4月12日	○A様より、年金振込通知書の再交付に係る処理状況について問合せがあり、確認したところ、年金振込通知書の交付誤りが判明しました。	○窓口において、A様の年金振込通知書を交付する際、本人確認を怠ったため、誤ってB様に交付したものです。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	―	0	○担当者がA様及びB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○A様に年金振込通知書を交付し、B様より誤って交付した通知書を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明しました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
188	寡婦年金の裁定誤り及び死亡一時金請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	熊谷	2011年7月14日	2012年7月13日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、寡婦年金の裁定誤り及び死亡一時金請求書の受理漏れが判明しました。	○年金相談時及び裁定時において、配偶者在職中死亡による死亡一時金または寡婦年金の選択について、遺族厚生年金との併給調整の考慮を誤ったことによります。	1名	未払い	270,000	○担当者がお客様及び家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、寡婦年金の取消依頼書及び受理した死亡一時金請求書を事務センターに回付し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金の要件の確認及び請求書の受理に関し確認の徹底を指示しました。	外部
189	年金見込額回答票の交付誤りについて	確認・決定誤り	北海道	室蘭	2012年1月19日	2012年8月6日	○お客様の代理人より、年金見込額回答票の内容について問合せがあった際に、確認したところ、年金見込額回答票の交付誤りが判明しました。	○お客様から遺族年金の請求があった際、死亡者の個人情報の取扱いを誤認したことにより、老齢年金受給権発生前に死亡した配偶者の老齢年金の見込額を試算し、年金見込額回答票を交付したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様及び代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って交付した年金見込額回答票を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、死亡者の個人情報の提供の取扱いについて再度周知しました。	内部
190	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2011年12月15日	2013年1月21日	○事務センターにおいて、裁定済の遺族年金について確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様の遺族厚生年金裁定の際に、遺族共済年金と併給できる長期要件により裁定すべきところ、確認不足により誤って短期要件として裁定したことによります。	1名	過払い	950,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、遺族厚生年金の支給要件について再度周知し、審査時における遺族共済年金受給の有無の確認漏れがないよう周知・徹底しました。	内部
191	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	西宮	1988年5月10日	2012年11月9日	○機構本部より、裁定済の遺族年金について連絡があり、確認したところ、遺族年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○遺族厚生年金裁定時に、お客様は短期要件による遺族共済年金を受給されていたため、本来、長期要件による遺族厚生年金を受給できませんが、遺族共済年金についての確認が不十分であったことにより誤って裁定したものです。	1名	過払い	590,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○遺族年金の裁定取消入力後、機構本部へ受理した返納方法申出書等関係書類を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族共済年金受給権者の年金相談について慎重に行うように周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
192	遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	事務センター	2011年7月28日	2013年2月1日	○事務センターにおいて、再裁定関係書類について確認していたところ、遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りが判明しました。	○厚生年金通算老齢年金の受給者である配偶者死亡による遺族年金の裁定時に、確認が不十分だったことにより旧令共済組合員期間を登録したために誤って経過的寡婦加算が加算されてしまったものです。	1名	過払い	744,787	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、審査時における年金記録や要件等の確認を徹底するよう周知しました。	内部
193	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島北	2000年8月17日	2012年11月29日	○機構本部より、お客様の遺族厚生年金について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	776,056	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時等における年金記録の確認の徹底を周知しました。 ○また、今回の事象を事務センターに情報提供し、裁定処理時における注意喚起を行いました。	内部
194	年金受給選択申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	松山西	1999年3月20日	2013年1月31日	○お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、年金受給選択申出書の処理誤りが判明しました。	○遺族共済年金を受給していたお客様が特別支給の老齢厚生年金の請求を受給権発生日に遡って手続きをされた際に、確認不足により年金受給選択申出書の選択停止の処理が誤っていたものです。	1名	未払い	154,258	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金受給選択申出書の確認の徹底を周知しました。	外部
195	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	山口	萩	1990年11月22日	2012年8月14日	○機構本部より、年金受給選択申出書の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○遺族年金裁定時に、お客様及び共済組合に遺族共済年金を短期要件で決定していることを確認し遺族基礎年金のみを裁定すべきところ、遺族共済年金についての確認が不十分であったことにより誤って長期要件の遺族厚生年金を裁定したものです。	1名	過払い	122,896	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に受理した返納方法申出書及び裁定取消依頼関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金請求の受付時に遺族共済年金の支給要件等の確認の徹底を周知しました。	内部
196	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	福岡	小倉南	2001年11月5日	2012年2月13日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	1,496,933	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、戦時加算の取扱いについて再度説明し、年金請求時等に年金記録の確認漏れのないよう周知・徹底しました。	内部
197	厚生年金基金記録種別相違事案に係る処理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2010年11月2日	2012年7月3日	○担当者が処理済の書類を確認したところ、厚生年金基金記録種別相違事案に係る処理誤りが61件判明しました。	○厚生年金基金記録種別相違による減額事案ついては返納方法申出書等を送付の上、返納を依頼すべきところ、認識不足により、お客様に意思確認を行った上で、訂正不要として処理を行ったものです。	61名	過払い	110,856	○担当者がお客様にお詫びの文書及び返納方法申出書等を送付しました。 ○過払いが発生した23名のお客様より返納方法申出書等を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、厚生年金基金記録種別相違事案の取扱いについて周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
198	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	茨城	水戸北	2010年9月14日	2013年1月21日	○お客様より、共済組合から遺族厚生年金の裁定内容についての連絡があったとの申出があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様の遺族厚生年金裁定の際に、遺族共済年金と併給される長期要件により裁定すべきところ、遺族厚生年金の短期要件及び長期要件の年金額が同額であったため、誤って短期要件として裁定したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議の上、事務センターへ遺族基礎年金の裁定取消を依頼し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金請求時の支給要件の確認の徹底を周知しました。	外部
199	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2013年1月17日	2013年1月31日	○お客様より、年金証書に記載された年金額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金裁定の際に、配偶者は旧厚生年金法による2級の障害年金の受給権者のため、本来、短期要件で裁定すべきところ、誤って長期要件で裁定したことによります。	1名	未払い	64,692	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、遺族厚生年金の支給要件について再度説明し、支給要件の確認の徹底を周知しました。	外部
200	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2012年11月8日	2013年2月18日	○機構本部より、年金受給選択申出書の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様は短期要件による遺族共済年金を受給するため、長期要件による遺族厚生年金は発生しないところ、誤って裁定したものです。	1名	過払い	75,800	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○遺族年金の裁定取消入力後、機構本部へ受理した返納方法申出書等関係書類を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、お客様の遺族共済年金の受給状況等については慎重に確認を行うよう周知しました。	外部
201	基礎年金番号情報回答票等の交付誤りについて	確認・決定誤り	福岡	小倉南	2013年1月22日	2013年1月25日	○A様より、B様の記録が誤って交付されたとの問合せがあり、確認したところ、基礎年金番号情報回答票等の交付誤りが判明しました。	○A様が年金請求のため来所し、基礎年金番号情報回答票等を交付した際、誤ってB様の回答票等が混入し、そのまま交付したものです。	2名	―	0	○担当者がA様及びB様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○A様より誤って交付した基礎年金番号情報回答票等を回収しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等を窓口交付する際の個人情報の取扱いの徹底について周知しました。	外部
202	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2013年1月7日	2013年3月7日	○機構本部より、裁定状況について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、市町村共済組合期間の算入を誤り、共済期間の一部を含めず裁定したことによります。	1名	未払い	1,350	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
203	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	2008年4月16日	2012年8月29日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済期間の算入を誤り、本来、厚生年金期間として裁定すべきところ、共済期間として裁定したことによります。	1名	未払い	654,019	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
204	遺族年金裁定請求書の受理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	小倉北	2013年3月18日	2013年4月1日	○事務センターより、遺族年金裁定請求書の返戻があり、確認したところ、遺族厚生年金裁定請求書の受理誤りが判明しました。	○在職中に初診のある病気で退職後5年以内の死亡による遺族年金裁定請求書の提出があった際に、納付要件を初診日でみるものと誤認していたため、受給権がないにもかかわらず、誤って請求書を受理したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より取下げの意思を確認し、請求書一式を返戻しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金相談時における年金記録や要件等の確認を徹底するよう周知しました。	内部
205	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年11月6日	2013年2月28日	○年金事務所より、お客様から遺族年金の支給要件に誤りがあるのではないかとの申出があったと連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○共済年金の加入期間がある配偶者死亡による遺族厚生年金裁定請求の際に、お客様より短期要件による裁定希望と意思確認したにもかかわらず、請求書にその旨を記載せず事務センターに回付したこと及び審査時において支給要件を確認せず長期要件と判断してしまったことにより、お客様が希望していない長期要件で年金が裁定されたものです。	1名	未払い	72,916	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、遺族年金請求における支給要件の確認の徹底を周知しました。	外部
206	厚生年金基金突合に伴う記録補正処理誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2013年3月19日	2013年4月22日	○厚生年金基金の担当者より、基金突合の結果通知について問合せがあり、確認したところ、厚生年金基金突合に伴う記録補正処理誤りが判明しました。	○厚生年金基金突合に伴う記録補正処理を行う際、厚生年金基金の加入が遡及して取消となったA事業所の基金加入記録を取消すべきところ、誤って事業主・事業所市町村が同一のB事業所の基金加入記録を取消たものです。	2事業所27名	―	0	○担当者がA事業所及びB事業所にお詫びの文書を送付しました。 ○資格記録の補正処理を行い、厚生年金基金あて訂正通知を送付しました。 ○その後、事業所から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、厚生年金基金等から提供のあった資料等の内容確認の徹底について周知を行いました。	外部
207	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	北海道	帯広	2008年2月19日	2012年4月2日	○事務センターより、お客様の遺族厚生年金について照会があり、確認したところ、遺族年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○妻死亡による遺族厚生年金の裁定時に、お客様は短期要件による遺族共済年金の受給権があるため、本来、長期要件による遺族厚生年金を受給できませんが、遺族共済年金についての確認が不十分であったことにより誤って裁定していたものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○事務センターに裁定取消を依頼し、決定取消通知書をお客様に送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、共済加入期間のある遺族年金請求時の短期・長期要件の確認の徹底を周知しました。	内部
208	死亡届に係る基礎年金番号の確認誤りについて	確認・決定誤り	富山	高岡	2012年11月21日	2013年2月15日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、死亡届に係る基礎年金番号の確認誤りが判明しました。	○基礎年金番号未記載の死亡届を受理した際、氏名索引を行い生年月日等の確認が不十分なまま誤ってお客様の基礎年金番号を記載したことによります。	1名	未払い	363,483	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に失権取消処理に係る再裁定関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、基礎年金番号の記載のない受給者死亡に係る届出を受理する際の事務処理方法を再度周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
209	遺族基礎年金の支給停止に係る処理誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2013年2月14日	2013年3月11日	○お客様の代理人より、遺族年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、遺族基礎年金の支給停止に係る処理誤りが判明しました。	○母親死亡による遺族年金の裁定の際、生計を同じくするその子の別居の父がいたために、遺族基礎年金は支給停止とすべきところ、確認不足により支給停止処理を失念したものです。	1名	過払い	65,541	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に受理した返納方法申出書等関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金の受給要件等の確認の徹底を周知しました。	外部
210	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	相模原	2013年4月8日	2013年5月15日	○お客様より、厚生年金基金から年金差止の通知が届いたことについて問合せがあり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○市役所から受給者死亡に係る連絡を受けた際に、本来、死亡者の死亡保留処理票を作成すべきところ、誤って未支給年金請求書を送付するにあたり確認したお客様の死亡保留処理票を作成し処理を行ったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、死亡保留の解除を依頼し、定時支払がされることを確認しました。	○担当部署において、再度支払保留に係る事務処理手順を周知・徹底しました。	外部
211	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2007年3月1日	2013年3月4日	○事務センターでお客様の年金記録状況の調査を行った際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済期間の算入を誤り、共済期間の一部を含めず裁定したことによります。	1名	未払い	6,265	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
212	遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れについて	確認・決定誤り	宮崎	都城	2001年11月16日	2012年12月10日	○年金事務所において、再裁定関係書類について確認していたところ、遺族厚生年金裁定時の戦時加算漏れが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、お客様の配偶者の年金記録には戦時加算の記録があったにもかかわらず、確認が不十分であったために、戦時加算の登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	1,171,942	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答があり、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定請求書受付時等における年金記録の確認を慎重に行い、戦時加算の確認漏れのないよう周知しました。	内部
213	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	東灘	2013年1月11日	2013年2月15日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○受給者死亡に係る連絡を受けた際に、内容確認が不十分であったために、お客様は生存者であるにもかかわらず、誤って死亡保留の入力処理をしたことによります。	1名	未払い	117,516	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、支払保留に係る事務処理手順を再確認し、受給者死亡の連絡を受けた際には、対象となる方の確認を慎重に行うように周知・徹底しました。	外部
214	年金記録に関する紙台帳等の記録補正処理誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	事務センター	2013年3月6日	2013年4月23日	○機構本部より、旧法船員老齢年金の再裁定報告書の返戻があり、確認したところ、年金記録に関する紙台帳等に係る記録補正処理誤りが判明しました。	○年金記録に関する紙台帳等の調査結果に対する回答書に基づき、記録訂正を行った際、紙台帳の確認不足により、船員年金任意継続の資格喪失年月日を誤って処理したものです。	1名	過払い	40,538	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録訂正処理を確認し、返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
215	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	奈良	奈良	2013年2月8日	2013年4月2日	○事務センターより、お客様の受給者原簿に死亡保留表示があるとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○市役所から受給者死亡にかかる電話連絡を受けた際に、本来、死亡者の死亡保留処理票を作成すべきところ、内容確認が不十分であったために死亡者の配偶者の死亡保留処理票を作成したことによります。	1名	未払い	77,682	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、死亡保留の処理の際には、確認を慎重に行うよう周知・徹底しました。	内部
216	遺族年金に係る寡婦加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	徳島	徳島北	1976年8月1日	2012年11月13日	○事務センターより、機構本部から年金受給選択申出書の処理にあたり照会があったと連絡があり、確認したところ、厚生年金の遺族年金に係る寡婦加算の加算誤りが判明しました。	○お客様は旧法厚生年金遺族年金及び旧農林共済の遺族年金を受給することから、寡婦加算の加算がされないことを説明し、厚生年金保険遺族年金寡婦加算廃止届を受理すべきでしたが、他年金の確認が不十分だったために、その受理を漏らしたことによります。	1名	過払い	808,624	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 ○機構本部に受理した届書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、旧法の調整方法等について周知しました。	内部
217	死亡一時金の重複支払について	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2013年3月18日	2013年4月18日	○担当者が死亡一時金の登録済の支払データを確認していたところ、死亡一時金の重複支払が判明しました。	○死亡一時金の支払データ登録処理の際に、確認不足により誤って二重に登録を行い、支払したことによります。	2名	過払い	398,500	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、過払分の返納についても了承を得ました。 ○年金事務所へ返納処理の手続きを依頼し、お客様あてに返納金納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、死亡一時金のデータ登録処理の際における確認の徹底を周知しました。	内部
218	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2006年8月9日	2012年12月14日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、本来、共済期間として裁定すべきところ、合算対象期間として裁定したことによります。	1名	未払い	21,576	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
219	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	石川	金沢北	1987年11月12日	2013年3月21日	○年金事務所において、重複付番者一覧表の確認をしていたところ、遺族厚生年金を誤って裁定していることが判明しました。	○遺族年金裁定の際に、本来、お客様及び共済組合に遺族共済年金を短期要件で決定していることを確認し遺族基礎年金のみを裁定すべきところ、誤って長期要件の遺族厚生年金を裁定したものです。	1名	過払い	179,584	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に受理した返納方法申出書及び裁定取消依頼書一式を進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金請求時の支給要件の確認の徹底を周知しました。	内部
220	遺族年金受給者の氏名変更に係る加算額対象者氏名訂正の処理漏れについて	確認・決定誤り	長崎	事務センター	2012年10月25日	2013年4月18日	○お客様より、生計維持確認届について問合せがあり、確認したところ、遺族年金受給者の氏名変更に係る加算額対象者氏名訂正の処理漏れが判明しました。	○遺族年金受給権者から受理した氏名変更届の処理の際、確認不足により受給者原簿の加対者氏名変更の処理を漏らしたことにより、生計維持確認届の加算額対象者氏名が変更前のまま送付されたものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○加算額対象者氏名訂正の処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、加対者の有無等年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
221	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	福井	武生	1994年7月14日	2012年9月24日	○事務センターより、お客様の遺族年金の支給要件について照会があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○遺族厚生年金裁定時に、お客様は短期要件による遺族共済年金を受給されているため、本来、長期要件による遺族厚生年金を受給できませんが、誤って裁定していたものです。	1名	過払い	149,655	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○裁定取消処理後、決定取消通知書をお客様に送付し、受理した返納方法申出書等関係書類を機構本部に進達しました。	○担当部署において、共済加入期間のある遺族年金請求時の短期・長期要件の確認の徹底を周知しました。 ○また、今回の事象を事務センターに情報提供し、注意喚起を行いました。	内部
222	遺族年金裁定時における年金記録の統合誤りについて	確認・決定誤り	東京	中央	1990年3月8日	2012年10月23日	○他の年金事務所より、老齢年金裁定請求書を受理したA様の年金記録について照会があり、確認したところ、年金記録の統合誤りが判明しました。	○B様から遺族年金の請求があった際に、確認が不十分であったことから誤ってA様の年金記録を統合したものです。	2名	未払い	2,579,542	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部にB様の年金の取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありましたので、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金相談時におけるお客様の職歴確認を慎重に行うよう周知・徹底しました。	内部
223	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	宮崎	延岡	2002年4月1日	2012年7月26日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済期間の算入を誤り、本来、受給権発生年月日について、平成14年4月1日とすべきところ、平成17年2月2日として裁定したことによります。	1名	未払い	133,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
224	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	香川	高松西	2004年6月7日	2013年2月14日	○事務センターより、お客様の未支給年金請求書を処理した際に、老齢年金の裁定状況について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、警察共済期間の算入を誤り、本来、共済期間として裁定すべきところ、合算対象期間として裁定したことによります。	1名	未払い	1,653,977	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
225	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	茨城	水戸南	2002年11月13日	2012年11月7日	○事務センターより、老齢年金の裁定状況について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済期間の算入を誤り、本来、厚生年金期間として裁定すべきところ、共済期間として裁定したことによります。	1名	未払い	443,115	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
226	振替加算に係る届書の受理誤りについて	確認・決定誤り	北海道	旭川	2012年11月19日	2013年1月31日	○お客様より、提出書類の処理状況について問合せがあり、確認したところ、振替加算に係る届書の受理誤りが判明しました。	○お客様より、振替加算に係る届書を受理する際に、誤って加給年金に係る届書を受理したことによります。	1名	未払い	24,900	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了していることを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、配偶者加給金の関係届の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
227	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	東京	練馬	2009年2月26日	2012年12月12日	○街角の年金相談センターより、お客様の遺族年金について連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○遺族年金裁定の際に、配偶者は2級の障害厚生年金の受給権者のため、有利な短期要件で裁定すべきところ、確認が不十分であったために誤って長期要件で裁定したことによります。	1名	未払い	3,244,900	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議の上、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金請求時の支給要件の確認の徹底を周知しました。	内部
228	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	福井	福井	2012年12月13日	2013年5月23日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○市役所から情報提供された死亡者一覧に不備があったにもかかわらず、市役所への確認を怠ったことにより、死亡保留の入力処理を行ったものです。	1名	未払い	914,864	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除関係書類等を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、支払保留に係る事務処理手順を改めて周知・徹底しました。 ○また、市役所に死亡者情報については正確な情報を提供していただくよう依頼しました。	外部
229	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	東京	練馬	2004年12月9日	2013年3月12日	○事務センターより、年金の裁定内容について共済組合から照会があったと連絡があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○遺族厚生年金の裁定時に、お客様は短期要件による遺族共済年金を受給されているため、本来、長期要件による遺族厚生年金を受給できませんが、年金証書等による遺族共済年金についての確認が不十分であったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○事務センターに裁定取消を依頼し、決定取消通知書をお客様に送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金請求時の支給要件の確認の徹底を周知しました。	外部
230	子の遺族年金裁定請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	山梨	甲府	2012年5月9日	2013年4月22日	○お客様の家族より、遺族年金の支給について問合せがあり、確認したところ、子の遺族年金裁定請求書の受理漏れが判明しました。	○遺族年金の相談があった際、18歳未満の子がいたにもかかわらず、知識不足により誤って配偶者である夫のみの請求を案内したことによります。 ○また、裁定請求書審査時の確認不足及び決裁においても気付かなかったものです。	1名	未払い	215,330	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。遺族年金裁定請求書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金請求の際の添付書類等の確認の徹底を周知しました。	外部
231	老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の算入漏れについて	確認・決定誤り	長崎	佐世保	1980年4月頃	2013年2月6日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時における第四種被保険者期間の算入漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、第四種被保険者期間の算入を漏らし裁定したことによります。	1名	未払い	31,678	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
232	年金の過払に係る調整誤りについて	確認・決定誤り	東京	立川	2013年6月14日	2013年6月14日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金の過払に係る調整誤りが判明しました。	○お客様より、年金の過払に係る調整のため、返納方法申出書を受理した際に、処理サイクルの確認不足より、お客様の希望の調整額による処理が間に合わなかったものです。	1名	過徴収	139,753	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、事務処理サイクルの取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
233	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2011年11月24日	2012年8月19日	○年金事務所より、お客様の遺族年金について照会があり、確認したところ、遺族厚生年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○遺族年金裁定の際に、配偶者は1級の障害厚生年金の受給権者のため、有利な短期要件で裁定すべきところ、確認が不十分であったために誤って長期要件で裁定したことによります。	1名	未払い	152,350	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議の上、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金審査時における支給要件の確認の徹底を周知しました。	内部
234	情報提供誤りによる年金の支払保留について	確認・決定誤り	広島	広島東	2013年4月15日	2013年7月1日	○お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、区役所からの情報提供誤りによる年金の支払保留が判明しました。	○区役所において、介護保険料に係る特別徴収情報の提供データの作成時に、特別徴収から普通徴収への変更データを作成するところ、誤って受給者死亡のデータを作成したことによります。 ○機構本部においても、支払保留の処理後、死亡の事実確認を行うことになっていないため、死亡保留のままとなっていたものです。	1名	未払い	669,766	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留の解除を依頼し、処理が完了したことを確認しました。	○区役所に対し、再発防止を要請しました。	外部
235	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	守口	2008年7月30日	2012年11月5日	○事務センターより、老齢年金の裁定状況について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済期間の算入を誤り、本来、共済年金期間があるにもかかわらず、共済期間がないものとして裁定したことによります。	1名	未払い	199,599	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
236	遺族年金の支給要件に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	群馬	事務センター	2013年3月7日	2013年3月28日	○お客様より、年金証書に記載された年金額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金の支給要件に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様の遺族年金裁定の際に、配偶者は2級の障害厚生年金の受給権者のため、有利な短期要件で裁定すべきところ、誤って長期要件で裁定したことによります。	1名	未払い	156,576	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認し、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金審査時及び年金証書発送前の点検時における支給要件の確認の徹底を周知しました。	外部
237	遺族年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	沖縄	名護	2007年8月20日	2012年9月13日	○年金事務所において、お客様が老齢年金の請求の相談で来所した際、確認したところ、遺族年金の裁定誤りが判明しました。	○役場において受理した遺族基礎年金裁定請求書の審査の際、厚生年金期間等の年金記録の確認を漏らしたことにより遺族基礎年金のみを裁定していたものです。 ○その後、厚生年金及び船員保険の被保険者記録を統合した際も、遺族厚生年金の受給要件を満たしていたことに気付かなかったことによるものです。	1名	未払い	549,600	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、受理した遺族厚生年金裁定請求書等を事務センターへ回付し、遺族基礎年金の取消依頼等関係書類一式を機構本部へ進達後、すべての処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金請求の際の年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
238	厚生年金基金代行返上部分に係る厚生年金の未払について	確認・決定誤り	石川	金沢南	2007年4月頃	2010年6月15日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、厚生年金基金代行部分返上部分に係る厚生年金の未払が判明しました。	○厚生年金基金が代行返上した際の処理において、老齢年金を受給していたお客様の原簿記録に代行返上記録が反映していなかったことによります。	1名	未払い	1,046,235	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部において基金代行返上に係る改定処理を行い、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部
239	未支給年金請求書に係る受給者の死亡日の登録誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2013年4月17日	2013年5月27日	○年金事務所より、年金受給者の死亡日の入力誤りがあるのではないかとの連絡があり、確認したところ、未支給年金請求書に係る受給者の死亡日の登録誤りが判明しました。	○未支給年金請求書の審査時に、添付された戸籍等により、死亡年月日が正しく記入されているか確認すべきところ、この確認を怠り、誤った死亡日で入力処理したことによります。	1名	未払い	292,572	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。誤って送付された返納告知のお知らせを回収しました。 ○機構本部に、再裁定関係書類一式を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未支給年金請求書の審査の際の死亡年月日の確認の徹底を周知しました。	内部
240	遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りについて	確認・決定誤り	徳島	徳島北	1998年12月2日	2011年11月29日	○お客様が受給権者死亡による年金の手続きに来所された際に、受給者原簿を確認したところ、遺族厚生年金に係る経過的寡婦加算の加算誤りが判明しました。	○遺族年金の裁定時に、父母の続柄コードで登録すべきところ、誤って妻の続柄コードで登録したことによります。	1名	過払い	2,119,546	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。返納方法申出書等を受理しました。 ○機構本部に取扱いを確認し、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達しました。	○担当部署において、遺族年金の請求書の受付時における続柄等の確認及び届書入力時のチェックの徹底を周知しました。	内部
241	死亡保留の処理誤りについて	確認・決定誤り	東京	板橋	2011年12月5日	2013年3月13日	○コールセンターより、お客様から年金が振込まれていないとの問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、死亡保留の処理誤りが判明しました。	○区役所から受給者死亡に係る連絡を受けた際に、住所の確認を漏らし同姓同名のお客様に死亡保留処理を行ったことによります。	1名	未払い	2,021,847	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に支払保留解除関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金受給者の死亡報告を受けた際は氏名・生年月日・住所の確認を確実に行うよう周知しました。	外部
242	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	天王寺	2004年11月11日	2013年1月10日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林済期間の算入を誤り、本来、受給権発生年月日について、平成14年4月1日とすべきところ、65歳到達年月日により裁定したことによります。	1名	未払い	25,600	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
243	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	香川	高松西	1999年3月18日	2013年6月14日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、国家公務員共済期間の算入を誤り、本来、共済期間として裁定すべきところ、合算対象期間として裁定したことによります。	1名	未払い	1,632,621	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
244	住民票コードの登録誤りによる死亡失権処理について	確認・決定誤り	埼玉	浦和	2007年2月13日	2013年5月1日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、住基ネットからの死亡情報による死亡失権処理がされていることが判明しました。	○お客様及び配偶者の年金受給権者住所変更届の処理の際、住民票コードの登録を相互に誤って登録したことにより、配偶者の死亡により誤って登録されていたお客様の年金が死亡失権処理がされてしまったものです。	1名	未払い	670,947	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に失権取消処理に係る再裁定関係書類を進達し、処理が完了したことを確認しました。また、正しい住民票コードを登録しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、入力時及び決裁時の確認の徹底を周知しました。	外部
245	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	高知	高知東	2009年4月13日	2013年5月17日	○お客様の配偶者から年金相談を受けた際に、お客様の裁定状況について、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済期間の算入を誤り、共済期間の一部を含めず裁定したことによります。	1名	未払い	16,383	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
246	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	北海道	北見	2006年3月16日	2012年12月25日	○事務センターより、老齢年金の裁定状況について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済期間の算入を誤り、本来、厚生年金期間として裁定すべきところ、共済期間として裁定したことによります。	1名	未払い	25,800	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
247	共済組合期間を有する場合の老齢年金裁定誤りについて	確認・決定誤り	新潟	事務センター	2013年5月30日	2013年6月13日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、共済組合期間を有する場合の老齢年金裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、昭和36年3月31日以前の共済期間を算入することで、受給要件を満たすことから、該当条文等必要事項を登録すべきところ、登録を漏らしたことによります。	1名	未払い	106,202	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、共済加入期間の取扱いの確認の徹底を周知しました。	外部
248	児童扶養手当との選択に係る障害年金の子の加算誤りについて	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	2011年4月1日	2012年5月18日	○市役所より、障害年金の子の加算について連絡があり、確認したところ、児童扶養手当との選択に係る障害年金の子の加算誤りが判明しました。	○障害年金の子の加算と児童扶養手当の選択について、児童扶養手当を選択することから、届出が不要であった障害年金の子の加算のための届書を受理したことによります。	1名	過払い	302,432	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い障害年金の加給処理の取扱いの確認を周知・徹底しました。	外部
249	老齢年金請求書受理時の合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	福岡	西福岡	2012年10月4日	2013年4月18日	○事務センターより、請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金請求書受理時の合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金請求に係る相談を受けた際に、本来、合算対象期間に含まれないにもかかわらず、学生期間と誤り合算対象期間に含め請求書を受理したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、合算対象期間の取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
250	老齢年金裁定時の厚生年金期間算入誤りについて	確認・決定誤り	千葉	千葉	2003年5月21日	2012年11月7日	○機構本部より、請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の厚生年金期間算入誤りが判明しました。	○老齢年金の裁定を行った際に、厚生年金の任意加入を行っているにもかかわらず、本来、加入期間については、240月で裁定すべきところ、243月で裁定したことによります。	1名	その他	57,136	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部一に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
251	障害状態確認届送付時のリーフレット等の送付漏れについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	2013年6月28日	2013年7月1日	○お客様より、障害状態確認届の提出方法等について問合せがあり、確認したところ、障害状態確認届送付時のリーフレット等の送付漏れが判明しました。	○障害状態確認届の送付作業を行った際に、提出方法等を記載したリーフレットの同封を漏らし、送付したことによります。 ○委託業者の確認不足によるものです。	1,665名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○全てのお客様にリーフレットとお詫びの文書を送付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い市町村役場との進捗管理の徹底を周知しました。 ○委託業者に再発防止策の徹底を図るよう連絡し顛末書を受理しました。	外部
252	老齢年金裁定時の国民年金期間算入漏れについて	確認・決定誤り	愛知	一宮	1977年2月16日	2012年2月27日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の国民年金期間算入漏れが判明しました。	○旧法厚生年金の通算老齢年金裁定時に、本来、国民年金保険料納付済期間を通算対象期間として裁定すべきところ、算入を漏らしたことによります。	1名	未払い	31,030	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
253	老齢年金の繰上げ請求に係る受給権発生年月日決定誤りについて	確認・決定誤り	栃木	事務センター	2013年5月8日	2013年7月2日	○市町村職員共済組合より、年金の裁定状況について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求に係る受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の繰上げ請求を受付けた際に、受給中の退職共済年金の繰上げによる受給権発生年月日と異なる年月日により、裁定を行ったことによります。	2名	未払い	45,883	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
254	老齢年金裁定時の厚生年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	山口	岩国	2007年3月5日	2013年2月22日	○お客様が遺族年金請求の手続きの際に、確認したところ、老齢年金裁定時の厚生年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、本来、厚生年金期間を含めて裁定処理すべきところ、誤って厚生年金期間を厚生年金期間を支給対象期間としないとして処理したことによります。	1名	未払い	68,068	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
255	老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	浦和	1998年4月1日	2013年1月10日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、受給権発生年月日について、JR共済組合の統合日より、平成9年4月1日とすべきところ、平成10年4月1日で裁定したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理が行われたことを確認しました。なお、雇用保険との調整により年金の支払が無かったことから影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
256	繰下げ請求書の受理の誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	2012年10月10日	2012年12月14日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理誤りが判明しました。	○お客様より繰下げ請求に係る相談を受けた際に、繰下げ請求により、配偶者加給年金の停止処理などに係る説明を漏らし、繰下げ請求書を受理したことによります。	1名	未払い	950,528	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
257	老齢年金裁定時の通算対象期間算入誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	港北	1985年5月2日	2012年6月27日	○お客様の配偶者からの未支給年金請求書を審査した際に、確認したところ、老齢年金裁定時の通算対象期間算入誤りが判明しました。	○旧法厚生年金の通算老齢年金裁定時に、本来、共済組合期間を通算対象期間として裁定すべきところ、算入を漏らしたことによります。	1名	未払い	16,700	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
258	老齢年金再裁定時の合算対象期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	平塚	2003年8月1日	2012年10月9日	○お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、老齢年金再裁定時の合算対象期間の算入誤りが判明しました。	○新たな厚生年金期間が判明したことで、再裁定処理を行う際に、受給権発生年月日について、合算対象期間を含め60歳到達時点とすべきところ、含めず300月満了時点で裁定したことによります。	1名	未払い	144,958	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議の上、関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
259	老齢年金の繰上げ請求に係る受理誤りについて	確認・決定誤り	山形	鶴岡	2012年12月27日	2013年1月8日	○年金事務所で受付書類の確認を行った際に、老齢年金の繰上げ請求に係る受理誤りが判明しました。	○お客様より繰上げ請求に係る相談を受けた際に、繰上げ請求については、遡及受付ができないにもかかわらず、遡及して受付ができると説明し、後日来所時に受理したことによります。 ○委託社会保険労務士の認識不足によるものです。	1名	未払い	45,833	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行いました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部
260	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	武蔵野	2009年4月16日	2013年2月18日	○お客様の代理人から年金相談を受けた際に、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、配偶者の共済組合期間については、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理が行われたことを確認しました。なお、基礎年金の支払が無かったことから影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
261	老齢年金裁定時の共済年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	兵庫	姫路	1999年10月5日	2013年5月13日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の共済年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、共済年金加入期間について、本来、昭和51年4月1日から昭和53年5月1日とすべきところ、昭和30年4月1日から昭和37年6月1日として裁定したことによります。	1名	未払い	296,191	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
262	老齢年金の繰上げ請求に係る受付年月日決定誤りについて	確認・決定誤り	北海道	事務センター	2013年5月23日	2013年7月9日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求に係る受付年月日決定誤りが判明しました。	○老齢年金の繰上げ請求書を受理した際に、誕生日が月末であり、月末における請求意思の確認が取れていたにもかかわらず、翌月の受付月日で決定したことによります。	1名	未払い	42,951	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
263	老齢年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	大阪	枚方	1999年5月20日	2013年1月18日	○お客様からの年金相談を受けた際に、確認したところ、老齢年金の裁定誤りが判明しました。	○65歳到達以降に老齢年金の裁定を行った際に、基礎年金部分の裁定を漏らしたことによります。	1名	未払い	2,980,684	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
264	老齢年金の繰上げ請求に係る受給権発生年月日決定誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2013年5月23日	2013年6月25日	○他の事務センターより、年金の裁定状況について連絡があり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求に係る受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の繰上げ請求を受付けた際に、受給中の退職共済年金の繰上げによる受給権発生年月日と異なる年月日により、裁定を行ったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
265	老齢年金裁定時の共済期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	川越	1985年2月7日	2012年12月20日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の共済期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、共済年金期間について、合算対象期間として算入すべきところ、算入せず裁定したことによります。	1名	未払い	3,666	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
266	繰下げ請求の受理漏れについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2012年5月31日	2013年4月10日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求の受理漏れが判明しました。	○老齢年金請求時に、繰下げ請求意思を確認していることから、繰下げ待機者としての処理すべきところ、通常支払による裁定を行ったこによります。	1名	過払い	911,580	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
267	記録判明時の老齢年金受給要件に係る確認誤りについて	確認・決定誤り	長野	岡谷	2011年7月25日	2013年6月14日	○事務センターより、請求書の返戻があり、確認したところ、記録判明時の老齢年金受給要件に係る確認誤りが判明しました。	○新たな記録が判明した際に、本来、受給要件を満たしたことから、老齢年金請求書の提出について、説明すべきところ、説明を怠ったことによります。	1名	未払い	91,024	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を事務センターに進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱いの確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
268	老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りについて	確認・決定誤り	鳥取	鳥取	1993年9月30日	2013年3月15日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、受給権発生年月日について、国民年金の5月分を納付することで受給権が発生することから、本来、6月1日とすべきところ、実際の納付日である7月30日としたことによります。	1名	未払い	73,291	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録及び取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
269	老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りについて	確認・決定誤り	愛知	大曽根	1992年12月10日	2013年7月1日	○紙とコンピューター記録の突合作業時に確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、受給権発生年月日について、国民年金喪失により受給権を満たしたことから、平成4年11月1日とすべきところ、平成4年10月1日で裁定したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
270	老齢年金裁定時の共済組合期間算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	1993年11月29日	2013年2月28日	○お客様の配偶者からの未支給年金請求書を審査した際に、確認したところ、老齢年金裁定時の共済組合期間算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、共済年金加入期間について、喪失年月日の処理を誤り、1ヵ月少なく算入したことによります。	1名	未払い	46,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
271	老齢年金裁定時の氏名の振り仮名誤りについて	確認・決定誤り	岩手	事務センター	2013年4月11日	2013年6月14日	○お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時の氏名の振り仮名誤りが判明しました。	○老齢年金の審査を行った際に、添付書類等の確認不足より、お客様氏名の振り仮名を誤り登録したことによります。	1名	未払い	91,683	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て誤った年金証書を回収しました。 ○訂正処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の添付書類等の確認を徹底するよう周知しました。	外部
272	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	加治木	2005年2月3日	2013年7月8日	○機構本部より、再裁定関係書類について、連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、共済組合期間については、退職年金を受給していることから、本来、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として算入したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理が行われたことを確認しました。なお、基礎年金の支払が無かったことから影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定請求書受付時における年金記録の確認の徹底を周知しました。	内部
273	老齢年金裁定時の記録補正漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2012年12月6日	2012年12月27日	○年金事務所より、年金記録に対する連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の記録補正漏れが判明しました。	○老齢年金裁定時に、国民年金記録に不備があることから、年金事務所に記録補正依頼を行っていましたが、確認不足より、記録補正前に裁定処理を行ったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
274	年金受給選択申出書の処理誤りについて	確認・決定誤り	愛媛	事務センター	2012年8月13日	2013年6月6日	○機構本部より、年金の支払状況について連絡があり、確認したところ、年金受給選択申出書の処理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、年金受給選択申出書については、進達不要と判断したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、別の年金を選択していることから、年金額への影響額ありません。	○担当部署において、事象の説明を行い、進達事務の確認を徹底するよう周知しました。	内部
275	障害年金の納付要件に係る決定誤りについて	確認・決定誤り	福島	事務センター	2013年6月10日	2013年6月24日	○お客様より、障害年金の審査結果について問合せがあり、確認したところ、障害年金の納付要件に係る決定誤りが判明しました。	○障害年金の審査を行った際に、国民年金3号期間の届出年月日の確認不足より、納付要件を満たしているにもかかわらず、不支給決定を行ったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○不支給決定通知書を回収し障害年金の決定通知を送付しました。なお、通常サイクルにより支払を行ったことより影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、納付要件のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部
276	老齢年金裁定時の繰上げ請求に係る処理誤りについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2011年11月2日	2012年2月22日	○お客様より、年金の決定内容について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時の繰上げ請求に係る処理誤りが判明しました。	○老齢年金裁定請求書を受理した際に、全部繰上げに係る請求であったにもかかわらず、処理を誤り通常支払による裁定を行ったことによります。	1名	未払い	102,825	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
277	障害者特例請求時の診断書現症年月日の確認誤りについて	確認・決定誤り	熊本	熊本東	2013年4月8日	2013年4月22日	○事務センターより、障害者特例請求時の診断書について返戻があり、確認したところ、障害者特例請求時の診断書現症年月日の確認誤りが判明しました。	○障害者特例請求書を受理した際に、添付された診断書の現症日が、請求日より1ヵ月以上前の日付にもかかわらず、確認を誤り受理したことによります。 ○委託社会保険労務士の確認不足によるものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正書類を受理し、機構本部に進達の上、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行いました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部
278	支払保留解除漏れについて	確認・決定誤り	長野	事務センター	2012年11月8日	2013年7月5日	○機構本部より、年金の支払状況について連絡があり、確認したところ、支払保留解除漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際に、年金受給選択申出書については、進達不要と判断したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、別の年金を選択していることから、年金額への影響額ありません。	○担当部署において、事象の説明を行い、進達事務の確認を徹底するよう周知しました。	内部
279	老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りについて	確認・決定誤り	愛知	豊川	1996年12月26日	2013年6月12日	○記録突合センターより、年金記録について連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時の受給権発生年月日決定誤りが判明しました。	○老齢年金裁定時に、短縮要件に係る確認を誤り、受給権発生年月日を誤って決定したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。なお、在職中に係る調整により年金支給がないことから影響額は発生していません。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
280	老齢年金裁定時の共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	加治木	2008年11月26日	2012年3月22日	○お客様の遺族年金を裁定した際に、確認したところ、配偶者の老齢年金裁定時の共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金裁定時に、農林共済年金期間については移管済み記録であることから、本来、共済年金期間とすべきところ、厚生年金期間として裁定したことによります。	1名	過払い	224,212	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
281	障害者特例請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	山形	寒河江	2012年8月1日	2013年1月21日	○お客様より、障害特例請求に係る問合せがあり、確認したとろ、障害者特例請求書の受理漏れが判明しました。	○お客様からの老齢年金請求書を受理した際に、障害状態についての相談を行っていたにもかかわらず、障害者特例に係る説明を漏らし請求書を受理しなかったことによります。	1名	未払い	186,283	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害特例の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
282	現況届の提出に係る確認誤りについて	確認・決定誤り	大阪	天満	2012年5月11日	2013年6月20日	○お客様より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、現況届の提出に係る確認誤りが判明しました。	○住民票コード登録申出書に係る相談を受けた際に、翌年より現況届の提出の必要が無くなるにもかかわらず、本年より提出の必要が無くなると誤った説明を行ったことによります。	1名	未払い	221,483	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。 ○訂正入力を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、現況届に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
283	記録追加に伴う重複期間の処理誤りについて	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2009年10月15日	2012年11月8日	○機構本部より、再裁定関係書類の返戻があり、確認したところ、記録追加に伴う重複期間の処理誤りが判明しました。	○新たに船員保険記録が判明した際に、既存の厚生年金記録との重複期間に係る削除処理を誤り、少ない期間で再裁定を行ったことによります。	1名	未払い	4,447,354	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを確認の上、関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録訂正時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
284	老齢年金の繰上げ請求に係る受理誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2012年9月14日	2013年1月30日	○お客様より、年金の支払額について、問合せがあり、確認したところ、老齢年金の繰上げ請求に係る受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を受付けた際に、障害者特例による退職共済年金を受けていたことから、繰上げにより定額部分が停止になることを説明すべきところ、確認を漏らし、老齢年金請求書と繰上げ申出書を受理したものです。	1名	過払い	378,064	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰上げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
285	障害年金請求書の受付年月日誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	大宮	2013年2月28日	2013年5月27日	○お客様の代理人より、障害年金の受付年月日について問合せがあり、確認したところ、障害年金請求書の受付年月日誤りが判明しました。	○事後重症請求に係る障害年金請求書を受付けた際に、受付印について、本来、平成25年2月28日と押印すべきところを、平成25年3月1日と押印したことによります。 ○街角の年金相談センター職員の確認不足によるものです。	1名	未払い	49,391	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行いました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
286	繰下げ請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	山口	事務センター	2013年6月13日	2013年6月24日	○お客様より、年金の支払額について、問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理漏れが判明しました。	○老齢年金請求時に、繰下げ請求意思を確認していたにもかかわらず、請求に必要な届出の受理を漏らし、通常支払による裁定を行ったこによります。	1名	過払い	1,882,009	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
287	老齢年金裁定時の共済組合期間算入誤りについて	確認・決定誤り	徳島	徳島南	2003年9月9日	2013年5月30日	○お客様の遺族年金を裁定した際に、確認したところ、老齢年金裁定時の共済組合期間算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、農林共済期間の算入を誤り、本来、受給権発生年月日が平成14年4月1日の特別支給の老齢厚生年金を裁定すべきところ、算入を漏らし繰上げ支給の老齢基礎年金のみ裁定したことによります。	1名	未払い	43,385	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
288	障害状態確認届に係る処理誤りについて	確認・決定誤り	京都	事務センター	2012年10月15日	2012年10月26日	○お客様の代理人より、年金の支払状況について問合せがあり、確認したところ、障害状態確認届に係る処理誤りが判明しました。	○事務センターで障害状態確認届の処理を行った際に、住所変更を行っていることから、新住所の管轄に書類を引継ぐべきところ、引継を漏らしたことで、未提出者として処理されたことによります。	1名	未払い	125,083	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○障害状態確認届の処理を行い、支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害状態確認届の取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
289	老齢年金裁定時の裁定誤りについて	確認・決定誤り	北海道	釧路	1994年2月3日	2013年2月18日	○未支給年金請求書の審査を行った際に確認したところ、配偶者の老齢年金裁定時の裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時に、旧法の厚生年金による老齢年金と国民年金の通算老齢年金を裁定すべきところ、新法の老齢年金を裁定したことによります。	1名	その他	2,281,297	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱を確認の上、関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、裁定時の制度及び要件の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
290	繰下げ請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2013年4月1日	2013年6月21日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求書の受理漏れが判明しました。	○老齢年金裁定時に、繰下げ請求意思を確認していたにもかかわらず、請求に必要な届出の受理を漏らし、通常支払による裁定を行ったこによります。	1名	過払い	2,365,669	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
291	厚生年金被保険者記録の訂正に伴う再裁定処理漏れについて	確認・決定誤り	和歌山	和歌山東	2002年7月29日	2012年11月28日	○機構本部より、年金記録に対する連絡があり、確認したところ、厚生年金被保険者記録の訂正に伴う再裁定処理漏れが判明しました。	○老齢年金裁定後に行われた、厚生年金被保険者記録訂正に伴い、本来、再裁定を機構本部に進達すべきところ、処理を漏らしたことによります。	1名	その他	208,057	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、記録訂正に伴う再裁定処理の取扱いの確認を周知徹底しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
292	老齢厚生年金の裁定誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	相模原	1996年11月28日	2013年4月2日	○お客様の家族が遺族年金を裁定した際に、確認したところ、老齢厚生年金の裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、昭和36年以前の厚生年金期間2ヵ月分に係る老齢厚生年金について、裁定を漏らしたことによります。	1名	未払い	523,788	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時の記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
293	老齢年金請求時の受給要件に係る請求書受理誤りについて	確認・決定誤り	北海道	小樽	2013年4月23日	2013年6月7日	○機構本部より、年金記録補正に係る関係書類の返戻があり、確認したところ、老齢年金請求時の受給要件に係る請求書受理誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定を行う際に、旧法の共済退職年金を受けていることから、本来、旧法の通算老齢年金請求書を受理すべきところ、新法の老齢年金を裁定請求書を受理したことによります。 ○委託社会保険労務士の認識不足によるものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行いました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部
294	老齢年金の合算対象期間算入誤りによる請求書受理誤りについて	確認・決定誤り	熊本	熊本西	2013年6月24日	2013年7月8日	○事務センターより、請求書の返戻があり、確認したところ、老齢年金の合算対象期間算入誤りによる請求書受理誤りが判明しました。	○老齢年金の請求に係る相談を受けた際に、国民年金の任意加入期間を合算対象期間として算入し、受給要件を満たしていないにもかかわらず、請求書を受理したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○後納制度の説明を行い納付確認し、請求書を再受理しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	内部
295	脱退手当金の決定誤りについて	確認・決定誤り	千葉	市川	2011年3月10日	2013年2月7日	○お客様が老齢年金の請求のため来所された際、記録を確認したところ、脱退手当金の決定誤りが判明しました。	○お客様より脱退手当金請求書を受付た際、法定免除該当期間を確認の上、老齢年金の請求を案内すべきところ、確認不足により、脱退手当金請求書を受理したものです。	1名	過払い	188,000	○担当者がお客様にお詫びの上、脱退手当金の返納について説明し、了承を得ました。 ○脱退手当金の取消処理を行いました。 ○老齢年金請求書を受理し、機構本部に進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、脱退手当金請求時には、年金加入期間、合算対象期間及び生活保護受給の有無等を確認するよう周知・徹底しました。	外部
296	老齢年金裁定時における国民年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	山形	山形	1995年6月1日	2012年12月4日	○機構本部より、お客様の国民年金記録の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における国民年金免除期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、受給権発生による任意加入期間の免除記録を削除すべきところ、削除せず裁定したものです。	1名	過払い	3,198	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における記録の確認の徹底について周知を行いました。	内部
297	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	山形	寒河江	2007年1月11日	2011年12月1日	○お客様の年金相談時において、記録を確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、20歳前の農林共済組合より退職一時金を受給した期間について、合算対象期間とすべきところ、農林共済組合期間として裁定したものです。	1名	過払い	15,043	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における農林共済組合からの退職一時金受給期間の確認の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
298	繰下げ請求書の受理漏れについて	確認・決定誤り	埼玉	事務センター	2012年3月29日	2013年3月19日	○老齢基礎年金の繰下げ請求に来所されたお客様の記録を確認したところ、繰下げ請求書の受理漏れが判明しました。	○65歳の老齢年金請求時において、お客様より、老齢基礎年金については繰下げを希望する旨の申出があったにもかかわらず、確認不足により、本来請求として裁定したものです。	1名	過払い	786,498	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○お客様より、老齢基礎年金繰下げ請求書及び返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、老齢年金の請求時において、繰上及び繰下申出の確認を徹底するよう周知しました。	内部
299	老齢年金裁定時における国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	石川	金沢北	1995年8月31日	2013年4月10日	○担当者がお客様より受理した遺族年金請求書を確認したところ、老齢年金裁定時における国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定時において、国民年金第3号被保険者期間として扱うことができない期間を含め、裁定を行ったことによります。	1名	過払い	123,385	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における記録の確認の徹底について周知を行いました。	内部
300	年金記録に関する紙台帳等の記録補正処理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	事務センター	2012年10月9日	2013年4月3日	○他事務センターより、記録補正の処理内容について確認依頼があり、確認したところ、年金記録に関する紙台帳等に係る記録補正処理誤りが判明しました。	○年金記録に関する紙台帳等の調査結果に対する回答書に基づき、記録訂正を行った際、被保険者種別を誤って処理したものです。	1名	過払い	59,661	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録訂正処理を行い、返納方法申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
301	旧令共済期間判明時の老齢年金裁定誤りについて	確認・決定誤り	本部	支払部（本部）	1995年10月20日	2012年11月22日	○事務センターより、旧法の通算老齢年金の裁定状況について連絡があり、確認したところ、旧令共済期間判明時の老齢年金裁定誤りが判明しました。	○旧令共済期間の記録が判明した際に、本来、旧法の通算老齢年金を取消して老齢年金を裁定すべきところ、旧法の通算老齢年金に記録を追加してしまい老齢年金の裁定を行わなかったことによります。	1名	未払い	4,002,271	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当部署に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○担当部署に関係書類一式を回付し、処理が完了していることを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
302	脱退手当金記録の処理誤りについて	確認・決定誤り	本部	記録管理部（本部）	2012年4月6日	2012年12月14日	○担当者が脱退手当金支給記録を確認したところ、脱退手当金記録の処理誤りが判明しました。	○厚生年金被保険者期間中に脱退手当金が支給されている記録を確認した際、脱退手当金記録を取消すべきところ、脱退手当金支給年月日を厚生年金被保険者期間より前に訂正処理したものです。	1名	未払い	5,325,271	○担当者がお客様にお詫びの文書を送付しました。 ○記録の補正処理を行い、年金額仮計算書を送付しました。 ○年金額仮計算書を受理し、機構本部に進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、記録訂正時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
303	再裁定時における時効特例給付額の重複支払について	確認・決定誤り	本部	支払部（本部）	2011年3月15日	2013年7月22日	○担当者より、時効特例給付が重複支払されているとの報告があり、確認したところ、再裁定時における時効特例給付額の重複支払が判明しました。	○再裁定により時効特例給付の支払処理を行う際、平成23年2月支払予定で事務処理を進めていたにもかかわらず、確認しないまま入力委託業者に平成23年3月支払予定として事務処理を重複依頼したものです。	1名	過払い	203,236	○担当者がお客様にお詫びの文書及び過払い額を調整した正しい決定通知書を送付しました。 ○お客様より、誤って送付した決定通知書を受理しました。 ○正しい時効特例給付額の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、委託業者に入力委託する前に、処理済であるかどうかの確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
304	厚生年金基金突合に伴う記録補正処理誤りについて	確認・決定誤り	石川	金沢北	2012年2月28日	2013年6月27日	○担当者が、厚生年金基金加入記録を有するお客様の記録を確認したところ、厚生年金基金突合に伴う記録補正処理誤りが判明しました。	○厚生年金基金突合に伴う記録補正処理を行う際、基金加入記録を誤って第1種被保険者記録として訂正処理し、通知書を送付したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○通知書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、記録補正処理時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
305	時効特例給付額の計算誤りについて	確認・決定誤り	本部	支払部（本部）	2010年9月15日	2013年7月22日	○お客様の配偶者の再裁定を行った際に、お客様本人の記録を確認したところ、時効特例給付額の計算誤りが判明しました。	○配偶者の記録追加に伴いお客様の老齢年金の振替加算について、過払額の調整処理を行うべきところ、調整を漏らしたことによります。	1名	過払い	96,530	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○時効特例給付に係る訂正処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、時効特例給付に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
306	老齢年金裁定時における脱退手当金記録の確認漏れについて	確認・決定誤り	長野	事務センター	2001年11月17日	2013年1月25日	○担当者が遺族年金を裁定する際、記録を確認したところ、老齢年金裁定時における脱退手当金記録の確認漏れが判明しました。	○老齢年金を裁定する際、厚生年金被保険者期間中の脱退手当金支給記録の確認を漏らしたものです。	1名	未払い	1,105,335	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○記録の補正処理を行い、年金額仮計算書を送付しました。 ○年金額仮計算書を受理し、機構本部に進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、記録訂正時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
307	老齢年金裁定時における国民年金期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	千葉	松戸	2011年3月24日	2013年2月7日	○担当者がお客様の年金記録を確認したところ、老齢年金裁定時における国民年金期間の算入誤りが判明しました。	○老齢年金裁定時において、同月内で厚生年金保険を取得及び喪失し、国民年金保険料が未納である月を保険料納付済期間として算入し裁定したものです。	1名	過払い	16,300	○担当者がお客様にお詫びの上、年金の返納について説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における記録の確認の徹底について周知を行いました。	内部
308	老齢年金裁定時における国民年金第3号被保険者期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	埼玉	川越	2004年2月12日	2012年11月5日	○事務センターより、第3号不整合期間の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における国民年金第3号被保険者期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、国民年金第3号被保険者期間として扱うことができない期間を含め、裁定を行ったことによります。	1名	過払い	106,500	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における記録の確認の徹底について周知を行いました。	内部
309	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	京都	京都南	1999年4月8日	2013年1月24日	○機構本部より、お客様の国民年金記録の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、旧法の退職年金受給者に係る共済加入期間を合算対象期間として裁定すべきところ、老齢基礎年金の対象期間としたものです。	1名	過払い	2,340,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、旧法共済組合退職年金受給者に係る合算対象期間の取扱いを徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
310	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2012年3月22日	2013年6月4日	○年金事務所より、記録の確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、昭和61年3月以前の共済組合加入期間と国民年金納付済期間が重複していたため、共済組合加入期間を1月削除して裁定すべきところ、重複したまま裁定したものです。	1名	過払い	1,600	○担当者がお客様にお詫びの上、次回支払の年金より過払い額を調整する旨説明し、了承を得ました。 ○過払い額が調整されていることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、昭和61年3月以前の共済年金加入期間と国民年金納付済記録の確認を徹底するよう周知しました。	内部
311	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	鹿児島	加治木	1989年4月27日	2013年7月9日	○お客様が遺族厚生年金を請求するために来所した際、記録を確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金裁定時において、共済組合より退職一時金を受給した期間について、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として裁定したものです。	1名	過払い	272,299	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における共済組合からの退職一時金受給期間の確認の徹底について周知を行いました。	内部
312	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	大阪	事務センター	2012年11月5日	2013年7月1日	○お客様が遺族厚生年金を請求するために来所した際、記録を確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金裁定時において、共済組合より退職一時金を受給した期間について、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として裁定したものです。	1名	過払い	88,200	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における共済組合からの退職一時金受給期間の確認の徹底について周知を行いました。	内部
313	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	福岡	久留米	1994年6月27日	2013年4月25日	○事務センターより、お客様の遺族厚生年金請求書が返戻され、記録を確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金裁定時において、共済組合より退職一時金を受給した期間について、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として裁定したものです。	1名	過払い	987,894	○担当者がお客様の代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における共済組合からの退職一時金受給期間の確認の徹底について周知を行いました。	内部
314	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2013年6月13日	2013年6月26日	○年金事務所より、国家公務員共済組合から受給権発生年月日について確認依頼があったとの連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、共済組合加入期間と厚生年金加入期間が1ヵ月重複していたため、老齢基礎年金に反映しないよう登録すべきところ、登録を誤り、受給権発生年月日が1ヵ月早くなったものです。	1名	過払い	25,500	○担当者がお客様にお詫びの上、次回支払の年金より過払い額を調整する旨説明し、了承を得ました。 ○過払い額が調整されていることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における記録の確認の徹底について周知を行いました。	外部
315	老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りについて	確認・決定誤り	東京	事務センター	2013年3月21日	2013年4月25日	○機構本部より、受給権発生年月日について確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における受給権発生年月日の決定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、国民年金第3号被保険者特例届の受付日を受給権発生年月日として裁定すべきところ、65歳到達日を受給権発生年月日として裁定したものです。	1名	過払い	649,472	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における記録の確認の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
316	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	東京	武蔵野	1993年6月24日	2012年11月5日	○他年金事務所より、お客様の老齢年金が誤って裁定されているとの連絡があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、共済組合より退職一時金を受給した期間について、合算対象期間とすべきところ、共済組合期間として裁定したものです。	1名	過払い	717,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における共済組合からの退職一時金受給期間の確認の徹底について周知を行いました。	内部
317	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	福岡	小倉南	2012年8月30日	2012年12月5日	○機構本部より、老齢厚生年金を請求されたお客様の三共済加入期間について確認依頼があり、確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、勧奨等により退職した三共済組合員期間については退職共済年金として請求する必要があったにもかかわらず、厚生年金加入期間として裁定したものです。	1名	過払い	410,617	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金請求書の受付時及び裁定時におい、三共済記録及び勧奨等による退職かどうかの確認を徹底するよう周知しました。	内部
318	老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	藤沢	2007年9月6日	2012年5月14日	○担当者がお客様より受理した年金請求書を確認したところ、老齢年金裁定時における共済組合期間の算入誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、勧奨等により退職した三共済組合員期間については退職共済年金として請求する必要があったにもかかわらず、厚生年金加入期間として裁定したものです。	1名	過払い	2,795,427	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金請求書の受付時及び裁定時におい、三共済記録及び勧奨等による退職かどうかの確認を徹底するよう周知しました。	内部
319	再裁定申出書の受理漏れについて年金受給者に係る資格記録の訂正処理誤りについて	確認・決定誤り	福岡	中福岡	2012年6月22日	2012年8月20日	○担当者が要再裁定リストを確認したところ、年金受給者に係る資格記録の訂正処理誤りが判明しました。	○国民年金老齢年金を受給しているお客様の厚生年金手帳記号番号が判明した際、国民年金記録との重複により老齢年金が減額になることを確認の上、記録訂正不要の年金額仮計算書を受理すべきところ、確認不足により、登録処理を行い、国民年金保険料を還付したものです。	1名	誤還付	3,350	○担当者がお客様にお詫びの上、誤って還付した国民年金保険料の返納について説明し、了承を得ました。 ○お客様より記録訂正不要の年金額仮計算書を受理し、返納金納入告知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金受給者の新たな記録が判明した際、必ず年金見込額を確認するよう周知・徹底しました。	内部
320	老齢年金裁定時における国民年金記録の訂正漏れについて	確認・決定誤り	広島	広島西	2005年12月8日	2013年4月12日	○担当者が受付た遺族年金請求書を確認したところ、老齢年金裁定時における国民年金記録の訂正漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金裁定時において、厚生年金加入期間と国民年金納付済期間が重複していたため、記録訂正を行った上で裁定すべきところ、確認不足により、記録訂正を行わず裁定したものです。	1名	過払い	497,488	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における重複記録等の確認の徹底について周知を行いました。	内部
321	老齢年金の共済組合移管済記録に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	岡山	事務センター	2013年3月28日	2013年6月6日	○機構本部より、老齢年金の裁定取消に係る再調査及び訂正依頼があり、確認したところ、老齢年金の共済組合移管済記録に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際、国家公務員共済組合へ移管すべき記録を厚生年金加入記録として裁定したものです。	1名	過払い	512,684	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○裁定取消処理を行い、お客様より受理した返納方法申出書を機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における共済移管記録等の確認の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
322	老齢年金の共済組合移管済記録に係る裁定誤りについて	確認・決定誤り	大阪	堺西	2009年3月12日	2013年4月4日	○担当者が、お客様より受理した年金記録照会申出書を確認したところ、老齢年金の共済組合移管済記録に係る裁定誤りが判明しました。	○お客様の老齢年金を裁定する際、農林共済組合へ移管すべき記録を厚生年金加入記録として裁定したものです。	1名	過払い	1,028,381	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における共済移管記録等の確認の徹底について周知を行いました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
323 ～ 337	加給年金に係る加算等の誤りについて	確認・決定誤り	大阪	淀川	1993年 7月7日	2010年 12月10日	○お客様や機構本部などより、加給年金の支払について連絡があり、確認したところ、加給年金に係る加算等の誤りが判明しました。	○お客様の年金を裁定等を行った際に、配偶者の加給金、振替加算、子の加給年金について、以下のとおり登録を誤っていたものです。 （1）加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したもの （2）加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したもの （3）加算対象者の登録を漏らしたもの など	1名	未払い	231,417	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、ご理解を求めました。 ○過払いについては、返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。 ○未払いについては、ブロック本部や機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ○なお、システム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。	内部
			長野	松本	2010年 5月10日	2011年 1月25日			1名	未払い	303,415			内部
			東京	八王子	1995年 1月26日	2011年 3月10日			1名	未払い	321,198			内部
			大阪	枚方	2004年 3月11日	2011年 10月20日			1名	未払い	21,925			内部
			神奈川	港北	1999年 9月21日	2011年 12月9日			1名	過払い	2,431,338			内部
			大阪	淀川	1990年 5月17日	2011年 12月12日			1名	未払い	264,365			内部
			滋賀	事務センター	1992年 4月9日	2011年 12月20日			1名	未払い	182,534			内部
			栃木	事務センター	2008年 7月3日	2012年 1月8日			1名	未払い	1,512,976			内部
			宮崎	延岡	1996年 2月8日	2012年 2月10日			1名	未払い	148,983			内部
			大阪	枚方	1995年 8月10日	2012年 2月24日			1名	未払い	692,920			内部
			大阪	枚方	1999年 10月14日	2012年 2月28日			1名	未払い	486,483			内部
			愛知	中村	2003年 4月29日	2012年 5月8日			1名	未払い	199,250			内部
			神奈川	高津	1999年 12月2日	2012年 5月18日			1名	未払い	175,166			内部
			三重	松阪	1987年 3月27日	2012年 6月1日			1名	未払い	5,513,794			内部
			千葉	船橋	1998年 12月24日	2012年 6月12日			1名	未払い	445,200			内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
338 ～ 352	加給年金に係る加算等の誤りについて	確認・決定誤り	神奈川	横浜南	2012年 1月14日	2012年 6月21日	○お客様や機構本部などより、加給年金の支払について連絡があり、確認したところ、加給年金に係る加算等の誤りが判明しました。	○お客様の年金を裁定等を行った際に、配偶者の加給金、振替加算、子の加給年金について、以下のとおり登録を誤っていたものです。 （1）加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したもの （2）加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したもの （3）加算対象者の登録を漏らしたもの など	1名	過払い	98,625	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、ご理解を求めました。 ○過払いについては、返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。 ○未払いについては、ブロック本部や機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ○なお、システム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。	外部
			大阪	堺西	1988年 2月15日	2012年 6月22日			1名	未払い	4,120,646			内部
			兵庫	加古川	1986年 1月31日	2012年 6月29日			1名	未払い	15,000			内部
			東京	江戸川	1996年 7月18日	2012年 6月29日			1名	未払い	1,289,814			内部
			新潟	新潟西	1999年 6月17日	2012年 7月2日			1名	未払い	21,608			内部
			青森	弘前	2003年 2月13日	2012年 7月3日			1名	未払い	92,000			内部
			兵庫	尼崎	2010年 11月15日	2012年 7月5日			1名	過払い	690,333			内部
			愛知	中村	1987年 10月頃	2012年 7月10日			1名	未払い	193,695			内部
			宮崎	都城	1991年 3月22日	2012年 7月11日			1名	過払い	778,658			内部
			神奈川	港北	2008年 1月17日	2012年 7月13日			1名	未払い	1,089,702			内部
			大阪	天満	2002年 4月1日	2012年 7月18日			1名	未払い	8,824			内部
			青森	弘前	1998年 4月30日	2012年 7月27日			1名	未払い	2,654,449			内部
			神奈川	藤沢	2002年 5月29日	2012年 7月30日			1名	過払い	1,642,008			内部
			三重	四日市	1995年 1月10日	2012年 8月3日			1名	未払い	42,917			内部
			岩手	宮古	1995年 9月21日	2012年 8月7日			1名	未払い	1,108,179			内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
353 ～ 367	加給年金に係る加算等の誤りについて	確認・決定誤り	福島	東北福島	1999年 1月14日	2012年 8月10日	○お客様や機構本部などより、加給年金の支払について連絡があり、確認したところ、加給年金に係る加算等の誤りが判明しました。	○お客様の年金を裁定等を行った際に、配偶者の加給金、振替加算、子の加給年金について、以下のとおり登録を誤っていたものです。 （1）加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したもの （2）加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したもの （3）加算対象者の登録を漏らしたもの など	1名	過払い	1,033,552	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、ご理解を求めました。 ○過払いについては、返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。 ○未払いについては、ブロック本部や機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ○なお、システム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。	内部
			高知	幡多	1992年 10月22日	2012年 8月13日			1名	過払い	1,106,452			内部
			徳島	徳島北	1990年 8月9日	2012年 8月21日			1名	未払い	4,880,405			内部
			鹿児島	鹿児島南	2008年 6月18日	2012年 8月21日			1名	—	0			内部
			長崎	諫早	2003年 9月19日	2012年 8月27日			1名	過払い	773,850			内部
			北海道	札幌東	1987年 頃	2012年 8月28日			1名	未払い	31,226			内部
			千葉	幕張	1991年 1月20日	2012年 9月4日			1名	未払い	3,915,730			内部
			千葉	幕張	2005年 11月17日	2012年 9月4日			2名	過払い	898,334			内部
			大阪	貝塚	1993年 1月28日	2012年 9月12日			1名	未払い	336,514			内部
			千葉	船橋	1995年 10月12日	2012年 9月24日			1名	未払い	16,366			内部
			福岡	直方	1995年 8月3日	2012年 9月25日			1名	未払い	324,127			内部
			大阪	枚方	1996年 3月7日	2012年 9月26日			1名	未払い	108,041			内部
			埼玉	大宮	2001年 2月13日	2012年 10月1日			1名	過払い	1,473,750			内部
			神奈川	平塚	1994年 9月2日	2012年 10月1日			1名	未払い	280,000			内部
			神奈川	小田原	2010年 9月22日	2012年 10月3日			1名	過払い	1,977,100			外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
368 ～ 382	加給年金に係る加算等の誤りについて	確認・決定誤り	秋田	大曲	1990年 7月19日	2012年 10月10日	○お客様や機構本部などより、加給年金の支払について連絡があり、確認したところ、加給年金に係る加算等の誤りが判明しました。	○お客様の年金を裁定等を行った際に、配偶者の加給金、振替加算、子の加給年金について、以下のとおり登録を誤っていたものです。 （1）加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したもの （2）加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したもの （3）加算対象者の登録を漏らしたもの など	1名	未払い	4,979,480	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、ご理解を求めました。 ○過払いについては、返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。 ○未払いについては、ブロック本部や機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ○なお、システム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。	内部
			兵庫	明石	1997年 5月22日	2012年 10月12日			1名	未払い	151,259			内部
			東京	練馬	1989年 6月頃	2012年 10月12日			1名	―	0			内部
			北海道	小樽	1991年 1月31日	2012年 10月12日			1名	未払い	15,658			内部
			山口	岩国	1995年 6月22日	2012年 10月16日			1名	未払い	4,502,757			外部
			広島	広島南	2006年 8月17日	2012年 10月24日			1名	未払い	990,982			内部
			兵庫	尼崎	1992年 2月13日	2012年 10月29日			1名	未払い	129,833			内部
			長野	長野南	1996年 7月11日	2012年 10月30日			1名	過払い	919,710			内部
			新潟	長岡	1994年 1月13日	2012年 10月31日			1名	未払い	88,541			内部
			東京	千代田	1995年 6月15日	2012年 11月1日			1名	未払い	229,075			内部
			埼玉	所沢	1995年 8月3日	2012年 11月1日			1名	未払い	194,477			内部
			岐阜	多治見	1993年 9月20日	2012年 11月1日			1名	未払い	568,771			内部
			福岡	小倉南	1990年 6月14日	2012年 11月2日			1名	未払い	3,941,400			内部
			宮城	仙台北	1993年 11月18日	2012年 11月6日			1名	過払い	924,492			内部
			青森	青森	1996年 7月25日	2012年 11月8日			1名	未払い	710,801			内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
383 ～ 397	加給年金に係る加算等の誤りについて	確認・決定誤り	山梨	大月	2000年 3月1日	2012年 11月9日	○お客様や機構本部などより、加給年金の支払について連絡があり、確認したところ、加給年金に係る加算等の誤りが判明しました。	○お客様の年金を裁定等を行った際に、配偶者の加給金、振替加算、子の加給年金について、以下のとおり登録を誤っていたものです。 （1）加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したもの （2）加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したもの （3）加算対象者の登録を漏らしたもの など	1名	未払い	22,125	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、ご理解を求めました。 ○過払いについては、返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。 ○未払いについては、ブロック本部や機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ○なお、システム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。	内部
			高知	南国	1995年 6月27日	2012年 11月14日			1名	未払い	35,416			内部
			北海道	釧路	2002年 11月26日	2012年 11月16日			1名	未払い	83,475			内部
			神奈川	横浜南	1997年 7月17日	2012年 11月19日			1名	過払い	987,333			内部
			大阪	堺西	1988年 6月頃	2012年 11月20日			1名	未払い	629,483			内部
			福岡	久留米	1995年 6月22日	2012年 11月20日			1名	未払い	52,275			内部
			福岡	久留米	2003年 7月7日	2012年 11月21日			1名	未払い	33,209			内部
			東京	千代田	2008年 3月27日	2012年 11月21日			1名	未払い	3,111,041			内部
			神奈川	港北	2002年 3月14日	2012年 11月22日			1名	—	0			外部
			兵庫	姫路	1994年 10月27日	2012年 11月22日			1名	未払い	139,683			内部
			鳥取	米子	1995年 7月頃	2012年 11月27日			1名	未払い	42,916			内部
			和歌山	事務センター	2012年 11月15日	2012年 11月27日			1名	未払い	37,716			外部
			愛知	笠寺	1995年 7月20日	2012年 11月28日			1名	未払い	33,633			内部
			千葉	幕張	1993年 2月28日	2012年 11月28日			1名	未払い	141,383			内部
			千葉	幕張	1993年 8月11日	2012年 11月28日			1名	未払い	382,016			内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
398 ～ 412	加給年金に係る加算等の誤りについて	確認・決定誤り	千葉	船橋	1992年 10月29日	2012年 11月28日	○お客様や機構本部などより、加給年金の支払について連絡があり、確認したところ、加給年金に係る加算等の誤りが判明しました。	○お客様の年金を裁定等を行った際に、配偶者の加給金、振替加算、子の加給年金について、以下のとおり登録を誤っていたものです。 （1）加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したもの （2）加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したもの （3）加算対象者の登録を漏らしたもの など	1名	未払い	139,683	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、ご理解を求めました。 ○過払いについては、返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。 ○未払いについては、ブロック本部や機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ○なお、システム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。	内部
			和歌山	和歌山東	1992年 7月30日	2012年 11月29日			1名	未払い	101,202			内部
			神奈川	鶴見	1996年 12月12日	2012年 11月29日			1名	未払い	56,499			外部
			岩手	花巻	1992年 8月6日	2012年 11月29日			1名	未払い	393,603			内部
			宮崎	高鍋	2001年 2月頃	2012年 11月29日			1名	未払い	49,950			内部
			福岡	小倉南	1989年 9月頃	2012年 12月3日			1名	未払い	961,774			内部
			茨城	水戸南	1997年 9月20日	2012年 12月7日			1名	未払い	667,375			内部
			東京	墨田	1997年 12月4日	2012年 12月7日			1名	未払い	2,758,396			内部
			広島	呉	1993年 6月17日	2012年 12月13日			1名	未払い	17,709			内部
			千葉	千葉	1993年 4月28日	2012年 12月13日			1名	未払い	658,400			内部
			山口	山口	1995年 8月3日	2012年 12月14日			1名	—	0			内部
			岐阜	事務センター	2001年 5月31日	2012年 12月26日			1名	過払い	24,900			内部
			大阪	天王寺	1988年 9月26日	2012年 12月27日			1名	未払い	24,795			内部
			香川	善通寺	1998年 12月31日	2013年 1月7日			1名	未払い	331,476			内部
			東京	府中	2012年 1月12日	2013年 1月7日			1名	未払い	227,000			外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
413 ～ 427	加給年金に係る加算等の誤りについて	確認・決定誤り	大阪	枚方	1996年 6月13日	2013年 1月7日	○お客様や機構本部などより、加給年金の支払について連絡があり、確認したところ、加給年金に係る加算等の誤りが判明しました。	○お客様の年金を裁定等を行った際に、配偶者の加給金、振替加算、子の加給年金について、以下のとおり登録を誤っていたものです。 （1）加給年金を加算しないと入力すべきところ、誤って加算すると入力したもの （2）加算すると入力すべきところ、誤って加算しないと入力したもの （3）加算対象者の登録を漏らしたもの など	1名	未払い	65,974	○担当者がお客様にお詫びの上、事象を説明し、ご理解を求めました。 ○過払いについては、返納申出書等関係書類一式を機構本部に進達しました。 ○未払いについては、ブロック本部や機構本部に取扱いを確認の上、訂正処理依頼書等関係書類一式を進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金記録などの確認を徹底し、再発防止に努めるよう周知しました。 ○なお、システム修正を行い同様事案発生の未然防止に努めています。	内部
			東京	八王子	1993年 2月4日	2013年 1月8日			1名	未払い	70,550			内部
			大阪	枚方	1990年 1月2日	2013年 1月8日			1名	未払い	1,050,485			外部
			栃木	事務センター	2011年 10月7日	2013年 1月10日			1名	未払い	4,292,734			内部
			北海道	釧路	1994年 5月19日	2013年 1月10日			1名	未払い	157,676			内部
			千葉	幕張	1992年 6月18日	2013年 1月15日			1名	未払い	348,750			内部
			長野	長野南	1998年 8月6日	2013年 1月15日			1名	未払い	112,998			外部
			千葉	幕張	1999年 2月25日	2013年 1月16日			1名	未払い	87,968			内部
			広島	広島西	1998年 2月5日	2013年 1月18日			1名	未払い	108,040			内部
			高知	幡多	1998年 3月9日	2013年 1月23日			1名	過払い	923,102			内部
			大阪	枚方	1991年 11月14日	2013年 1月24日			1名	未払い	2,906,433			内部
			富山	富山	1989年 9月頃	2013年 1月28日			1名	未払い	16,000			内部
			岡山	岡山西	2012年 12月15日	2013年 1月28日			1名	過払い	18,858			内部
			長崎	諫早	2000年 2月10日	2013年 1月29日			1名	過払い	894,906			内部
			東京	江戸川	1997年 3月30日	2013年 1月30日			1名	未払い	2,620,653			内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
428	年金記録に係る確認申立書の処理遅延について	未処理・処理遅延	東京	武蔵野	2010年10月頃	2011年10月31日	○引継報告書を確認していたところ、年金記録に係る確認申立書について、第三者委員会への回付が漏れていることが判明しました。	○事務センターより返戻された年金記録に係る確認申立書について、本来、受付管理簿に事績を記載し、進捗状況を管理すべきであったところ、この管理を怠り未処理となっていたものです。	14名	—	0	○担当者が全てのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○全ての件が適切に処理されたことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付管理簿による進捗管理の徹底を周知しました。 ○また、未処理届書の確認及び点検を、定期的に確認することとしました。	内部
429	年金額仮計算書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	大分	大分	2009年6月18日	2012年2月28日	○他年金事務所より、記録補正後の年金額が支払われていないとの連絡があり、確認したところ、年金額仮計算書の進達漏れが判明しました。また、同様の案件が2件判明しました。	○年金額仮計算書を受付た際、速やかに機構本部へ進達すべきところ、進捗管理不足により、進達を漏らしたものです。	3名	その他	108,093	○担当者が2名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者がお客様にお詫びの上、過払い分の返納について説明し、今後支払される年金から調整することで、了承を得ました。 ○年金額仮計算書を機構本部へ進達し、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部
430	老齢年金請求書及び年金額仮計算書の未処理について	未処理・処理遅延	高知	高知東	2008年9月2日	2011年12月10日	○担当者が書類の整理を行っていたところ、老齢年金請求書及び2件の年金額仮計算書の未処理が判明しました。	○老齢年金請求書を受付た際、共済組合の年金加入期間確認通知書の提出を依頼したまま未処理となったものです。 ○年金額仮計算書を受付た際、速やかに機構本部へ進達すべきところ、保管したまま未処理となったものです。	3名	未払い	228,435	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金加入期間確認通知書を代理取得することで、了承を得ました。 ○担当者が2名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○共済組合より、年金加入期間確認通知書を受理しました。 ○老齢年金請求書及び年金額仮計算書を進達し、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の管理及び進捗確認の徹底について周知を行いました。	内部
431	所得状況届の未処理について	未処理・処理遅延	滋賀	事務センター	2011年7月15日	2012年6月6日	○お客様より、年金の振込がされていないとの問合せがあり、確認したところ、所得状況届の未処理が判明しました。	○所得状況届を受付た際、速やかに処理すべきところ、進捗管理を怠ったため、未処理となったことによります。	1名	未払い	2,240,141	○担当者がお客様の母親にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○所得状況届を処理し、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の管理の徹底について周知を行いました。	外部
432	年金受給者住所・支払機関変更届の未処理について	未処理・処理遅延	神奈川	小田原	2011年11月9日	2011年12月15日	○お客様の家族より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の未処理が判明しました。また、同様の誤りが10件判明しました。	○住所・支払機関変更届を受付た際、速やかに処理すべきところ、処理済の届書に紛れたまま、未処理となったことによります。	11名	—	0	○担当者が11名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○担当者が住所・支払機関変更届の入力処理を行い、年金の支払を確認しました。なお、12月の年金については変更前の口座に振込されていることを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未処理の届書等の書類管理及び進捗管理の徹底について周知を行ないました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
433	老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届の進達漏れについて	未処理・処理遅延	大阪	吹田	2002年3月頃	2011年12月8日	○記録突合センターより、お客様の加給年金額について連絡があり、確認したところ、老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届の進達漏れが判明しました。	○お客様の配偶者の老齢年金を裁定する際に、受理した老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届について、旧社会保険業務センターへの進達を漏らしたことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に老齢・障害給付加給年金額支給停止事由該当届を進達し、処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、進達書類の確認についてダブルチェックする等進捗管理を徹底するよう周知しました。	内部
434	繰上裁定請求の説明誤りと処理遅延について	未処理・処理遅延	石川	金沢北	2007年4月頃	2012年4月26日	○年金事務所において、未処理案件の調査を行ったところ、繰上裁定請求の説明誤りと処理遅延が判明しました。	○お客様からの繰上げ請求に係る相談を受けた際に、NTT共済期間に係る考慮を漏らし、繰上げ可能時期を誤って説明したことによります。また、受理した繰上げ請求書の処理を漏らしたものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、ご理解いただくようお願いしました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○繰上げ可能時期について、お客様の希望と異なることから協議結果に基く請求は行われませんでした。	○担当部署において、事象の説明を行い、繰下げ請求に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	内部
435	記録補正に伴う再裁定の処理漏れについて	未処理・処理遅延	徳島	阿波半田	2011年10月25日	2012年9月5日	○担当者が要再裁定者リストの処理状況を確認したところ、記録補正に伴う再裁定の処理漏れが判明しました。	○第三者委員会のあっせんにより記録補正を行った際、お客様が老齢年金受給者であることを確認の上、年金額仮計算書の提出依頼を行うべきところ、失念したことによります。 ○再裁定の対象者リストの確認不足が原因です。	1名	未払い	870	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金額仮計算書を受理し、機構本部へ進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、再裁定者リスト管理簿において再裁定対象者の管理を徹底することを周知しました。	内部
436	記録補正に伴う再裁定の処理漏れについて	未処理・処理遅延	徳島	阿波半田	2010年11月12日	2012年9月5日	○担当者が要再裁定者リストの処理状況を確認したところ、記録補正に伴う再裁定の処理漏れが判明しました。	○第三者委員会のあっせんにより記録補正を行った際、お客様が老齢年金受給者であることを確認の上、年金額仮計算書の提出依頼を行うべきところ、失念したことによります。 ○再裁定の対象者リストの確認不足が原因です。	1名	未払い	8,745	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金額仮計算書を受理し、機構本部へ進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、再裁定者リスト管理簿において再裁定対象者の管理を徹底することを周知しました。	内部
437	支払機関変更届の処理遅延について	未処理・処理遅延	新潟	柏崎	2012年10月1日	2012年9月27日	○お客様より、年金の支払いについて問合せがあり、確認したところ、支払期間変更届の処理遅延が判明しました。	○お客様の支払期間変更届を受理した際に、処理スケジュールの確認を誤り、本来、年金事務所で入力すべきところ、事務センターに進達したことによります。	1名	未払い	145,132	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し支払いを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、処理スケジュールの確認と徹底を周知しました。	外部
438	所得状況届の未処理について	未処理・処理遅延	茨城	事務センター	2012年9月20日	2012年10月31日	○お客様より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、所得状況届の未処理が判明しました。	○所得状況届を受付た際、速やかに処理すべきところ、書類管理を怠ったため、保管したまま未処理となったことによります。	1名	未払い	163,850	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○所得状況届を処理し、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付けた書類等の管理の徹底について周知を行いました	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
439	老齢基礎年金裁定後の国民年金記録補正に係る再裁定処理の引継ぎ漏れについて	未処理・処理遅延	宮崎	宮崎	2000年1月27日	2012年9月12日	○記録突合センターより、お客様から再裁定処理の確認依頼があったとの連絡があり、確認したところ、老齢基礎年金裁定後の国民年金記録補正に係る再裁定処理の引継ぎ漏れが判明しました。	○老齢基礎年金の裁定後に国民年金記録の補正処理を行った際、再裁定の処理担当者へ引継ぎすべきところ、失念したことによります。	1名	未払い	309,565	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し、支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、事務処理過程におけるリスト等の確認を慎重に行い、適切な事務処理を行うよう周知・徹底しました。	内部
440	現況届の未処理について	未処理・処理遅延	香川	高松東	2012年10月25日	2012年11月16日	○お客様の代理人より、年金が振込まれていないとの問合せがあり、確認したところ、現況届の未処理が判明しました。	○現況届を受付た際、諸変更締切日までに処理すべきところ、進捗管理不足により、処理を失念したものです。	1名	未払い	492,232	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○現況届を入力処理し、年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、至急処理すべき届書と進達すべき届書との区分けの徹底について周知を行いました。	外部
441	年金額仮計算書の進達漏れについて	未処理・処理遅延	東京	港	2011年4月25日	2012年8月16日	○お客様より、年金額仮計算書の処理状況について問合せがあり、確認したところ、2名分の年金額仮計算書の進達漏れが判明しました。	○年金額仮計算書を受付た際、速やかに機構本部へ進達すべきところ、進捗管理不足により、進達を漏らしたものです。	2名	未払い	39,656	○担当者が2名のお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○年金額仮計算書を受理し、機構本部へ進達しました。 ○年金の支払を確認しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	外部
442	返納金納付書の送付漏れについて	未処理・処理遅延	神奈川	港北	2011年9月頃	2012年9月6日	○お客様の配偶者より、返納金納付書が届いたが、昨年は送付されなかったとの問合せがあり、確認したところ、返納金納付書の送付漏れが判明しました。	○配偶者加給年金の過払い分について、平成22年より分割で返納する旨の申出を受けていたにもかかわらず、進捗管理を怠り、返納金納付書の送付を失念したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納金納付書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、返納金債権の管理の徹底について周知を行いました。	外部
443	年金の受給権等に関する照会文書への回答遅延について	未処理・処理遅延	神奈川	港北	2012年6月25日	2012年11月21日	○お客様より、照会文書への回答が遅いとの指摘があり、確認したところ、年金の受給権等に関する照会文書への回答遅延が判明しました。	○年金の受給権及び添付書類に関する照会文書を受付た際、速やかに回答すべきところ、書類の管理不足により、回答が遅延したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、照会文書の回答書を交付しました。 ○お客様より裁定請求書を受理し、事務センターへ進達しました。 ○年金の支払を確認しました。 ○その後、お客様から問合せはありませんが、問合せがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た書類等の管理の徹底について周知を行いました。	外部
444	再裁定関係書類の処理漏れについて	未処理・処理遅延	埼玉	川越	2010年11月24日	2012年8月30日	○年金相談センターから連絡があり、資格取消処理を行った際に、加入期間について相談を行った際に、再裁定関係書類の処理漏れが判明しました。	○お客様の老齢年金の裁定後に、厚生年金の遡及した喪失処理を行った際に、出力されたリストの確認を怠り、再裁定処理を漏らしたことによります。	1名	過払い	143,250	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納申出書を受理しました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の保管及び進捗管理について、取扱いの確認と徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
445	年金記録に係る確認申立書の未処理について	未処理・処理遅延	京都	上京	2010年8月13日	2012年10月10日	○担当者より、年金記録に係る確認申立書が未処理となっているとの報告があり、判明しました。	○年金記録に係る確認申立書を受付た際、速やかに事業主照会等の対応を行うべきところ、進捗管理を怠り、未処理となったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上、事業主照会の同意が必要である旨説明しました。 ○お客様より、事業主照会を希望しない旨の回答があったため、機構本部に確認の上、取り下げ処理を行いました。 ○その後、お客様から申立はありませんが、申立てがあった場合、引き続き対応することとしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、受付た届書等の進捗管理の徹底について周知を行いました。	内部
446	障害年金請求書の取下げに係る処理遅延について	未処理・処理遅延	北海道	札幌西	2009年9月8日	2010年9月28日	○内部監査時に障害年金の進捗状況について、確認したところ、障害年金請求書の取下げに係る処理遅延が判明しました。	○障害年金請求書について、お客様との調整の結果取下を行うこととしていたが、お客様からの取下の申出書の提出が無く、その後の進捗管理不足より、処理が遅延したことによります。	2名	―	0	○担当者がそれぞれのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○取下に係る関係書類を受理し、処理を行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	内部
447	障害基礎年金所得状況届の処理遅延について	未処理・処理遅延	東京	事務センター	2012年7月1日	2012年10月16日	○お客様から障害基礎年金の支払について問合せがあり、確認したところ、所得状況届の処理が遅延していることが判明しました。	○お客様より受理した、障害年金基礎年金に係る所得状況届について、本来、お客様の住所を管轄する年金事務所に回付すべきところ、管轄でない事務所に回付したことによります。	1名	未払い	163,850	○担当者がお客様にお詫びの上、了承を得ました。 ○処理の完了と支払いを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、所得状況届の処理について取扱いの確認を周知、徹底しました。	外部
448	新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りについて	入力誤り	鳥取	事務センター	2009年6月11日	2012年5月24日	○担当者が、お客様より提出された年金受給権者支給停止事由該当届を確認したところ、新規裁定時における雇用保険被保険者番号の登録誤りが判明しました。	○老齢厚生年金の裁定時において、お客様の雇用保険被保険者番号を誤って登録したものです。	1名	過払い	266,239	○担当者がお客様にお詫びの上、年金の返納について説明し、了承を得ました。 ○雇用保険被保険者番号の訂正処理を行いました。 ○お客様より返納方法申出書を受理し、機構本部に進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、裁定時における雇用保険被保険者番号の確認の徹底について周知を行いました。	内部
449	老齢年金裁定時の支払金融機関の口座番号の入力誤りについて	入力誤り	北海道	事務センター	2013年4月11日	2013年6月26日	○お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時の支払金融機関の口座番号の入力誤りが判明しました。	○老齢年金裁定時に支払金融機関の口座番号について入力を誤ったことによります。 ○委託業者の入力誤り及びその後のチェックにおいても気が付かなかったものです。	1名	未払い	116,833	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正入力を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時口座番号等の確認を徹底するよう周知しました。 ○委託業者に今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう指示しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
450	老齢年金裁定時の漢字氏名の入力誤りについて	入力誤り	島根	事務センター	2013年6月21日	2013年7月11日	○お客様より、年金証書の漢字氏名について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時の漢字氏名の入力誤りが判明しました。	○老齢年金請求書の裁定時に、漢字氏名を誤って入力したことによります。 ○委託業者の入力誤り及びその後のチェックにおいても気が付かなかったものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正入力を行い年金証書の差替えを行いました。	○担当部署において、事象の説明を行い、チェック時の確認を徹底するよう周知しました。 ○委託業者に今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう指示しました。	外部
451	老齢年金裁定時の支払金融機関の口座番号の入力誤りについて	入力誤り	島根	事務センター	2013年5月22日	2013年6月27日	○お客様より、年金の支払について問合せがあり、確認したところ、老齢年金裁定時の支払金融機関の口座番号の入力誤りが判明しました。	○老齢年金裁定時に支払金融機関の口座番号について入力を誤ったことによります。	1名	未払い	26,758	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正入力を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金裁定時口座番号等の確認を徹底するよう周知しました。	外部
452	障害年金裁定時の加給年金対象者生年月日の入力誤りについて	入力誤り	大阪	堺西	2007年2月8日	2013年5月27日	○市役所より、障害年金の裁定結果について問合せがあり、確認したところ、障害年金請求時の加給年金対象者の生年月日の入力誤りが判明しました。	○障害年金請求書の裁定の際に、加給年金対象者の生年月日について、本来、平成6年とすべきところを、平成16年と入力したことによります。	1名	過払い	37,716	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て返納方法申出書を受理しました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、請求書入力時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	外部
453	年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りについて	入力誤り	愛媛	事務センター	2013年5月16日	2013年6月20日	○年金事務所より、年金の支払状況について連絡があり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りが判明しました。	○年金受給権者住所・支払機関変更届を入力する際に、金融機関の口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	442,298	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正入力を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、金融機関等変更時の確認の徹底を周知しました。	外部
454	繰下げ請求の処理誤りについて	入力誤り	大阪	事務センター	2012年6月5日	2012年8月8日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、繰下げ請求の処理誤りが判明しました。	○老齢給付年金請求書の処理時に、本来、厚生年金の繰下げ処理を行うべきところ、基礎年金の繰下げの処理を行ったことによります。 ○委託業者の入力誤りによるものです。	1名	未払い	67,000	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○ブロック本部に取扱いを協議し、訂正処理可能との回答がありました。 ○関係書類一式を機構本部に進達し処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行いました。 ○委託業者に、今回の事象を連絡し、再発防止策について顛末書を受理しました。	外部
455	年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りについて	入力誤り	大阪	八尾	2013年6月18日	2013年8月20日	○機構本部より、年金の振込不能に係る連絡があり、確認したところ、年金受給権者住所・支払機関変更届の入力誤りが判明しました。	○年金受給権者住所・支払機関変更届を入力する際に、金融機関の口座番号の入力を誤ったことによります。	1名	未払い	22,416	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○訂正入力を行い支払を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、金融機関等変更時の確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
456	年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	大阪	事務センター	2013年4月18日	2013年4月19日	○お客様より、送付した通知の内容について問合せがあり、確認したところ、年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知の作成誤りが判明しました。	○年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知を作成する際、お客様の生年月日を誤って作成し送付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○正しい通知を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
457	年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	四国	ブロック本部	2012年3月14日	2012年3月23日	○お客様より、送付されたお知らせ通知の氏名が誤っているとの問合せがあり、確認したところ、年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知の作成誤りが判明しました。	○紙台帳とコンピューター記録との突合せ結果の判断誤りにより、年金に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知を作成する際、氏名の漢字を誤って作成し送付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様の家族にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○お客様より回答書等を受理しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
458	現況診断書の現症年月日に係る案内文書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	北海道	室蘭	2012年3月30日	2012年4月10日	○担当者が現況診断書の現症年月日を確認したところ、現況診断書の現症年月日に係る案内文書の作成誤りが判明しました。	○4月誕生月のお客様に送付する障害基礎年金現況診断書に係る案内文書を作成する際、4月の現症年月日で提出するよう作成すべきところ、誤って3月の現症年月日で提出するよう作成したものです。	11名	—	0	○担当者がすべてのお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○4月現症の現況診断書を受理し、事務センターに進達しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成時におけるダブルチェックの徹底について周知を行いました。	内部
459	障害基礎年金不支給決定通知書の記載誤りについて	通知書等の作成誤り	高知	事務センター	2012年4月9日	2012年4月12日	○担当者が障害基礎年金不支給決定通知書の写しを確認したところ、障害基礎年金不支給決定通知書の記載誤りが判明しました。	○障害基礎年金不支給決定通知書を作成の際、基礎年金番号を誤って入力したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○不支給決定通知書の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、決裁時及び発送時の確認を徹底するよう周知しました。	内部
460	障害基礎年金処分通知書の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	福岡	事務センター	2012年2月15日	2012年5月15日	○審査請求にかかる意見書を作成していたところ、障害基礎年金処分通知書の作成誤りが判明いたしました。	○障害状態認定協議書および裁定決議書を作成する際に、障害認定日の日付を誤り、本来、21日とすべきところ、1日としたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○正しい処分通知書を作成し送付しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、文書作成の際の内容確認を徹底するよう周知しました。	内部
461	年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	長野	事務センター	2012年7月30日	2012年8月2日	○お客様の代理人より、お知らせ通知の氏名の記載が誤っているとの問合せがあり、年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知の作成誤りが判明しました。	○紙台帳とコンピューター記録との突合せ結果の判断誤りにより、年金に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知を作成する際、氏名の漢字を誤って登録し送付したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○通知の差替を行いました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
462	年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知の作成誤りについて	通知書等の作成誤り	大阪	事務センター	2013年4月18日	2013年4月19日	○お客様より、送付した通知の内容について問合せがあり、確認したところ、年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知の作成誤りが判明しました。	○年金記録に関する紙台帳等の調査結果のお知らせ通知を作成する際、お客様の生年月日を誤って作成し送付したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○正しい通知を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、通知書等作成後のダブルチェックの徹底について周知を行いました。	外部
463	ねんきん定期便（直近1年通知用はがき）の「最近の月別状況」欄等の印字漏れについて	通知書等の作成誤り	本部	記録管理部（本部）	2013年8月26日	2013年9月2日	○年金事務所より、お客様からねんきん定期便の印字内容について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、ねんきん定期便（直近1年通知用はがき）の「最近の月別状況」欄等の印字漏れが判明しました。	○委託業者において、印刷時の設定を誤ったことによります。	5,000名	―	0	○年金事務所の担当者が連絡のあったお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○機構本部よりすべてのお客様にお詫びの文書及び正しいねんきん定期便を送付しました。	○委託事業者には、再発防止に係る顛末書を提出させ、印刷作業時における印字設定の確認の徹底について指導しました。	外部
464	未支給年金の支払時期に係る説明誤りについて	説明誤り	香川	高松東	2012年3月19日	2012年5月15日	○お客様より、未支給年金の支払について問合せがあり、確認したところ、未支給年金の支払時期に係る説明誤りが判明しました。	○未支給年金請求書を受理した際、未支給年金の支払時期等に関する説明が不十分であったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未支給年金の支払時期については誤解を生じさせない説明をするよう周知しました。	外部
465	老齢基礎年金額加算開始事由該当届の添付書類に係る説明誤りについて	説明誤り	大阪	豊中	2012年8月20日	2012年8月27日	○お客様の配偶者より、提出書類について問合せがあり、確認したところ、老齢基礎年金額加算開始事由該当届の添付書類に係る説明誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターにおいて、お客様から年金相談を受けた際に、老齢基礎年金額加算開始事由該当届の添付書類である所得証明書の年区分を誤って説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て関係書類を提出いただきました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、振替加算時の必要な確認書類について改めて周知しました。 ○また、街角の年金相談センターより、再発防止策を含む報告書の提出がありました。	外部
466	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	長崎	長崎南	2010年11月19日	2013年2月27日	○お客様の年金相談を行った際に、納付記録を確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○以前にお客様の年金相談を行った際に、国民年金種別変更届の提出漏れにより、国民年金記録が不備であったことから、本来、受給要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	内部
467	雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りについて	説明誤り	兵庫	西宮	2011年10月24日	2011年12月16日	○お客様より、年金の支払日について問合せがあり、確認したところ、雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届を受理した際に、支払サイクルの確認不足により老齢年金の支給日を誤って説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金の支払日等については十分確認の上説明するよう周知・徹底しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
468	遺族年金に係る年金見込額の説明誤りについて	説明誤り	京都	京都南	2010年1月9日	2012年2月13日	○お客様より、65歳になり届いた遺族厚生年金の支給額変更通知書と以前説明を受けた年金見込額が相違しているとの問合せがあり、確認したところ、年金見込額の説明誤りが判明しました。	○街角の年金相談センターにおいて、厚生年金基金加入員期間があるお客様から年金相談があった際に、国の代行部分相当額を含む老齢厚生年金相当額が支給停止となることを説明しなかったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、改めて見込額試算時の年金記録の確認を慎重に行うよう周知しました。 ○また、街角の年金相談センターより、再発防止策を含む報告書の提出がありました。	外部
469	遺族年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	京都	京都南	2012年3月19日	2012年4月26日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、年金見込額を誤って試算していることが判明しました。	○街角の年金相談センターにおいて、お客様から65歳からの年金について相談を受けた際に、経過的寡婦加算額を考慮せず年金額見込額を試算したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、年金見込額を試算する際の記録の確認等の徹底について周知しました。 ○また、街角の年金相談センターより、再発防止策を含む報告書の提出がありました。	外部
470	振替加算開始事由該当届の提出時期の説明誤りについて	説明誤り	京都	京都南	2011年10月26日	2012年5月25日	○受理した振替加算開始事由該当届の確認をしたところ、振替加算開始事由該当届の提出時期の説明誤りが判明しました。	○お客様から振替加算開始事由該当届の提出時期の相談を受けた際に、在職中の配偶者の退職または65歳到達時点で該当届を提出するよう説明すべきところ、配偶者が64歳到達する時点と誤った説明をしたことによります。 ○街角の年金相談センター職員の確認不足によるものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行いました。 ○社会保険労務士会に再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	内部
471	未支給年金請求の時効に係る説明誤りについて	説明誤り	大阪	豊中	2012年1月11日	2012年2月7日	○お客様の代理人から未支給年金請求書の提出があった際、確認したところ、未支給年金請求の時効に係る説明誤りが判明しました。	○受給権者死亡による年金の相談があった際に、時効により未支給年金を受け取れないにもかかわらず、確認不足により誤って受け取れると説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未支給年金の時効について、再度周知・徹底しました。	外部
472	加給年金額加算開始事由該当届の提出時期の説明誤りについて	説明誤り	大阪	豊中	2012年1月25日	2012年6月11日	○受理した加給年金額加算開始事由該当届の確認をしたところ、加給年金額加算開始事由該当届の提出時期の説明誤りが判明しました。	○お客様から加給年金額加算開始事由該当届の提出時期の相談を受けた際に、定額部分発生日である、64歳時点に提出するよう説明すべきところ、退職時点に提出するよう誤った説明をしたことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、加給年金額加算開始事由該当届の提出時期の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
473	遺族年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	兵庫	三宮	2013年3月6日	2013年3月7日	○お客様より、年金見込額回答票についての問合せがあり、確認したところ、遺族年金に係る年金見込額の試算誤りが判明しました。	○お客様から遺族年金の相談を受けた際に、確認不足により、お客様の基礎年金番号を配偶者記録と誤入力したために、誤った年金見込額を試算したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上、正しい年金見込額を説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金見込額を試算する際の対象者・請求者の記録の確認の徹底について周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
474	振替加算に係る説明誤りについて	説明誤り	福島	事務センター	2012年12月26日	2013年3月7日	○機構本部より、振替加算について連絡があり、確認したところ、振替加算に係る説明誤りが判明しました。	○紙台帳とコンピューター記録の突合作業に係る調査結果、振替加算に係る連絡を受けた際に、振替加算は加算されないと説明すべきところ、誤って加算されると説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、振替加算に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
475	未支給年金請求の時効に係る説明誤りについて	説明誤り	北海道	札幌東	2012年9月28日	2013年2月22日	○お客様より、未支給年金について問合せがあり、確認したところ、未支給年金請求の時効に係る説明誤りが判明しました。	○お客様が未支給年金の相談で来所した際、未支給年金の時効について誤認し、提出期限を誤って説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未支給年金の時効について再度周知しました。	外部
476	未支給年金の支払に係る説明誤りについて	説明誤り	愛知	瀬戸	2012年12月14日	2012年12月17日	○お客様より、未支給年金の支払について問合せがあり、確認したところ、未支給年金の支払に係る説明誤りが判明しました。	○社会保険労務士に委託する相談窓口において未支給年金請求書を受理した際、処理スケジュール等の確認が不十分であったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未支給年金の事務処理方法及び処理スケジュールを改めて周知しました。 ○また、社会保険労務士会より、再発防止策を含む報告書の提出がありました。	外部
477	死亡一時金の請求に係る説明誤りについて	説明誤り	栃木	栃木	2010年7月21日	2013年4月16日	○お客様が遺族年金及び死亡一時金の手続きに来所した際に、確認したところ、死亡一時金の請求に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から配偶者死亡による年金請求の相談があった際、死亡一時金の受給権の時効は2年であるにもかかわらず、知識不足により5年であると誤った説明をしたことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、年金給付に係る時効について改めて周知しました。	内部
478	死亡一時金の請求に係る説明誤りについて	説明誤り	香川	高松西	2013年4月23日	2013年4月23日	○お客様が死亡一時金請求書を提出に来所した際に、確認したところ、死亡一時金の請求に係る説明誤りが判明しました。	○社会保険労務士に委託する相談窓口において、配偶者死亡による年金相談の際に、死亡一時金は支給済であったにもかかわらず、一時金に係る被保険者記録の確認を怠ったことにより、請求案内をしたものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、死亡一時金の相談に係る注意事項について、確認と徹底を周知しました。 ○また、社会保険労務士会に対して今回事象を情報提供し再発防止の徹底を依頼し、再発防止策を含む報告書を受理しました。	内部
479	加給年金の時効に係る説明誤りについて	説明誤り	神奈川	厚木	2012年10月5日	2012年12月20日	○お客様より、加給年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、加給年金の時効に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から加給年金に係る相談を受けた際に、支払については、時効により5年分のみ遡及されると説明すべきところ、誤って全て遡及されると説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、時効に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
480	遺族年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	福岡	小倉北	2008年1月9日	2013年3月28日	○お客様の代理人より、年金額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金に係る年金見込額の試算誤りが判明しました。	○年金相談を受けた際に、65歳からの遺族年金について、経過的寡婦加算額を考慮せず年金額見込額を試算し説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様及び代理人にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額を試算する際の確認の徹底について周知しました。	外部
481	遺族基礎年金の支給停止に係る説明誤りについて	説明誤り	宮崎	都城	2012年8月14日	2012年9月28日	○市役所より、お客様から子供の遺族年金について問合せがあったとの連絡があり、確認したところ、遺族基礎年金の支給停止に係る説明誤りが判明しました。	○祖父母と養子縁組した子供の遺族年金について電話相談があった際に、遺族基礎年金は生計を同じくするその子の父母がいる場合には支給停止されるにもかかわらず、誤って受給できると説明したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、遺族年金の失権及び支給停止事由について研修を行いました。	外部
482	振替加算に係る説明誤りついて	説明誤り	千葉	市川	2013年4月19日	2013年5月7日	○お客様より、振替加算について問合せがあり、確認したところ、振替加算に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から振替加算に係る相談を受けた際に、配偶者の年金記録の確認不足より、資格喪失日以前に、振替加算が加算される旨を説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、振替加算に係る取扱の確認を徹底するよう周知しました。	外部
483	遺族年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	山口	岩国	2013年2月21日	2013年5月14日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金に係る年金見込額の試算誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、65歳以上の遺族厚生年金の受給権者が厚生年金の被保険者である場合には、遺族厚生年金の額のうち、在職老齢年金の仕組みによる支給停止が行われないとした場合の老齢厚生年金額に相当する額が支給停止となりますが、その考慮をせず年金額見込額を試算したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、見込額及び併給調整についての研修を行い、お客様に年金見込額回答票を交付する際の確認を徹底するよう周知しました。	外部
484	遺族年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	滋賀	大津	2013年2月8日	2013年4月26日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金に係る年金見込額の試算誤りが判明しました。	○社会保険労務士に委託する相談窓口において、お客様から遺族年金の相談を受けた際に、長期要件と短期要件を誤って年金額見込額を試算したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額作成時の取扱い及び遺族年金の要件について周知しました。 ○社会保険労務士会に対して今回事象を情報提供し再発防止の徹底を依頼しました。	外部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
485	遺族年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	鹿児島	加治木	2013年3月1日	2013年5月11日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金に係る年金見込額の試算誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、別人の基礎年金番号を配偶者記録と誤入力したために、誤った年金見込額を試算したものです。	2名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○誤って交付した年金見込額回答票の回収をしました。なお、別人については死亡記録となっており連絡先不明です。	○担当部署において、年金見込額を試算する際の記録の確認の徹底について周知しました。	内部
486	未支給年金の支払に係る説明誤りについて	説明誤り	富山	高岡	2013年4月4日	2013年5月28日	○お客様の家族より、未支給年金の支払について問合せがあり、確認したところ、未支給年金の支払に係る説明誤りが判明しました。	○未支給年金請求書を受理した際、死亡した受給権者への定期支払分の支払状況を確認のうえ支払金額等の説明をすべきところ、認識不足により誤った説明をしていたものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、未支給年金の決定に係る処理スケジュール等について改めて周知しました。	外部
487	配偶者加給年金の加算に係る説明誤りについて	説明誤り	北海道	札幌西	2013年3月15日	2013年5月2日	○受理した老齢厚生年金加給年金加算開始事由該当届の確認をしたところ、配偶者加給年金の加算に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から加給年金に係る相談を受けた際に、支給開始年齢を64歳からと説明すべきところ、62歳から支給すると誤った説明をしたことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、加給年金に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
488	未支給年金の支払に係る説明誤りについて	説明誤り	北海道	札幌北	2013年5月24日	2013年6月17日	○お客様より、未支給年金の支払について問合せがあり、確認したところ、未支給年金の支払に係る説明誤りが判明しました。	○未支給年金請求書を受理した際、死亡した受給権者への定期支払分の支払状況を確認のうえ支払金額等の説明をすべきところ、誤った説明及び受付控えを交付していたものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、未支給年金の決定に係る処理スケジュール等について周知・徹底しました。	外部
489	遺族年金に係る年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	北海道	札幌東	2013年3月7日	2013年6月3日	○お客様より、年金額について問合せがあり、確認したところ、遺族年金に係る年金見込額の試算誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受けた際に、経過的寡婦加算額を考慮せず年金額見込額を試算したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、今回の事象及び年金見込額の算出方法等について説明し、試算する際の記録の確認の徹底を周知しました。	内部
490	加給年金の過払い額の説明誤りについて	説明誤り	大阪	豊中	2013年2月21日	2013年5月21日	○加給年金の過払いに係る調整について、処理結果の確認をしたところ、加給年金の過払い額の説明誤りが判明しました。	○加給年金の過払いに係る調整について、3年10ヵ月分の調整が必要であると説明すべきところ、2年10ヵ月分の調整が必要であると誤った説明を行ったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得て、再度返納方法申出書を受理しました。 ○訂正処理依頼書等関係書類一式を機構本部に進達し訂正処理を確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、過払いに係る取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
491	配偶者加給年金の支給に係る説明誤りについて	説明誤り	福岡	小倉南	2012年8月20日	2013年3月4日	○機構本部より、加給年金の取扱いについて連絡があり、確認したところ、配偶者加給年金の支払に係る説明誤りが判明しました。	○お客様から雇用保険を受給している場合の加給年金の相談を受けた際に、共済年金からの職域加算が支給されることから、加給年金は加算されないと説明すべきところ、誤って加算されると説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、共済受給者の加給年金に係る取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	内部
492	老齢年金請求時の合算対象期間の説明誤りについて	説明誤り	福岡	西福岡	2012年12月10日	2013年4月19日	○お客様より、合算対象期間について問合せがあり、確認したところ、老齢年金請求時の合算対象期間の説明誤りが判明しました。	○老齢年金請求に係る相談を受けた際に、国民年金の任意加入期間に係る取扱いを誤り、本来、合算対象期間に含まれないにもかかわらず、合算対象期間に含め受給要件の説明を行ったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、合算対象期間の取扱いの確認の徹底を周知しました。	外部
493	老齢年金請求時の合算対象期間の説明誤りについて	説明誤り	福岡	西福岡	2011年8月30日	2013年4月19日	○お客様より、合算対象期間について問合せがあり、確認したところ、老齢年金請求時の合算対象期間の説明誤りが判明しました。	○老齢年金請求に係る相談を受けた際に、国民年金の任意加入期間に係る取扱いを誤り、本来、合算対象期間に含まれないにもかかわらず、合算対象期間に含め受給要件の説明を行ったことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、合算対象期間の取扱いの確認の徹底を周知しました。	外部
494	障害年金の納付要件に係る説明誤りについて	説明誤り	香川	事務センター	2013年2月28日	2013年5月8日	○事務センターにおいて障害年金請求書の審査を行った際に、確認したところ、障害年金の納付要件に係る説明が判明しました。	○市役所より、障害年金の納付要件について確認依頼を受けた際に、国民年金の納付年月日の確認不足より、初診日以降の納付を含めて計算したことで、納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると回答したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、納付要件のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	内部
495	老齢年金の年金見込額の試算誤りについて	説明誤り	岡山	岡山西	2013年2月15日	2013年2月19日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の年金見込額の試算誤りが判明しました。	○老齢基礎年金の年金見込額を試算する際に、共済年金の被保険者期間を誤って入力し説明したことによります。 ○街角の年金相談センター職員の確認不足によるものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行いました。 ○社会保険労務士会に今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
496	障害年金の納付要件に係る説明誤りについて	説明誤り	千葉	幕張	2012年9月4日	2013年4月23日	○お客様の年金相談を行った際に、確認したところ、障害年金の納付要件に係る説明が判明しました。	○お客様から障害年金に係る年金相談を受けた際に、納付要件については、初診日の前々月までの被保険者期間により確認すべきところ、相談時までの期間で確認し、納付要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行い、納付要件のダブルチェックを徹底しるよう周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
497	繰上げ受給者に対する障害年金申請時の説明誤りについて	説明誤り	神奈川	港北	2013年2月22日	2013年7月16日	○お客様の年金相談を行った際に、確認したところ、繰上げ受給者に対する障害年金申請時の説明誤りが判明しました。	○お客様から障害年金に係る年金相談を受けた際に、老齢年金の繰上げ受給者であるにもかかわらず、事後重症による障害年金が請求できると説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い障害年金の取扱について確認するよう周知・徹底しました。	内部
498	雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りについて	説明誤り	群馬	高崎	2013年3月15日	2013年7月24日	○お客様より、年金の支給額について問合せがあり、確認したところ、雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、事業所からの資格喪失届の提出が無いことの確認を漏らしたことで、老齢年金の支給停止期間を誤って説明したことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金の支払日及び支給停止期間等については十分確認の上、説明するよう周知・徹底しました。	外部
499	年金の過払いに対する返納金額の説明誤りについて	説明誤り	兵庫	姫路	2013年6月24日	2013年6月24日	○お客様より、返納金について問合せがあり、確認したところ、年金の過払いに対する返納金額の説明誤りが判明しました。	○年金の過払いに対する返納金額について相談を行った際に、返納金額を誤って説明したことによります。また、手続きに関し、返納方法申出書が必要であるにもかかわらず、説明を漏らしていました。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○返納方法申出書を受理しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金受給者原簿の確認の徹底を周知しました。	外部
500	年金見込額回答票作成時の受給権発生年月日の説明誤りについて	説明誤り	大阪	淀川	2013年6月3日	2013年6月12日	○お客様より、年金見込額について問合せがあり、確認したところ、年金見込額回答票作成時の受給権発生年月日の説明誤りが判明しました。	○お客様から年金相談を受け年金見込額回答票を作成した際に、合算対象期間としての脱退手当金支給済期間に係る機械操作を誤り、遡った日付による受給権発生年月日をお伝えしたことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、合算対象期間の取扱い及び機械操作の確認の徹底を周知しました。	外部
501	障害年金の診断書の提出時の説明不足について	説明誤り	神奈川	藤沢	2013年1月15日	2013年3月22日	○お客様より、障害年金の診断書について問合せがあり、確認したところ、障害年金の診断書の提出時の説明不足が判明しました。	○お客様より、障害年金に係る相談を受けた際に、お客様が請求を希望している疾病のではなく、誤った疾病に対する説明を行ったことによります。これにより、お客様は不要な受診状況等証明書を作成したものです。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、障害年金の相談時の説明について、慎重に行うように周知しました。	内部
502	記録判明時の年金請求書の提出説明漏れについて	説明誤り	神奈川	藤沢	2012年12月20日	2013年3月19日	○お客様の年金相談を行った際に、納付記録を確認したところ、記録判明時の年金請求書の提出説明漏れが判明しました。	○新たな年金記録が判明したことにより、受給権を満たしたことから、本来、老齢年金の請求に係る説明を行うべきところ、説明を行わなかったことによります。	1名	—	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。 ○老齢年金請求書を受理し、裁定処理が完了したことを確認しました。	○担当部署において、事象の説明を行い、受給要件の取扱い及び記録確認の徹底を周知しました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
503	年金見込額の説明誤りについて	説明誤り	京都	京都南	2013年1月12日	2013年6月12日	○お客様より、年金の支払額について問合せがあり、確認したところ、年金見込額の説明誤りが判明しました。	○新たな記録が判明し加給年金の支払額を説明した際に、支払額については未払分のみであると説明すべきところ、支払済分を含めて説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金見込額説明時の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	外部
504	雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りについて	説明誤り	長崎	佐世保	2013年8月15日	2013年8月21日	○お客様より、年金の支給額について問合せがあり、確認したところ、雇用保険の給付と老齢年金との調整に係る説明誤りが判明しました。	○お客様の年金相談を行った際に、雇用保険からの給付が65歳以降のものと誤り、老齢年金の支給停止期間を誤って説明したことによります。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承を得ました。	○担当部署において、事象の説明を行い、年金の支払日及び支給停止期間等については十分確認の上、説明するよう周知・徹底しました。	外部
505	老齢年金の受給要件に係る説明誤りについて	説明誤り	広島	広島西	2013年4月25日	2013年4月25日	○お客様より、受給要件について問合せがあり、確認したところ、老齢年金の受給要件に係る説明誤りが判明しました。	○老齢年金請求に係る相談を受けた際に、厚生年金期間が20年あることから、受給要件を満たしているにもかかわらず、満たしていないと説明したことによります。 ○委託社会保険労務士の認識不足によるものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上説明し、了承いただくようお願いしました。	○担当部署において、事象の説明を行いました。 ○社会保険労務士会に、今回の事象を連絡し、再発防止策の徹底を図るよう連絡しました。	外部
506	年金分割における添付書類の説明誤りについて	説明誤り	滋賀	大津	2013年4月9日	2013年4月22日	○担当者が受付た標準報酬改定請求書及び過去の相談事蹟を確認したところ、年金分割における添付書類の説明誤りが判明しました。	○年金分割について相談を受けた際、生前に作成された年金分割の合意書及び委任状の添付では、年金分割の割合が確認できないため、標準報酬改定請求ができないと説明すべきところ、誤って請求可能であると説明したものです。	1名	―	0	○担当者がお客様にお詫びの上、却下処分となる旨説明し、了承を得ました。 ○標準報酬改定請求書の処理を行い、却下通知書を送付しました。	○担当部署において、今回の事象を説明し、標準報酬改定請求についての相談を受けた際、年金分割の割合を明らかにすることができる書類を確認するよう周知・徹底しました。	内部
507	業務目的外閲覧について	事故等	埼玉	川越	2012年11月15日	2012年12月19日	○氏名索引届書処理結果リストを確認したところ、委託社会保険労務士による業務目的外閲覧が判明しました。	○年金相談業務を委託している社会保険労務士が、窓口装置の操作の練習として、自分の氏名により氏名索引を行ったものです。 ○社会保険労務士が、自分の記録を閲覧しても業務目的外閲覧には当たらないと誤った認識をしていたことによります。	4名	―	0	○担当者より社会保険労務士会に事象を連絡し、顛末書の提出がありました。	○社会保険労務士会に、今回の事象を説明の上、個人情報保護の徹底を依頼し、年金相談に従事する社会保険労務士に業務目的外による年金記録の閲覧の禁止の周知・徹底を図るための研修を行っていくとの報告がありました。	内部
508	業務目的外閲覧について	事故等	鳥取	鳥取	2013年6月14日	2013年6月17日	○氏名索引届書処理結果リストを確認したところ、委託社会保険労務士による業務目的外閲覧が判明しました。	○年金相談業務を委託している社会保険労務士が、窓口装置の操作の練習として、自分の氏名により氏名索引を行ったものです。 ○社会保険労務士が、自分の記録を閲覧しても業務目的外閲覧には当たらないと誤った認識をしていたことによります。	1名	―	0	○担当者より社会保険労務士会に事象を連絡し、顛末書の提出がありました。	○社会保険労務士会に、今回の事象を説明の上、個人情報保護の徹底を依頼し、年金相談に従事する社会保険労務士に業務目的外による年金記録の閲覧の禁止の周知・徹底を図るための研修を行っていくとの報告がありました。	内部

整理番号	件名	事故等の区分	県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象	原因	影響範囲	影響区分	影響金額（単位：円）	対応	対策	判明契機
509 ～ 545	不審電話について		北海道 他36件	年金事務所32件 本部2件 ブロック本部1件 事務センター2件	2013年 11月	2013年 11月	○お客様より、「不審な電話があったので、確認したい」との照会がありました。	○社会保険事務所や社会保険事務局、日本年金機構、市（区）町村の職員を名乗り、次のような内容の電話が被保険者や年金受給者にありました。 （1）医療費の還付があるので、フリーダイヤルや携帯電話に折り返し連絡し、手続きをするように促す。 （2）医療費の還付があるので、コンビニエンスストアやスーパーマーケットに設置してあるATMに行き振込の操作をするように促す。 （3）口座番号や携帯電話番号などの個人情報を聞き取ろうとする。	42名 3年金事務所	―	0	○現在、社会保険事務所や社会保険事務局は存在しないことをお伝えしました。 ○医療費の還付は年金事務所では行っていないこと及び折り返しの電話をしないようお伝えしました。 ○電話で金融機関のATM等に誘導し、振込手続きを行うことはないことをお伝えしました。 ○電話で口座番号などの個人情報を確認することは行っていないこと及び個人情報等は回答しないようお伝えしました。	○日本年金機構内部にお客様に注意を促すように指示しています。 ○日本年金機構ホームページに、不審電話及び不審な訪問に関する注意を促す内容を掲載しています。	事件等